

二、金融緊急措置令関係

- 1、勅令
- 2、省令
- 3、告示
- 4、要領

三、日本銀行券預入令関係

- 1、勅令
- 2、省令
- 3、告示
- 4、要領

四、臨時財産調査令関係

- 1、勅令
- 2、省令
- 3、告示
- 4、要領

五、物価関係

各省総務局長等ニ対スル金融緊急措置ニ関スル説明会

一、日時 二月十六日(土)午後二時

二、場所 於勸銀二階二号室

三、出席者

内閣 会計課長 審議室橋井参事官

内務省 地方局長 警保局長 会計課長

農林省 総務局長 会計課長
 商工省 商務局長 会計課長
 司法省 刑事局長 会計課長
 文部省 会計課長
 外務省 政務局長 会計課長
 厚生省 吉武局長 会計課長
 運輸省 官房長 会計課長
 第一復員省 経理局長
 第二復員省 経理局長
 逓信院 総務局長 貯金保険局長及関係課長
 (大蔵省 各部長 官房長及官房各課長)

注 ガリ印刷。厚生省吉武局長は劳政局長。
 出所 大蔵省資料乙五二六—三一三。

V 緊急措置の発動過程

V-1 緊急措置発表関係愛知メモ

発表午後一時三十分

レクテュア(説明開始)内示(午前十二時)

(印刷ハ渡サヌ)

東京夕刊

内閣 総理大臣談 輸長談

内閣訓令

大蔵省

1 大臣談

2 金融緊急

3 日本銀行予入

4 臨時財産調査令

5 戦時物価対策

基本要綱ノミ(数字ハ発表セズ)

農工省

1 イン退蔵物資等緊急措テ令

2 大臣談

3 重要物資ノ見透—石炭・肥料・セネイ

◎生活必需品増産対策

農林省

食糧管理緊急措置令—施行規則 管理法施行令改正

大臣談

注 大日本帝国政府用箋。エンピツ手書き。
出所 大蔵省資料乙五二六一—三一四。

V-2 大蔵大臣放送原稿(昭和二年二月一六日)

大蔵大臣放送 二二、二、一六

自后三、一九至三、二八 九分間 於放送会館

皆サン、唯今、総理大臣ガオ話シニナラレマシタ通り、政府ハ、ナミナミナラヌ決意ヲ以テ、敗戦日本ヲ建テ直ス為ニ、各方面ニ亘ツテ、ホントウニ思ヒ切ツタ、シカモ、綜合的ナ一連ノ緊急対策ヲ、断乎トシテ、実施スルコトニ決意シタノデアリマス、今回政府ガ断行スルコトト致シマシタ政策ハ、物価ヲ安定スルコトヲ主眼トシタ、極メテ広範囲ニ亘リ、シカモ、皆サンノ実生活ニ、何レモ切実ナ関係ヲ持ツモノデアリマス。中デモ、金融非常措置ト、日本銀行券ノ預ケ入レニ関スル政策ハ、我々老若男女、一人残ラズノ生活ニ、最モ関係ノ深い深刻ナモノデアリマス。ト申シマスノハ、皆サンガ、此ノ二月十六日、即チ、昨日迄ニ、貯金ヲナサツテ居ラレタ貯金預金信託ナゾハ、皆サンガ、一定ノ生活ヲ維持ナサレル為ニ必要ナオ金、例ヘバ、一家ノ世帯主ガ三百円、其ノ他ノ方ハ一人百円宛トイフヤウニ、極ク、限ラレタ金額ノ払出シヲ認メラレル外ハ、原則的ニ、当分ノ間、自由ナ払出シハ禁ゼラレルコトニナツタノデアリマス。又皆サンガ、今日迄才使ヒニナツテ居ラレタ十円以上ノオ札ハ、来ル三月二日一パイデ以テ、凡テ、無効ニナルノデアリマス。現在ノ十円以上ノオ札ヲオ持チノ方ハ、成ルベク其ノ日迄ニ、遅クモ三月七日迄ニハ、凡テ之ヲ銀行ナリ、郵便局ナリ、農業

会ナリ、皆サンニ一番御便利ナ貯金ヲ扱フ所ニ預ケ入レテイタ
 ガカネバナラヌノデス。コウシテ預ケ入レラレタ預金ヤ貯金ナ
 ゴハ、昨日現在ノ皆サンノ貯金ヤ預金ト同様ニ、今述べマシタ
 ヤウニ、其ノ支払ハ、原則的ニ封鎖サレルノデス。固ヨリ、例
 外トシテ皆サンガ病氣ヲサレタ場合、御産ノ御目出度イ時、又
 結婚ヤオ葬式等ノ祝儀不祝儀ニ費用ノ要ル場合、又ハ選挙ニ立
 候補サレテ法律テ許サレタ範囲内ノ費用ヲ必要トスルト謂ツタ
 ヤウナ特別ノ場合ニハ、一定ノ範囲内デ、自由ナ抽出シガ認メ
 ラレルコトハ、新聞ニ詳シク述タ通りデアリマス又現在皆サン
 ガオ持チノオ札ヲ、コウシテ預ケ入レラレル場合ニ於テ、手持
 ノオ金ノ御不自由ノナイ様ニ個人個人ノホンノ当座ニ必要トサ
 レルオ金ノ為ニ、一人ニ付百円ダケハ来ル二月廿五日カラ三月
 七日迄ニ限ツテ、新タニ制定サレル新ラシイ様式ノオ札ト、交
 換セラレルノデアリマス。ソシテ三月二日以後、新券ニ依ツテ
 前ニ申上ゲタ様ニ各世帯毎ニ預金ノ一定額ノ引出ヲ認メルノデ
 アリマス、皆サン、政府ハ何故コウシタ徹底シタ、見ヤウニ依
 ツテハ乱暴ナ政策ヲトナケレバナラナイノデセウカ、ソレハ
 一口ニ謂ハバ悪性インフレーショントイフ、国民トシテノ実ニ
 始末ノ悪イ、重イ重イ生命ニモカカワルヤウナ病氣ヲナオス為
 ノ已ムヲ得ナイ方法ナノデス。従来カラ、悪性インフレーション
 ントイフ言葉ハ、我が国デモ盛ニ論ゼラレテ来マシタ。併シ
 乍ラ、ソレハ兎モスレバ第一次戦争後ノ「ドイツ」トカ、又ハ
 最近ノ「ギリシヤ」トカノ川向フノ火事ノヤウニ聴キ流サレ勝

チデシタ。ダガ、ドウデセウ、此ノ頃ノ我が国ノ国民生活ノ現
 情ハ、サラヌダニ無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタガ国ノ経済ハ、
 敗戦トイフ悲シイ結末ニ伴ツテ、莫大ナ資源地帯ヲ喪失シ殊ニ
 食糧事情ハ逼迫シ、供出ノ不振、買焦リ、配給ト物価体系ノ混
 乱トイツタヤウナコトカラ、物価ハ日ニ暴騰シ、通貨ノ発
 行高ハ実ニ六百億円トイフ一年前ニ比ベテモ三倍ヲ遙カニ越ス
 ヤウナ情況デ、我々ハ御互ニ毎日ノ生活ノ苦シサヲ味ヒ抜
 イテ居ルノデス。シカモ此ノママデハ前途ニ光明ガアリマセン。
 此ノママニ放ツテ置ケバ、我が国民ノ生活ハドウナルデセウ、
 否、我々ノ個人個人ノ生活タケノ問題デアアリマセン。我が国
 家、我が民族ノ生命ノ問題デス。私ハコウシタ有様ヲドウシテ
 切抜ケルカニ付テホントウニ悩ミニ悩ミ抜キマシタ。ソシテ出
 来ルナラバ手荒イ事ハセズニ、何トカシテ此ノ危局ヲ切り抜ケ
 ラレヌモノカト苦慮致シマシタ。前々カラ新聞ヤ雑誌ヤ或ハ学
 界ヤ政界カラモ、オ金ヲ封鎖セヨトイフ議論ヤ御意見ヲ、何度
 モ伺ヒマシタガ、ソウシタ手荒イコトヲシテハ、何トシテモ国
 民ノ生活ハ窮屈トナリ、又折角伸ビカケタ産業ノ芽ヲツムコト
 ニモナリハシマイカト惧レタノデス。併シ、事茲ニ至ツテハ甘
 イ考ハハ許サレマセン。国民ノ生活ガ多少窮屈トナラウトモ、
 恐ルベキ悪性インフレーションノ惨禍ニサラスコトハ絶対ニ避
 ケネバナラナイノデス。丁度腕ヤ足ノ骨ヲ骨折シタ時、ギアス
 ノベツトノ中ニ、暫ラクノ間極メテ不愉快ナ、而モ不自由ナ生
 活ヲシナケレバ完全ニ癒着シマセヌ。此ノ間病生活ニ打ち克ツ

テ、始メテ明ルイ思ヒノママ自由ニ活動出来ル更生ノ生活ガ望
 メルノデス。政府ノ今度ノ金融政策ハギアスノベツトデアリマ
 ス。苦シイシカモ不自由極マル療法デス。コウシタ療法ヲ用ヒ
 ナケレバナラヌ程我が国ノ現在ノ悪性「インフレーション」病
 ハ危険ナ症状ヲ呈シテ居リマス。

ハ兎モ角、苦シイ耐忍ノ彼岸ニハ明ルイ光明ガ望ミ得フレマセ
 ウ。政府ハ此ノ政策ヲ他ノ政策ト綜合シテ行ツテ、断然物価ヲ
 安定サセ、出来ルダケ之ヲ引下ゲル決心ヲ居リマス。ドウカ皆
 サンモ、ホントウニ我が事トシテ、此ノ措置ニ御協力下サイ。
 ソシテ物価ヲ安定サセマセウ。生産活動ノ基礎ヲ固メマセウ。
 ソシテ堅実ナ勤勞新日本ノ明ルイ経済ヲ発足サセヤウデアアリ
 マセンカ。皆サン、ソノ光明ヲ目指シテ、老ヒモ若キモ男モ女
 モ、ソシテ金持モ然ラザル者モ、相携ヘテ当分ノ間、之カラノ
 耐乏ノ生活ヲ闘ヒ抜カウデアアリマセンカ。

然シ此ノ苦シミヲ耐ヘ抜ケバ悪性インフレーションノ病氣ハナオルノ
 デス。此ノ大病ハ国民全体ノ病氣デス。從テ富メル者モ国民全
 体ノ自衛ノ為ニ、全国民ト一律ノ生活ニ徹シテイタダカナケレ
 バナラヌノデス。私ハ此ノ事ヲ強ク要請シ度イノデス。皆サン、
 私ハ今日何モ悲壯ナコトノミヲ申シ上ゲルツモリアハアリマセ
 ン。大病ニ打ち克ツテ明ルイ健康ナ生活ヲ取り戻シ、之ヲ打ち
 建テヤウトイフノデス。今回ノ政策モ、此ノ実施後ニ於テ、新
 タニ勤勞ニ依ツテ作り出サレルオ金ハ、今迄ノオ金ト違テ、全
 タ自由ナオ金デアリ、又貯金サレレバ自由ナ貯金デアツテ、何
 時デモ自由ニ引き出セルモノナノデス。從テ、之カラ勤勞ニ依
 ツテ生産ヲ伴ツテ生ミ出サレル富ハ真ノ富デアリマス。又国家
 ノ立場カラ見テモ、今コソ、皆サンガ夫々能力ニ応ジタ勤勞ニ
 依ツテ、物ヲ造ルコトニ邁進スベキデアリマス。コウシタ意味
 デ、単ニ物ノ販売ナゾニ依ツテ単ナルオ金儲ケヲ追求スル如キ
 ハ、絶対ニ排撃サレネバナリマセヌ。皆サン、私ハ時間ガ足ラ
 ズ、思フコトノ十分ノ一モ申セマセン。最後ニ一言、私ハ強調
 致シマス。今度ノ政策ハ或ハ余リニモ思ヒ切ツタモノデアルカ
 モ知レマセン、又遅キニ失シタトイフ非難モアリマセウ。ソレ

注 タイプ打ち。
 出所 大蔵省資料乙五二六一三―四。

V-3 金融緊急措置令(昭和二年二月一七日勅令第八
 三号)

金融緊急措置令

第一条 金融機関ハ本令施行ノ際現ニ存スル預金其ノ他金融業
 務上トノ債務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以下封鎖預金等
 ト称ス)ニ付テハ第三条第二項ノ規定ニ依ルノ外其ノ支払ヲ
 為スコトヲ得ズ

日本銀行券預入令第四条第二項ノ規定ニ依リ生ジタル預金、
 貯金及金銭信託ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

第二条 封鎖支払ニ基キ生ジタル金融機関ノ預金其ノ他金融業
 務上ノ債務ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

前項ノ封鎖支払トハ手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル支払指図ヲ以テ為サル封鎖預金等ヘノ払込又ハ振替及金融機関ノ帳簿上ノ振替ノ方法ニ依ル封鎖預金等ノ支払ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第三条 第一条ノ規定ハ左ニ掲グル者ガ金融機関ニ対シ有スル預金其ノ他ノ債権ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体
二 金融機関

封鎖預金等ノ支払ハ命令ノ定ムル所ニ依リ現金ニ依ル支払、現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払又ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ

第四条 本令施行ノ際現ニ存スル国債、地方債、社債其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ本令施行ノ際現ニ存スル株式、出資其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズルモノノ対スル配当金、残余財産ノ分配金及合併又ハ減資ニ因ル交付金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ並ニ本令施行ノ際現ニ存スル保険契約ニ基ク保險金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ支払ニ付亦同ジ

第五条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ封鎖預金等ノ債権ヲ讓渡シ又ハ之ヲ債務ノ担保ニ供スルコトヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第六条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機関其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金ノ融通ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

命令ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ亦同条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

注 金融緊急措置関係の法令は昭和二年二月一七日付官報号外で公布された。号外の内容は、勅令第八三三号（金融緊急措置令）、第八四号（日本銀行券預入令）、第八五号（臨時財産調査令）、第八六号（食糧緊急措置令）、第八七号（食糧管理法施行令改正）、第八八号（隠匿物資等緊急措置令）、省令大蔵省令第一二二号（金融緊急措置令施行規則）、同第三三三号（日本銀行券預入令施行規則）、同第一四四号（臨時財産調査令施行規則）、農林省令第一〇号（食糧緊急措置令施行規則）、同第一一〇号（食糧管理法施行規則改正）、訓令内閣訓令号外、告示大蔵省告示第三三三号、同第二四四号、同第二五五号、同第二六六号、同第二七七号、同第二八八号、同第二九九号、商工省告示第三三三号、同第三四四号、同第三五五号、以上一六ベージ建てである。

V-4 日本銀行券預入令（昭和二年二月二七日勅令第八四号）

日本銀行券預入令

トヲ得

第七条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金銭債務ノ弁済ニ関シ封鎖支払其ノ他命令ヲ以テ定ムル現金支払以外ノ方法ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ保有方法ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第八条 本令ニ於テ金融機関トハ郵便官署、銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、地方農業会、漁業会及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ヲ謂フ

第九条 封鎖預金等ニ付テハ其ノ債権者ハ第三条第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外支払禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ハ其ノ支払ノ請求ヲ為スノ権利ヲ有セザルモノトス

支払禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ノ間ニ於テ封鎖預金等ニ付スベキ利息ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル
支払禁止ノ解除前ニ於テ時効期間ノ満了スル封鎖預金等ニ付テハ支払禁止ノ解除後一月以内ハ時効完成セズ

第十条 本令ハ他ノ法令ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ノ適用アル場合ニ於テモ仍之ヲ適用ス但シ他ノ法令ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ガ本令ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヨリモ重キトキハ当該法令ヲ適用ス

第十一条 第一条、第三条第二項若ハ第四条ノ規定、第五条若ハ第六条ノ規定ニ依リ制限若ハ禁止又ハ第七条ノ規定ニ依ルコトヲ得

第一条 命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券（以下旧券ト称ス）ハ命令ヲ以テ定ムル日限強制通用ノ効力ヲ失フモノトス但シ旧券ハ第二条ノ規定ニ依リ金融機関ニ対スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス場合ニ付テハ仍強制通用ノ効力ヲ有スルモノト看做ス

第二条 旧券ヲ所持スル者ハ命令ヲ以テ定ムル日迄ニ当該旧券ヲ以テ金融機関ニ対スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スベシ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ日本銀行ニ対シ旧券ヲ以テ預金ヲ為ス者ハ預入ト同時ニ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ限り命令ヲ以テ定ムル日本銀行券（以下新券ト称ス）ニ依リ当該預金ノ支払ヲ為スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テハ日本銀行ハ直ニ新券ニ依ル支払ヲ為スベシ

第三条 郵便官署、日本銀行以外ノ銀行、市町村農業会及市街地信用組合ハ日本銀行ニ代リ前条第二項ニ規定スル旧券ニ依ル預金ノ受入及当該預金ノ新券ニ依ル支払ニ関スル事務ヲ取扱フベシ

前項ノ事務ノ取扱ニ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム
第四条 手形、小切手又ハ郵便為替証書ニシテ第四項ニ規定スル表示ナキモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル支払指図（以下封鎖支払指図ト称ス）ニ付テハ金融機関ハ第一条ニ規定スル日以前ニ於テハ新券ニ依リ其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ第一条ニ規定スル日ノ翌日ニ於テ現ニ存スル命令ヲ以テ定ム

ル封鎖支払指図ハ遲滞ナク之ヲ金融機関ニ対スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スベシ

金融緊急措置令ノ適用ニ付テハ金融機関ニ対シ旧券又ハ命令ヲ以テ定ムル封鎖支払指図ヲ以テ為シタル預金其ノ他金融業務上ノ債権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ之ヲ金融緊急措置令ニ規定スル封鎖預金等ト看做ス但シ第二条第二項ノ規定ニ依リ新券ニ依リ支払ヲ為サル預金ハ此ノ限ニ在ラズ

金融機関ハ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ振出し又ハ発行スル手形、小切手及郵便為替証書ニハ旧券ノ受入ニ依リ振出し又ハ発行スルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ定ムル表示ヲ為スベシ

前項ノ場合ヲ除クノ外金融機関ハ手形、小切手又ハ郵便為替証書ニ同項ノ命令ヲ以テ定ムル表示ヲ為スコトヲ得ズ

第五条 日本銀行ハ命令ヲ以テ定ムル日ニ於ケル旧券ノ発行高ヲ其ノ翌日ニ於ケル日本銀行券発行高ヨリ除去スベシ
日本銀行ハ特別ノ勘定ヲ設ケ前項ノ規定ニ依リ除去シタル発行高ニ相当スル金額ヲ区分整理スベシ
前項ノ金額ニ相当スル日本銀行ノ財産ノ処分ニ関シテハ大蔵大臣之ヲ定ム

第七条 第二条第一項及第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第一

V-5 臨時財産調査令 (昭和二十二年二月一七日勅令第八五号)

臨時財産調査令

第一条 本令ハ戦時利得ノ排除、国家財政ノ再建、国民経済ノ安定等ヲ目途トスル新税ノ創設及確保ニ資スル為命令ヲ以テ定ムル時期 (以下調査時期ト称ス) ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルヲ以テ目的トス

第二条 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

一 預金、貯金其ノ他此等ニ準ズル債権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

二 公債、社債、株式其ノ他此等ニ準ズル財産ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三 手形又ハ小切手ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

四 投資信託ノ受益権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

五 前各号ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル財産
前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル者 (其ノ者ガ法人ナルトキハ当該法人ノ代表者及支配人其ノ他ノ代理人) ガ調査時期ニ於テ本州、北海道、四国、九州及命令ヲ以テ定ムル其ノ付屬島嶼ニ住所及居所ヲ有セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ規定スル者又ハ当該財産ヲ管理スル者同項ノ申告ヲ為ス

条ニ規定スル日ノ經過後ニ於テハ旧券ハ之ヲ授受スルコトヲ得ズ

第八条 第二条第二項ニ規定スル金額ヲ超ユル新券ニ依ル支払又ハ同項ニ規定スル期間經過後ノ請求ニ対スル新券ニ依ル支払アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス第四条第一項、第四項又ハ第五項ノ違反行為アリタル場合亦同シ

前条ノ規定ニ違反シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第九条 第二条第二項ニ規定スル金額ヲ超エテ新券ニ依ル支払アリタル場合ニ於テハ当該支払ニ依リ交付ヲ受ケタル新券ノ中同項ニ規定スル金額ヲ超ユルモノハ之ヲ没収ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ金額ヲ追徴ス同項ニ規定スル期間經過後ノ請求ニ対シ新券ニ依ル支払アリタル場合ニ於テ当該支払ニ依リ交付ヲ受ケタル新券ニ付亦同シ

第十条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第八條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ亦同條ノ罰金刑ヲ科ス

付則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベシ
当該有価証券其ノ他当該財産ヲ証スル書面ヲ保管スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人ニ代リテ第一項ノ申告ヲ為スコトヲ得

第三条 調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲グル契約ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ契約者又ハ郵便年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該契約ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

一 生命保險契約

二 金銭信託契約 (投資信託契約ヲ除ク) 又ハ有価証券信託

契約

三 無尽契約

四 郵便年金契約

前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四条 日本銀行券預入令第二条第一項ノ規定ニ依ル預金、貯金又ハ金銭信託ヲ為サントスル者及同条第二項ノ規定ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該預金、貯金、金銭信託又ハ支払請求ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五条 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於ケル財産目録、貸借対照表、動産及債権債務ニ関スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ
第六条 命令ヲ以テ定ムル事業ヲ為ス個人ハ命令ノ定ムル所ニ

依り調査時期ニ於テ其ノ事業ニ関シテ有スル動産及債權債務ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ
第七条 第二条又ハ第三条ノ申告ヲ為サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該有価証券其ノ他當該財産又ハ契約ヲ証スル書面ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第八条 第二条又ハ第三条ノ申告アリタルトキハ政府ハ當該財産又ハ契約ニ付申告アリタルコトヲ証スル為ニ必要ナル措置ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ措置ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ依リ提出セラレタル當該有価証券其ノ他當該財産又ハ契約ヲ証スル書面ニ政府ノ發行スル証紙ヲ貼付シ之ニ契印スルノ方法其ノ他命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ之ヲ為ス

第九条 第二条又ハ第三条ノ申告ヲ為スベキ財産又ハ契約ニシテ申告ノ為サレザルモノニ付テハ命令ヲ以テ其ノ効力ノ制限又ハ処分ノ制限若ハ禁止ニ関シ必要ナル定ヲ為スコトヲ得
前項ニ規定スル財産及同項ニ規定スル契約ニ基キ契約者ノ生命保險金若ハ郵便年金ノ受取人又ハ信託ノ受益者ノ有スル權利ハ法律ノ定ムル所ニ依リ之ヲ國庫ニ帰屬セシムルモノトス
第十条 第四条ノ申告ナキ場合ニ於テハ日本銀行券預入令ニ規定スル金融機關ハ同令第二条ニ規定スル預金、貯金若ハ金銭信託ノ受入又ハ日本銀行券ニ依ル支払ヲ為スコトヲ得ズ

第十一条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ第八条ノ規定ニ依リ書類ノ提出ヲ為スベキ義務アル法人又ハ第八

六条ノ申告ヲ為スベキ義務アル個人ニ質問ヲ為シ又ハ當該事業ニ関スル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得
第十二条 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署、銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ第二条乃至第四条、第七条及第八条ニ規定スル事項ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ヲ取扱ヲ為ス法人ノ當該事務ニ従事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス
第十三条 行使ノ目的ヲ以テ第八条第二項ニ規定スル証紙ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス
偽造ノ証紙ヲ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ偽造ノ証紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者又ハ第八条第二項ニ規定スル証紙ヲ不正ニ使用シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十四条 第八条ニ規定スル措置ニ関スル事務ニ従事スル者同条第二項又ハ第十二条第一項ノ規定ニ基キ免スル命令ニ違反シテ當該措置ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス
第十五条 第十条ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条 當該官吏其ノ他本令ニ規定スル事項ニ関スル事務ノ取扱ヲ為ス官署若ハ法人ノ當該事務ニ従事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ事務ニ関シ知得タル秘密ヲ漏泄シ又ハ

竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

第十七条 第十一条ノ規定ニ依ル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス

第十一条ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ對シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

第十八条 第五条ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ第六条ノ規定ニ違反シ申告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキハ當該法人ノ取締役、理事、清算人若ハ此等ニ準ズル者又ハ當該個人ヲ一万円以下ノ過料ニ処ス
付 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

V-6 食糧緊急措置令 (昭和二十二年二月一七日勅令第八六号)

食糧緊急措置令

第一条 主要食糧(食糧管理法第二条ノ主要食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ謂フ以下第八条迄同ジ)ノ所有者ガ同法第三条第一項ノ規定又ハ同法第九条ノ規定ニ基ク命令ニ依リ政府ニ売渡スベキ主要食糧ヲ當該命令ニ定メタル時期迄ニ売

渡サザルトキハ政府ハ當該命令ニ係ル主要食糧ニシテ政府ニ売渡サザル数量ニ相当スルモノヲ取用スルコトヲ得

第二条 政府前条ノ規定ニ依リ主要食糧ヲ取用セントスルトキハ當該官吏ヲシテ取用セントスル主要食糧ニ付取用スベキ主要食糧タルノ表示ヲ為サシムルト共ニ當該主要食糧ノ所有者ニ對シ取用令書(以下令書ト称ス)ヲ交付セシムベシ但シ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テハ權原ニ基キ當該主要食糧ヲ占有スル者(以下管理者ト称ス)ニ對シ之ヲ交付スルヲ以テ足ル

第三条 當該官吏ガ令書ノ交付ヲ為シタルトキハ政府ハ遲滞ナク令書ノ交付ノ際ニ於ケル當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者(令書ノ交付ヲ受ケタル者ヲ除ク)其ノ他當該主要食糧ニ付權利ヲ有スル者ニシテ知レタルモノニ對シ之ヲ通知スベシ令書ノ交付後當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者ト為リタル者其ノ他當該主要食糧ニ付權利ヲ有スルニ至リタル者ニシテ知レタルモノニ對シ亦同ジ

第四条 令書ノ交付又ハ前条ノ通知ヲ受ケタル者ハ取用ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該主要食糧ノ形質若ハ所在場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、貸与シ、質權ノ目的ト為シ其ノ他當該主要食糧ニ関シ新ナル処分ヲ為スコトヲ得ズ

第五条 令書ノ交付又ハ第三条ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該主要食糧ノ所有者タルモノ

ハ令書ニ記載シタル引渡時期ニ當該主要食糧ノ所在場所ニ於テ之ヲ引渡スベシ引渡時期ニ於テ所有者知レザル場合又ハ所有者ヨリ引渡スコト能ハザル場合若ハ引渡スコト著シク困難ナル場合ニ於テハ令書ノ交付又ハ第三条ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該主要食糧ノ管理者タルモノ之ヲ引渡スベシ

前項ノ規定ハ當該主要食糧ニ関シ強制執行手續 国税徴収法ニ依ル強制徴収手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ト雖モ其ノ適用ヲ妨ゲズ

第六条 政府ハ當該官吏ヲシテ収用スベキ主要食糧ノ引渡ヲ受ケシムルモノトス

前項ノ規定ニ依リ主要食糧ノ引渡アリタル時ニ於テ政府ハ其ノ所有權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

第七条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一条ノ規定ニ依ル収用ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依ル補償金額ハ食糧管理法第三条第一項ニ規定スル主要食糧ニ付テハ同条第二項ノ規定ニ依ル買入ノ價格、其ノ他ノ主要食糧ニ付テハ時價ニ準拠シテ農林大臣之ヲ定ム

第一条ノ規定ニ依リ収用シタル主要食糧ハ食糧管理特別會計ノ所屬トシ第一項ノ規定ニ依リ補償金ハ同會計ノ負担トス

第一項ノ規定ニ依ル補償金ハ一年内ニ償還スベキ無記名証券ヲ以テ其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル為政府ハ証券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發行スル証券ハ之ヲ食糧管理特別會計法第三条ノ規定ニ依リ發行スル証券ト看做ス

第八条 第一条乃至前条ニ定ムルモノヲ除クノ外主要食糧ノ収用ニ関シ必要ナル報告ノ徴取其ノ他主要食糧ノ収用ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 政府ハ青果物、魚介類其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食料品ニ付其ノ配給ノ適正又ハ價格ノ安定ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ此等ノ食料品ノ配給、譲渡、讓受、使用、消費、保管、移動又ハ價格ノ統制ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十条 主要食糧（食糧管理法第一条ノ主要食糧ヲ謂フ以下第十一条迄同ジ）ノ配給ニ関シ不実ノ申告ヲ為シ其ノ他不正ノ手段ニ依リ主要食糧ノ配給ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ之ヲ受ケシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第十一条 食糧管理法第三条第一項ノ規定又ハ同法第九条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル主要食糧ノ政府ニ対スル売渡ヲ為サザルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 第九条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十三条 第一条ノ規定ニ依ル主要食糧ノ収用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

ハ事業

二 當該物資ニ付本人以外ノ所有者又ハ占有者ノ有スル場合ニ於テハ其ノ者ノ氏名又ハ名称、住所及職業又ハ事業

三 當該物資ノ名称、數量及所在ノ場所並ニ本令施行前一年間ニ入手シタルモノニ付テハ其ノ旨

四 所有又ハ占有ノ目的

五 入手ノ経路

六 最近四月間ノ使用又ハ販売ノ數量及今後四月間ノ使用又ハ販売ノ見込數量

七 其ノ他必要ト認ムル事項

調査物資ニシテ世帯ヲ同ジクスル戸主及家族ノ所有シ又ハ占有スルモノ（戸主及家族ノ業務上所有シ又ハ占有スルモノヲ除ク以下同ジ）ニ付テハ前項本文ノ規定ニ拘ラス世帯主ハ同項ニ掲グル事項ヲ同一ノ報告書ニ取纏メ記載シ之ヲ提出スベシ此ノ場合ニ於テハ同項但書ノ規定ハ調査物資ニシテ世帯ヲ同ジクスル戸主及家族ノ所有シ又ハ占有スルモノノ合計數量ニ付テハ適用ス

世帯ヲ同ジクスル戸主及家族ニシテ世帯主以外ノモノハ其ノ所有シ又ハ占有スル調査物資ニ関スル記載ニ付前項ノ規定ニ依リ世帯主ノ報告書ノ作成ニ対シ協力スベシ

第一項ノ規定ハ昭和二十年商工農林省令第一号第一条ノ規定ノ適用ヲ受クル者ノ所有ニ係ル絹紡糸、柞蚕糸又ハ絹製品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十四条 前二条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十五条 第八条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十二条、第十三条又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

V-7 隠匿物資等緊急措置令(昭和二十二年二月一七日勅令第八八号)

隠匿物資等緊急措置令

第一条 本令施行ノ際現ニ別表ニ掲グル物資（以下調査物資ト称ス）ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日ニ於テ所有シ

又ハ占有スル調査物資ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書三通ヲ昭和二十一年三月十日迄ニ當該物資ノ所在ノ場所ヲ

管轄スル地方長官ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ但シ商工大臣ノ指定スル數量ニ満たザル數量ノ調査物資ヲ所有シ又ハ占有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 所有シ又ハ占有スル本人ノ氏名又ハ名称、住所及職業又

第二条 前条ノ規定ニ依リ報告書ヲ提出スベキ調査物資ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ昭和二十一年四月二十日ニ至ル期間当該物資ヲ譲渡シ又ハ隠匿若ハ退蔵ノ目的ヲ以テ其ノ形質ヲ変更シ若ハ之ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 物資統制令又ハ昭和十二年法律第九十二号ニ基キテ発スル命令ノ定ムル所ニ從ヒ又ハ此等ノ命令ニ基ク処分ニ依リ調査物資ヲ譲渡スル場合

二 重要産業団体令ニ依リ統制令ノ統制規程又ハ商工組合法ニ依リ統制組合ノ統制規程ノ定ムル所ニ從ヒ調査物資ヲ譲渡スル場合

三 商工大臣又ハ地方長官ノ指示スル配給経路ニ從ヒ調査物資ヲ譲渡スル場合

四 商工大臣ノ指定スル者(以下統制機關ト称ス)ガ調査物資ヲ譲渡スル場合

五 統制機關ニ對シ調査物資ヲ譲渡スル場合

六 統制機關ノ指示ニ基キ調査物資ヲ譲渡スル場合

七 農業団法ニ依リ農業団体、水産業団法ニ依リ水産業団体、森林法ニ依リ森林組合又ハ市町村其ノ他ノ公共団体が調査物資ヲ譲渡スル場合

八 工場又ハ事業場ニ於テ其ノ従業員ニ對シ其ノ業務上必要トスル数量ノ調査物資ヲ譲渡スル場合

九 小売業者ガ消費者ニ對シ調査物資ヲ譲渡スル場合

十 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ譲渡スル場合

前項ノ規定ニ依リ調査物資ノ譲渡ノ禁止セラレタル場合ニ於テハ當該物資ハ之ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第三条 主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ調査物資以外ノ国民生活ノ安定ヲ確保スル為必要ナル物資ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下指定物資ト称ス)ノ配給ノ適正又ハ價格ノ安定其ノ他国民經濟ノ正常ナル運行ヲ図ル為必要アリト認めルトキハ調査物資又ハ指定物資ヲ隠匿シ又ハ退蔵スト認めラルル所有者其ノ他此等ノ物資ヲ多量ニ所有スル者ニ對シ期間其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ當該物資ノ譲渡其ノ他ノ処分ヲ禁止シ又ハ譲渡ノ時期、價格、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ當該物資ノ譲渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官前項ノ規定ニ依リ譲渡其ノ他ノ処分ノ禁止ノ命令ヲ為シタル場合又ハ調査物資若ハ指定物資ノ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ當該物資ニ付同項ノ規定ニ依リ譲渡其ノ他ノ処分ノ禁止ヲ命ズルコトヲ著シク困難ナル場合ニ於テ必要アリト認めルトキハ當該物資ヲ占有スル者ニ對シ期間其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ當該物資ノ引渡其ノ他ノ処分ヲ禁止スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官第一項ノ規定ニ依リ譲渡ノ命令ヲ為シタル場合又ハ調査物資若ハ指定物資ノ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ同項ノ規定ニ依リ譲渡ノ命令ヲ為スコトヲ著シク困難ナル場合ニ於テ必要アリト認めルトキハ當該物資ヲ占有スル者ニ對シ特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ハ調査物資又ハ指定物資ノ配給ノ適正又ハ價格ノ安定其ノ他国民經濟ノ正常ナル運行ヲ図ル為必要アリト認めルトキハ於テ之ヲ為スモノトシ主務大臣又ハ地方長官ハ其ノ認可ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ調査物資又ハ指定物資ノ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ同項ノ規定ニ依リ譲渡ヲ求ムルコトヲ著シク困難ナル場合ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ當該物資ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ對価ヲ供託スベシ

前条第四項後段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五条 調査物資又ハ指定物資ニ関シ強制競売手續、国税徴収法ニ依リ強制徴収手續、要求物資使用取用令ニ依リ使用又ハ取用ノ手續其ノ他此等ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限り當該物資ニ関シテハ前二条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第六条 第三条又ハ第四条ノ規定ニ依リ調査物資又ハ指定物資ノ譲渡ハ他ノ法令ニ拘ラス其ノ効力ヲ有ス

第三条又ハ第四条ノ規定ニ依リ譲渡スベキ調査物資又ハ指定

シク困難ナル場合ニ於テ必要アリト認めルトキハ當該物資ヲ占有スル者ニ對シ引渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ引渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ指定物資ノ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ第一項ノ規定ニ依リ譲渡命令ヲ為スコトヲ著シク困難ナル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ引渡ノ命令ヲ為シタルトキハ當該物資ノ引渡ノ相手方ヲシテ其ノ對価ヲ供託セシムベシ此ノ場合ニ於テハ當該物資ノ引渡ノ相手方其ノ供託ヲ為シタル時當該物資ノ譲渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第四条 調査物資又ハ指定物資ヲ隠匿シ又ハ退蔵スト認めラルル所有者其ノ他此等ノ物資ヲ多量ニ所有スル者ハ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ譲渡ヲ受クベキ調査物資又ハ指定物資ノ名称、数量及價格、所有者、譲渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ガ譲渡ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

調査物資又ハ指定物資ヲ占有スル者ハ前項ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ同項ノ規定ニ依リ當該物資ノ譲渡ヲ受ケタル場合又ハ當該物資ノ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ同項ノ規定ニ依リ譲渡ヲ求ムルコトヲ著シク困難ナル場合ニ於テ引渡ヲ受ケル當該物資ノ名称及數量、占

物資が知レタル担保権ノ目的タル場合ニ於テハ当該物資ノ讓渡ヲ受クル者ハ其ノ対価ヲ供託スベシ
第三条又ハ第四条ノ規定ニ依リ調査物資又ハ指定物資ノ讓渡又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ当該物資ニ付存シタル担保権ハ他ノ法令ニ拘ラズ所有權移轉ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ得
第三条又ハ第四条ノ規定ニ依リ讓渡又ハ引渡ヲ命ゼラレタル調査物資又ハ指定物資ニ付担保権ヲ有シタル者ハ第三条第四項、第四条第四項又ハ第五項ノ規定ニ依リ供託金ニ対シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第七条 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物資若ハ指定物資ニ付關係者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ調査物資、指定物資、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ
前項ノ証票ノ様式ハ主務大臣之ヲ定ム

第八条 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ關係アル法人其ノ他ノ団体ノ職員ヲシテ前条ノ規定ニ依リ檢査ニ関スル事務ニ從事セシムルコトヲ得
前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九条 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ市町村

- 一 石油製品（鉱物性ノ揮発油、燈油、軽油、機械油及重油ヲ謂フ）
- 二 糸（層糸及生糸ヲ除ク）
- 三 左ニ掲グル纖維製品（中古品ヲ除ク）
- イ 織物（長サ半ヤール以上ノ布ヲ謂フ）
- ロ 毛布
- ハ 外套（婦人子供用ノモノヲ除ク）
- ニ 洋服（婦人子供用ノモノヲ除ク）
- ホ 作業服
- ヘ シヤツ及ズボン下
- ト 軍手
- チ 巻脚絆
- リ 靴下
- ヌ 足袋
- 四 纖維屑
- 五 生ゴム、屑ゴム及ゴム製品（地下足袋、総ゴム靴、タイヤ及チューブヲ謂ヒ中古品ヲ除ク）
- 六 革及革靴（牛、馬、山羊、綿羊及豚ノ革及此等ヲ主タル材料トスル靴ヲ謂ヒ中古品ヲ除ク）
- 七 硬化油及脂肪酸
- 八 鉄鋼（銑鉄、普通鋼鋼材及特殊鋼鋼材ヲ謂フ）及鉄鋼製品（釘、鋼索及亜鉛鉄板ヲ謂フ）
- 九 電気抵抗合金

長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本令ニ依リ調査物資ニ関スル調査ノ実施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得
第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第一条ノ規定ニ違反シ報告書ヲ提出ヲ怠リ、虚偽ノ報告書ヲ提出シ又ハ世帯主ノ報告書ヲ作成ニ協力セザル者
二 第二条ノ規定ニ違反シタル者
第十一条 第三条第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ処分又ハ第四条第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 前二条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
第十三条 第七条又ハ第八条ノ規定ニ依リ当該官吏又ハ職員ノ檢査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス
第十四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十条又ハ第十一条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

付則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

- 十 電気銅、黄銅及青銅（此等ノ板、管、棒及条ヲ含ム）並ニ此等ノ屑及故
- 十一 錫（板、管、棒及条ヲ含ム）並ニ其ノ屑及故
- 十二 アルミニウム及ジュラルミン（此等ノ板、管、棒及条ヲ含ム）並ニ此等ノ屑及故
- 十三 電動機（据付ケタルモノヲ除ク）
- 十四 変圧器（据付ケタルモノヲ除ク）
- 十五 電球（使用中ノモノヲ除ク）
- 十六 軸受

V-8 金融緊急措置令施行規則（昭和二十二年二月一七日大藏省令第二二号）

金融緊急措置令施行規則

- 第一条 金融緊急措置令（以下令ト称ス）第一条ニ規定スル令施行ノ際現ニ存スル金融業務上ノ債務ハ左ニ掲グル債務（以下封鎖預金等ト称ス）トス
- 一 預金（利息ヲ含ム）
- 二 貯金（利息ヲ含ム）
- 三 定期積金給付金
- 四 金錢信託（受益者配当ヲ含ム）
- 五 恩給金庫ニ対スル寄託金（利息ヲ含ム）
- 六 無尽給付金
- 七 年金

前項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債務ニハ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム

第一項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債務ニシテ自由支払ニ依リ払込ミタル郵便積立貯金、定期積金掛金、無尽掛金及年金掛金ノ類ニ対スル給付金額ニ相当スル金額ハ之ヲ封鎖預金等ニ含マズ

前項ノ自由支払トハ本令施行後ニ於ケル旧券（日本銀行券預入令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同ジ）以外ノ現金ニ依ル支払及現金以外ノ封鎖支払（令第二条ノ封鎖支払ヲ謂フ以下同ジ）ニ非ザル支払ニシテ旧券以外ノ現金ヲ対価トスルモノヲ謂フ

第二条 封鎖支払ハ取立ノ為金融機関ニ譲渡スル場合ヲ除クノ外之ヲ裏書其ノ他ノ方法ニ依リ譲渡スルコトヲ得ザル手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル支払指図（以下封鎖小切手等ト称ス）ニシテ其ノ支払ニ付第三条ニ規定スル制限アルモノニ依ル支払及第十条ノ規定ニ依ル支払ヲ謂フ

第三条 封鎖小切手等ニ付テハ金融機関ニ対スル預金、貯金若ハ金銭信託ト為シ又ハ定期積金掛金、無尽掛金、保険料若ハ年金掛金ニ充ツル場合ヲ除クノ外其ノ支払ヲ為シ又ハ支払ノ請求ヲ為スコトヲ得ザルモノトス

第四条 封鎖小切手等ノ振出人、発行者其ノ他之ニ準ズル者ハ手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル書面ノ表面余白ニ「封鎖支払」ト記載シ之ニ記名捺印スベシ電信送金為替其ノ他書面ニ依ラザルモノナルトキハ支払ヲ為スベキ者ニ封

鎖支払ナル旨ヲ通知スベシ

第五条 封鎖預金等ノ現金ニ依ル支払又ハ現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払ハ左ノ各号ノ使途ニ付其ノ合計額同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ為スコトトス

一 一世帯ニ付其ノ生活費等ニ充ツル為毎月世帯主三対シ三百円及世帯員一人ニ対シ百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額

二 昭和二十一年二月一日以後外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ引揚ケタル者又ハ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域へ引揚ケタル者ノ為他ノ法令ノ規定ニ依リ通貨ノ携帯輸入又ハ携帯輸出ニ付大蔵大臣ノ認ムル金額

三 給与支払簿其ノ他之ニ準ズル書類ノ呈示アリタル場合ニ於テ毎月給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的給与ノ支払ノ為之ニ要スル金額但シ当該月ニ於テ月額五百円ヲ超ユル定期的給与ヲ受クル者アルトキハ其ノ者ニ付テハ月額五百円（分類所得税額ヲ含マズ）トシテ計算スルモノトス

四 事業者ニ付其ノ事業ノ目的タル業務ノ遂行上必要ナル通信費、交通費其ノ他ノ事務用雑費ノ支払ノ為之ニ要スル金額

五 衣料、家具其ノ他生活必需品ヲ購入スル為戦災者一人ニ付千円但シ一世帯ニ付五千円ヲ超ユルコトヲ得ズ

六 医師、病院等ノ医療費ノ支払請求書ノ呈示アリタル場合ニ於テ当該医療費ノ支払ノ為之ニ要スル金額

七 結婚費又ハ葬祭費ノ支払ノ為一人ニ付千円

八 世帯ヲ異ニスル学生又ハ生徒ノ教育費ノ支払ノ為一人ニ付毎月百五十円

九 町内会又ハ部落会ニ付其ノ正規ノ事業遂行上必要ナル経費ノ支払ノ為之ニ要スル金額

十 衆議院議員候補者ニ付其ノ選挙費ノ支払ノ為法定選挙費用ノ金額但シ衆議院議員選挙法ニ規定スル支出責任者ハ同法第六十六条ノ規定ニ基キ其ノ報告ヲ為スコトヲ要ス

十一 大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額

前項第一号ノ金額ノ限度迄封鎖預金等ノ支払ヲ受ケザリシ者ハ其ノ支払ヲ受ケザリシ金額ノ支払ヲ翌月以降ニ於テ受ケルコトヲ得但シ昭和二十一年二月ニ於テ支払ヲ受ケザリシ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六条 封鎖預金等ノ封鎖支払ニ依ル支払ハ左ノ各号ノ使途ニ付其ノ合計額同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ為スコトトス

一 毎月給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的給与ノ支払ノ為之ニ要スル金額ヨリ前条第一項第三号ニ規定スル金額ヲ控除シタル金額及慰勞金、退職金其ノ他臨時的給与ノ支払ノ為之ニ要スル金額

二 本令施行ノ際現ニ存スル債務（封鎖預金等ヲ除ク）ノ元本又ハ利息ノ支払ノ為之ニ要スル金額

第七条 封鎖預金等ノ支払ハ国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル公租公課其ノ他ノ債務ノ支払ノ為當該封鎖預金等ノ債権者ノ選択ニ從ヒ現金ニ依ル支払又ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スコトヲ得但シ左ニ掲グル国税ノ支払ノ為ニハ之ヲ為スコトヲ得ズ

一 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支

二 昭和三十二年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支

三 昭和三十二年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支

四 昭和三十二年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支

五 昭和三十二年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支

六 昭和三十二年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支

三 保険料又ハ年金掛金ノ支払ノ為之ニ要スル金額

四 家賃、地代又ハ事業用若ハ農業用ノ施設ノ賃借料ノ支払ノ為之ニ要スル金額

五 左ニ掲グル使途ニ充ツル為必要ナル費用ニシテ大蔵大臣ノ定ムル基準ニ依リ認メラレタル金額但シ當該原材料、施設又ハ運送其ノ他ノ用役ノ必要ニシテ且公認セラレタル価格ニ依ル入手ノ確實ナルコトヲ証スルニ足ル書類ノ呈示アリタル場合ニ限ル

(甲) 事業ノ目的タル業務遂行上必要ナル住宅、農業用建物、工場其ノ他ノ建物ノ修繕又ハ建設ニ要スル建築材料其ノ他ノ材料ノ購入

(乙) 公認セラレタル平和産業ノ業務ノ遂行ノ為又ハ公認セラレタル平和産業へノ転換ノ為ニ必要ナル原材料、施設又ハ用役ノ入手

六 大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額

第七条 封鎖預金等ノ支払ハ国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル公租公課其ノ他ノ債務ノ支払ノ為當該封鎖預金等ノ債権者ノ選択ニ從ヒ現金ニ依ル支払又ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スコトヲ得但シ左ニ掲グル国税ノ支払ノ為ニハ之ヲ為スコトヲ得ズ

一 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支

払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴取シタルモノニ限ル

二 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第六條ノ規定ニ依リ徴取スル綜合所得税但シ利子其ノ他ノ所得ノ支払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴取シタルモノニ限ル

三 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ納税義務ノ発生スル通行税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、特別行為税、入場税及特別入場税

第八條 第五條第一項ノ世帯トハ戸主及之ト同居スル家族、使用人其ノ他ノ者ニシテ生計ヲ同ジクスルモノヲ謂フ
戸主ト同居セザル家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者（疎開シテ生活スル者ヲ含ム）ハ其ノ生計ノ単位毎ニ之ヲ前項ノ世帯ト看做シ其ノ中ノ一人ヲ前項ノ戸主ト看做ス

世帯ニ於テ戸主ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト称ス
第九條 第五條第一項又ハ第七條ノ規定ニ依リ封鎖預金等ノ支払ヲ請求スル者ハ其ノ支払ヲ受クベキ金融機關ノ店舗ニ対シ米穀通帳其ノ他大蔵大臣ノ指定スル書類ヲ呈示シ之ニ支払アリタルコトヲ証スル表示ヲ受クベシ

第十條 封鎖預金等ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ金融機關ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ之ガ支払ヲ為スコトヲ得
一 金融機關ノ同一店舗ニ対シ自己名義ノ他ノ種類ノ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ストキ
二 名義人ノ住所変更アリタル場合ニ於テ金融機關ノ他ノ店

等ニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル利息ヲ付ス

一 約定利息アルモノニ付テハ当該約定利息

二 支払期限ヲ経過シタル預金、貯金又ハ恩給金庫ニ対スル寄託金ニ付テハ其ノ期限迄ニ付シタル利息ノ割合ニ依リ利息

三 契約期限ヲ経過シタル金銭信託ニ付テハ最終ノ受益者配当ノ割合ニ依リ利息

第十五條 本令ニ於テ金融機關トハ令ニ規定スル金融機關ヲ、証券引受会社トハ有価証券引受業法ノ証券引受会社ヲ、ビル

プロカートハ金融機關又ハ証券引受会社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ売買若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第十六條 自由支払ニ依リ為サレタル預金其ノ他金融機關ノ金融業務上ノ債務ノ支払又ハ支払ノ請求ニ付テハ何等ノ制限ヲ受クルコトナシ

第十七條 本令ノ適用ヲ受クル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ニ基ク制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ
付則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

V-9 日本銀行券預入令施行規則（昭和二十一年一月七日大蔵省令第二三三號）

日本銀行券預入令施行規則

舖ニ対シ自己名義ノ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ストキ

第十條 令第四條ニ規定スル社債ニ準ズル債券ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券トシ、同條ニ規定スル出資ニ準ズルモノハ相互会社ノ基金トシ、同條ノ配当金、分配金若ハ交付金又ハ保険金（解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム）ハ自由支払ニ依リ為サレタル株式、出資若ハ基金ノ払込金額又ハ保険料ノ払込金額ニ相当スル金額ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ除キタルモノトス

第十二條 封鎖預金等ノ債権ハ本令ノ規定ニ依リ封鎖預金等ノ支払ヲ受ケ得ル使途ノ為其ノ支払ヲ受ケ得ル金額ヲ限り之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得

第十三條 金融機關、証券引受会社又ハビルプロカーノ令第三條第一項各号ニ掲グル者以外ノ者ニ対スル資金ノ融通（資金ノ貸付、手形ノ割引及当座貸越ヲ謂フ以下同ジ）ハ本令ノ規定ニ依リ封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ル使途ノ為其ノ支払ヲ為シ得ル金額及方法ヲ限り之ヲ為スコトヲ得但シ大蔵大臣ノ指定スル租税ノ支払ノ為必要ナル資金ノ融通ハ之ヲ為スコトヲ得ス

大蔵大臣ハ金融機關、証券引受会社又ハビルプロカーニ対シ其ノ資金ノ融通ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ又ハ当座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 金融機關ハ令第九條第二項ノ規定ニ依リ封鎖預金等ニ付左ニ掲グル利息ヲ付ス但シ大蔵大臣ノ指定スル封鎖預金

第一条 日本銀行券預入令（以下令ト称ス）第一条ニ規定スル日本銀行券ノ種類ハ本令施行ノ際現ニ通用スル拾円券、貳拾

円券、百円券、貳百円券及千円券トス

第二条 令第一条ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月二日トス

第三条 令第二条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月七日トス但シ大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限り別段ノ定ヲ為スコトヲ得

大蔵大臣前項但書ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

第四条 令第一条第二項ニ規定スル日本銀行券ハ昭和二十一年二月大蔵省告示第二三三號ヲ以テ公示セラレタル拾円券及百

円券トス

第五条 令第二条第二項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月七日迄トス

第六条 金融機關（令ニ規定スル金融機關ヲ謂フ以下同ジ）ハ前條ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年三月九日迄令第二条第二項

ニ規定スル新券（令第二条第二項ノ新券ヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ支払（以下単ニ新券ニ依リ支払ト称ス）ヲ請求スルコト

ヲ得但シ第三条第一項但書ノ規定ニ依リ大蔵大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ其ノ日ノ翌日ヨリ二日以内ハ同項本文ニ規定

スル日ノ翌日以後受入レタル旧券（令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同ジ）ニ付新券ニ依リ支払ヲ請求スルコトヲ得

外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ引揚ケ昭和二十一年

二月九日以後本邦ニ到着シタル者ハ前条ノ規定ニ拘ラズ到着ノ日ヨリ一月内ハ新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得
已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ指定スル者ハ前条ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ指定スル日迄新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得

大蔵大臣前二項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス
第七条 令第二一条第二項ニ規定スル金額ハ左ニ掲グル金額トス
一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ在リテハ其ノ所持スル旧券ノ金額
二 金融緊急措置令施行規則第八条ノ世帯主及世帯員ニ在リテハ各一人ニ付百円
三 金融機関ニ在リテハ令第一条ニ規定スル日ノ翌日以後金融業務上必要トスル金額

第八条 左ニ掲グル者ハ前条ニ規定スル金額ノ外他ノ法令ノ規定ニ依リ通貨ノ携帶輸入又ハ携帶輸出ニ付大蔵大臣ノ認ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得但シ金融緊急措置令施行規則第五条第一項第二号ノ規定ニ依リ預金等ノ支払ヲ受ケタルトキハ本文ニ規定スル大蔵大臣ノ認ムル金額ヨリ当該支払金額ヲ控除シタル残額ヲ限度トス
一 昭和二十一年二月一日以後第六条第二項ノ地域ヨリ引揚ゲタル者
二 第六条第二項ノ地域ヘ引揚ゲル者

第九条 已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ指定スル者ハ第七条ニ規定スル金額ノ外大蔵大臣ノ指定スル金額ヲ限り新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得
大蔵大臣前項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス
第十条 新券ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ハ其ノ支払ヲ受クベキ金融機関ノ店舗ニ対シ米穀通帳其ノ他大蔵大臣ノ指定スル書類ヲ呈示シ之ニ支払アリタルコトヲ証スル表示ヲ受クベシ
第十一条 令第四条第一項ニ規定スル支払指図ハ旧券ヲ以テ為シタル電信送金為替、当座振込其ノ他之ニ準ズル支払指図トス
前項ノ封鎖支払指図ヲ為ス者ハ支払ヲ為スベキ金融機関ニ対シ当該封鎖支払指図ガ旧券ヲ以テ為サレタル旨ヲ通知スベシ
令第四条第二項及第三項ニ規定スル封鎖支払指図ハ金融機関ヲ債務者トスル封鎖支払指図トス
第十二条 令第四条第三項ニ規定スル金融業務上ノ債権ハ左ニ掲グル債権トス
一 預金(利息ヲ含ム)
二 貯金(利息ヲ含ム)
三 定期積金給付金
四 金銭信託(受益者配当ヲ含ム)
五 恩給金庫ニ対スル寄託金(利息ヲ含ム)
六 無尽給付金
七 年金

前項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債権ニハ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム
第十三条 令第四条第四項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月三日迄トス
第十四条 令第四条第四項ニ規定スル表示ハ手形、小切手又ハ郵便為替証書ノ表面余白ニ「封鎖不要」ト記載シ金融機関ノ代表者又ハ代理人記名捺印スルコトニ依リ之ヲ為スベシ
第十五条 金融機関ニ於ケル現金ニ依ル支払ハ券面金額拾円以上ノ日本銀行券ニ付テハ昭和二十一年三月二日迄ハ旧券ニ依リ之ヲ為スモノトス但シ新券ヲ以テ受入レタル預金又ハ貯金ノ支払ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十六条 令第五条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月三十一日トス
付則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

V-10 内閣総理大臣声明 (昭和二十二年二月二七日)
内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎
政府は、我国全般の経済と国民各個人の生活とが俱に当面しつつある現下の危機を克服し、終戦以来の混乱を收拾して新日本建設の経済的基盤を確立せんことを期し、今般主要食糧の供出及配給の円滑化と過剰購買力の当分の封鎖とを中心とする一連

の経済危機緊急対策の実施に着手した。
終戦以来茲に半歳、其の間我が国民の多くは直接間接に戦禍に因る重荷を負ひ乍ら、忍び難きを忍び、急変せる環境の下に克く今日程度の秩序を保持し、尚平和的建設に挺身活動しつつある者もあることは、一面連合国軍司令部の協力に負ふところ尠からずとは言ひ乍ら、又他面我が国民が将来に於て輝かしき平和新日本の建設を達成し得べき能力あることを示すものであつて、洵に心強い次第である。
併し乍ら、我国経済と国民生活との現状を概観すれば、食糧は戦時中にも増して一層の逼迫を来し、終戦に伴ひ転換復活を期待せられたる民需生産は未だ軌道に上るに至らず、多数の失業者を街に擁し乍ら一部に求人に苦しむ企業がある。殊に戦争強行の為に徒に膨張せる通貨の氾濫は愈々其の勢を増加して止るところ無き情勢である。
斯の如き事態を此の儘に推移せしめんか、我が経済は遂に破局に陥るの他なしとせず、国民中現に苦しみつつある者は其の生活の安定を得るに由なく、又未だ比較的苦しまざる者と雖も自ら覺らずしてやがて等しく苦難に沈淪するの悲境に陥るであらう。
我々は、今こそよろしく救国の心を一にして、先づ以て此の危局を開闢せねばならぬ。即ち食糧に就ては、此の際生産農家、も配給業者も将又消費者も相倚り相扶け乏しきを頌つて、一人の餓死なきを期し、而して政府は必要なる施策を講じて斯る国

民共助の実現に遺憾なからしむべきである。

食糧以外の民需物資に就ては、勤労者企業者俱々に全国民の生活の為に各自の健全なる職場を確保して銳意生産の増大を図り、政府も亦之が隘路の打開疎通に全力を傾倒すべきである。失業者は速に食糧其の他の必需物資の生産を初めとし国民生活の安定と国家再建との為に緊要なる職域に参加すべく、政府は之が為めには能ふ限り適切なる措置を講ぜねばならぬ。而して通貨の過大なる膨張に対しては、非常の手段に依つて当分の間之を封鎖し、以て購買力の抑制と生活の安定とを期するの外隠匿物資の動員、物価体系の確立等あらゆる経済施策は此の際之を綜合集中し、挙国時艱克服の意気を新にして邁進するを要する。

政府今次の施策は、全く如上の趣旨に依るものであつて、之が成果を挙げ得るや否やは、一にかかつて国民諸君の之に対する理解と協力とに在り、殊に關係業務担当の衝に当る人々の熱意と努力とに依るところ極めて大である。固より斯る施策の一部は国民に対し差向き相当の不便を感じしむることもあらうが、かくしてこそ前述の如く新日本再建の経済基礎は確立せられるのである。故に政府に於ても、諸施策の実施に當つては、慎重なる用意を以て当面の国民生活に不当の脅威を与へざるや、充分配意すべきこと勿論ではあるが、全国民諸君が克く此等施策の真意義を体せられ、夫々の立場に於て凡ゆる協力を寄せられんことを切望する次第である。

て累積せられたる国家の債務は約二千億円に及び、更に約六百億円の通貨が国内に氾濫するの状況に在る。他方産業は甚大なる打撃を受け、貿易は停止し、其の結果は極端なる物資欠乏となり、精神的にも自信を失つて、国民を挙げて前途暗澹たる途上に彷徨つて居る。我等は此の叢り来る困難を打破して、新しき日本を建設し、以て世界平和国家の一員たるの日を一日も早く実現せんとする熱情を持たねばならぬ。

其の爲には、唯一残された日本の富源たる八千万国民の労働力を大動員し、働かざる者は食ふべからずの鉄則を確立し、農村に生産の喜を盛り新しき農民としての新生命を開拓すると共に、休眠状態の工場にクレーンとハンマーの音を高く響かせ建設の日を、一日も早く実現しなければならぬ。農民は新しき農民精神を、労働者は新しき勤労精神を、敗戦せる日本に大乗的に作興しつつ、自ら日本産業の大動脈たる誇を持つべきであり、官公吏は国民の公僕としての新しき天地に生き新しき使命に徹せねばならぬ。

即ち、今日直面せる経済的社会的国家的危機を突破することは、全国民を挙げて労働の神聖を悟り、生産に邁進し、氾濫せる過去の通貨を封鎖し、新しく盛られた勤労の報酬たる通貨を以て新日本建設の健全にして生命あるものたらしめ、互の生命と建設とを之に繋いで、総ての者が平等の権利と平等の生活保障とを獲得することに依つてのみ達成せられるのである。過去の真面目な勤労の成果たる貯蓄も亦斯くして始めて之を保護す

注・出所 内閣「経済危機緊急対策に就て」(昭和二年三月二五日)(活版刷 鉄道公済会より市販。その内容は、第一部 声明及訓令、一、声明(内閣総理大臣)(資料V-10)、二、経済危機緊急対策の意義及概要―新日本の建設(内閣書記官長)(資料V-11)、三、国民各位ニ訴フ(大蔵大臣)(資料V-12)、四、官吏ニ対スル訓令(資料V-13)、五、第二部 関係法令及措置要綱、一、関係法令及措置要綱一覽表、二、金融緊急措置令、三、金融緊急措置令施行規則、四、金融緊急措置令及日本銀行券預入令関係大蔵省告示、五、金融緊急措置要領(資料V-14)、六、封鎖預金等ノ支払ニ関スル取扱要領(V-18)。刊行時にすでに法令の改正追加が行なわれており、その内容が補遺としてはさみ込みになっている。

V-11 経済危機緊急対策の意義及概要―新日本の建設(昭和二年二月一七日内閣書記官長声明)

経済危機緊急対策の意義及概要

―新日本の建設―

内閣書記官長

檜橋 渡

敗戦後の新日本を建設する爲には、過去の一切の反動的勢力を一掃することは勿論、経済的新建設の面に於ては過去の戦時的残滓を勇敢に破却し、今日の惨憺たる敗戦の現実を直視して此の廃墟の中から真に逞しき経済的改革を断行せねばならぬ。

我等は領土の四割以上を失ひ、百に近き都市は焼払はれ、内は千数百万の罹災者が飢寒に怯え、外は数百万の同胞が流浪を続け、其の上賠償の重圧感に頭上を蔽ひ、無謀なる戦争に依つ

ることが出来、新しき勤労の成果たる貯蓄の増強も亦茲に始めて之を期待することが出来る。

政府は茲に唯一の方途の存することを認め、左の一連の施策を以て新日本建設の新たな発足を期して居る。

今や国民は困難なる事態の下に混乱と怨恨と誹謗と泣言とに終始し、兎もすれば自己の権利を主張して義務を忘れ、自己の自由を強調して他人の自由を無視するの弊に陥らんとして居る。過去に於て軍権政治の犯した根本の誤謬は人格の尊嚴を忘れたことであつた。然るに国民の中には民主主義の名の下に、今、同じ誤謬を犯さんとして居る者がある。人格の尊嚴を尊重する所に犯すべからざる秩序の根源がある。我等は互の権利と自由とを尊重しつつ、新しき民主主義的秩序の下に施策の実現を図り、新日本建設の日を茲に迎へんとするものである。我等は既に前議會に於て、衆議院議員選挙法の改正に依り男女同権の政治的解放を行ひ、労働組合法の制定に依り労働権の確立を図り、農地調整法の改正に依り農民への土地解放を実現した。今や我等は之等の三法と今次の施策とを基礎として新しき日本の建設に進まんとして居る。現内閣の命数がどうであらうと其れは我等の顧念する所ではない。唯、此の危機に政局を担ふ者の責任を痛感して、現段階に於ける歴史的使命を正しく果さんとするのみである。

全国の農民諸君、労働者諸君、商工業者諸君、其の他全国民諸君

我が自力を以て推進すべき基本的な方途は正に茲に在る。政府は国民の公僕として自ら全力を尽すと共に、諸君の全幅の協力に依り、此の危機を突破して茲に平和的民主的新日本の基礎を築かんことを期して居る。而して正直なる者が馬鹿をみる社会を一掃し、敬天愛人の人間愛を以て御互が難局の打開へ奮進せんことを誓はんとするものである。

第一、食糧対策

供出の完遂と輸入の実現と公正なる分配とは食糧対策の主眼点であり、之に依り国民殊に勤労者の生活を安固ならしめることは刻下の急務である。依つて緊急勅令を実施し、之が運用と其の他の施策と相俟つて、左の措置を講ぜんとする。

一、供出の完遂

政府の割当てたる主要食糧は政府の指示する期限内に之が供出の完了を図ることとし、供出怠慢者に対して買上の措置を講ずると共に、悪質なる供出阻礙者を適当に取締ることとした。

供出の完遂は絶対に必要であり、又我が政府及国民が自ら其の尽すべき所を尽さずしては外国からの援助も期待することが出来ない。之が為農民諸君の同胞愛に基く自発的な供出促進運動に最大の期待を寄せると共に、確固たる決意の下に諸般の措置を講ぜんとするものである。決して濫に強権を發動せんとするものでなく、自己の保全安逸に汲々として密かに蒐集蓄積せる者や、之が公正なる分配を阻礙

する悪質なる中間業者や、私利を図り供出を阻礙する背徳者に対し、己むを得ざる場合に於てのみ之を發動する方針である。

要するに供出に関する今回の措置は、従来「真面目な者が損をした」と云ふやうな不平の声高かりし事態を生ぜしめない為のものに外ならない。

二、肥料等の確保

最近の石炭事情の好転に伴ひ肥料部門への石炭供給を最優先に取扱ひ、予定計画数量の供給を確保することは勿論、より以上の増産に努力すると共に、供出報奨用の配当を完遂する。繊維製品、農機具、農薬等に付ても万難を排して生産増強を遂行する。而して之等物資の配給に當つては、供出成績を勘按して真面目な農民に少しでも多く報い度い。従来食糧増産及供出の報償として政府の公約せる事項の内種々の事情に依り実行の遅滞せるものが尠くなかつたことは頗る遺憾であるが、今後は極力速に之が実行を完うせんとするものである。

三、隠匿食糧の動員

倉庫等に就き臨検検査を行ひ、不正不相当なる隠匿食糧及所謂無籍米麦等の動員を徹底する。

四、配給の適正

労務加配等を適正化すると共に、配給機関に対する監督を厳にする。

五、生鮮食糧品の確保

燃油、漁網及主食糧の配給に依るリンク制度を強化し魚介類の生産増強を図り、又蔬菜類の出荷励行を図ると共に、適正価格に依る家庭配給を実行する。

六、輸入の実現

連合国の援助に依り最近小麦粉等が輸入せられ、今後も逐次輸入が具体化されんとして居ることは感謝に耐へぬ所である。而して希望数量の輸入に付引続き其の援助を懇請するとしても先づ以て我が自力に依り能ふ限りの努力を続けなければならぬ。

第一、隠匿物資対策

隠匿物資動員の為緊急勅令を実施し、倉庫等の臨検検査を行ひ、不正不相当に物資を隠匿退蔵したる者、特に終戦時の混乱に乗じ物資の不当私下を受け又は物価騰貴及財産税を見越し物資の買溜売惜を為したる者より之が買上を為すと共に、之を適正に配給し、就中引揚民、戦災者等の救援及食糧供出の見返を重視する。

第三、工鉱業生産増強対策

一、石炭の増産

各種産業の根幹をなす特に化学肥料増産の鍵たる石炭に付ては、昨年来之が増産の為万般の施策を講じ、最近急速に生産額の上昇を見つつあるが、此の際一層其の努力を強化する。

二、繊維製品の増産

繊維工業に付ては、最近連合国の援助に依り大量の原料棉花が輸入せられんとしつつあることは真に感謝に耐へぬ所であつて、残存せる設備を以て活発なる操業を開始する。

三、新見地に基く統制

現下産業の全面的麻痺状態の脱却は飽く迄産業の自主的奮に俟つべきであるが、此の際政府に於ても、産業政策の重点を最緊要部門たる石炭、化学肥料等の食糧生産用物資の生産に集中し、之が拡大に伴ひ更に輸送並に輸出品、生活用品生産等の特定部門に集中することとし、之が為新たな構想の下に、産業の振興を助成するやう、重要物資の生産、配給、価格等に付所要の統制を実施し、以て生産拡大の円滑化に資すべく、必要な措置を準備しつつある。

第四、通貨対策

日銀券の発行高は一路上昇し、今やインフレーションは悪性化の一路を辿りつつあることは、何人とも難い現実である。物価は昂騰を続け、生活は困難となり、争議は頻発し、生産は起らず、而して失業者が充満して居るにも拘らず實際求職者の数は求人数の約半分にしか達しない。依つて此の際緊急勅令に依り過剰購買力の当分の間の封鎖を断行し、其の上で財産税、個人財産増加税及法人戦時利得税を徴収し、以て悪性インフレーションの進展を阻止し、物価の暴騰を抑制し、生活の安定を図ると共に、健全なる勤勞意欲を振起し正

常なる生産流通を促進せんとする。過去の真面目な貯蓄の価値も亦斯うして始めて之を保存することが出来るのであつて、今後新なる勤勞の成果に依り貯蓄の益々増強せんことを期待して居る。

一、預貯金の封鎖

預貯金は当分の間之を封鎖し、其の間一定基準の下に所要資金は之を解除する。即ち

(一) 月々の生活資金、療養教育等の資金、選挙費用、其の他所要資金に付ては不安なきやう措置し、特に農業、工鉱業等の生産資金に付ては其の円滑なる供給に付充分の配意を為す。

(二) 新しい勤勞所得は一定限度を超ゆるものの外之を封鎖しない。

(三) 封鎖の間はなるべく之を短くする。此の間約一千億に上る財産税等の概算徴収、主要食糧の収穫及輸入の具体化、石炭増産を根幹とする生産増加等諸施策の成果が相俟つて、必ず經濟の安定を招来し得ることを確信してゐる。

二、新券発行に依る現金の預貯金化

現在流通して居る通貨は、一定期日迄に、其の中一定金額のみを新券に引換へ、其の他は之を預貯金として預入れしめる。

三、財産税等の徴収

財産税法等の制定施行に備へ一定期日迄に納税者をして其の財産に付所要の申告を為さしめる。而して之が制定の上は封鎖期間中に概算徴収を為し、其の後之を精査の上税額を確定し、所要の調整を為す予定である。

第五、物価対策

上記諸施策の遂行を基礎とし、将来に於ける財政經濟の実勢を考慮しつつ、米、石炭の価格等を基準として実現性ある物価体系の確立を図り、各種物資の生産、配給、価格等に付適切な統制を行ひつつ之が維持安定を図り、以て国民生活の安定と生産流通の振興とを図らんとするものであつて、着々準備を進めつつある。

而して新物価体系の一環として米価を改訂する場合には、必ず既供出分に対しても新価格を適及適用する。

尚新鮮食糧品及日用品に付価格引下の措置を講ずる。

第六、就業対策

今次対策の最大の目的は健全なる勤勞意欲の振起と正常なる生産流通の振興とに在る。狭められたる国土の中に於て終極的に克く全人口を就業せしめ得るや否やは将来の大きな問題であるが、不取敢生産の振興を図ると共に、事業の性質に依りては国庫負担をも考慮して之が実施に努め、出来得る限り就業増加を図る方針である。之に付ては単に筋肉労働者乃至男子の就業のみならず、知識階級乃至女子の就業に付ても及ぶ限り配意する。

第七、生活保護対策

「働かざる者は食ふべからず」は我等の今後を律すべき鉄則であるが、已むを得ざる生活困難者に対しては既に昨年十二月以降政府に於て全国的に援護の手を伸べつつあり、尚其の趣旨の普及を図る。

第八、その他

以上の諸施策の外、今次対策に関連し逐次実施に移すべき事項は少くない。之等に付ては機を失せず果敢に実施に移す所存である。

尚、官庁、官吏の正しき民主化は夙に政府の心掛けて居る所であるが、未だ其の真意義の徹底を欠いて居ることは率直に之を認めざるを得ぬ。官吏制度の改革は既定方針に従ひ実施の準備を進めて居り、今次対策の実施に臨み全官吏に対し真に国民の公僕たる使命に徹せしむべく内閣訓令を發することとした。政府は、今後一層、国民の公正なる批判と具體的建設的な改革意見を歓迎する。

出所 資料V-10に同じ。

V-12 国民各位二訴フ (昭和二年二月十七日大蔵大臣声明)

国民各位二訴フ 大蔵大臣 子爵 渋沢敏三
一、我が国民經濟ハ遂ニ悪性「インフレーション」ノ段階ニ突入セントスルニ至ツタ。此ノ事ハ国民各位ガ日々ノ生活ニ於

テ痛切ニ体験セラレテ居ルコトデアリ、政府トシテハ此処ニ重大ナル措置ヲ断行スルノ決意ヲ固ムルニ至ツタノデアアル。斯カル事態トナツタ経過及其ノ因由スル所ニ付テ今茲ニ贅言スルコトハ差控ヘルガ、例ヘバ日本銀行券ノ發行高ハ終戦後急テンポヲ以テ増加シ、遂ニ約六百億円トナリ、前年同期ノ三倍以上ヲ上ツタ。斯カル終戦後ニ於ケル通貨ノ急膨張ハ多年ニ亘ル戦争ニ因リ我が經濟国力ガ甚大ナル消耗ヲ蒙ツタノミナラズ、戦費ノ調達ヲ専ラ公債ニ依存シタ結果、名目的ニハ莫大ナル購買力ヲ累積シ、物資ト通貨トノ關係ガ戦時中既ニ著シキ不均衡ヲ示シテ居タ時ニ當リ、敗戦ニ因リ莫大ナル資源地帯ヲ喪失シ、特ニ食糧事情ハ逼迫シ、供出ハ兎モスレバ不振トナリ、消費着層ハ買溜メヲ焦ルコトトナリ、又物価及配給体系ノ混乱、石炭等ノ不足及各種生産組織ノ諸部面ニ於ケル不安定等ガ相累積シ、是等ノ因子ガ相互ニ因トナリ、果トナリ、相錯綜シテ之ヲ激化シタモノト認メラレルノデアアル。而シテ悪性「インフレーション」ノ恐れベキコトニ付テハ従前カラ屢々論セラレテ居タノデアアルガ、従来ハ我々ハ之ヲ「ドイツ」ナリ、或ハ「ギリシヤ」ナリノ話トシテ兎モスレバ実感ノ伴ハナイ対岸ノ火災視シテ來タ親ガナイデモナカツタ。併シテ今ヤ此ノ問題ハ我々国民一人一人ノ毎日ノ体験ノ上ノ切実ナ問題トナツタノデアツテ、其ノ恐れベキコトニ付テハ今ヤ何等論議ノ必要スラモ無クナツタノデアアル。

二、政府トシテハ予テ終戦後ノ情勢ニ対処スル財政經濟政策トシテ根本的ニ物資ト通貨トノ均衡ヲ恢復シ、通貨物価等ノ体系及秩序ヲ確立スルノ素地ヲ造成シテ、我が國財政經濟ヲ再建セムト企圖シ、先ツ以テ全国民ノ理解アル協力ノ下ニ約千億円ニ上ル財産稅等ヲ徵收スル為來ルベキ議會ニ此等ニ関スル法案ヲ提出スベク万端ノ準備ヲ整ヘ來ツタ次第デアアル。併シナガラ日本銀行券ノ發行高方昨年十一月頃ヨリ急激ニ増加シテ來タコトニモ現ハレテ居ル如ク、悪性「インフレーション」ハ急激ニ其ノ進行ノ度ヲ加ヘ來リ、現下ノ趨勢ヲ以テスレバ財産稅等ヲ徵收シ得ル時期迄果シテ社會經濟秩序ガ崩潰セズニ持越シ得ルヤ否ヤニ付テ多大ノ危懼ヲ持ツザルヲ得ナクナツタ。從ツテ財産稅等ノ徵收ハ根本的ナ対策トシテ斷乎之ヲ推進スベキハ勿論デアアルガ、此ノ急激ニ差迫リ來ツタ當面ノ危局ヲ切り抜ケル為ニハ真ニ思ヒ切ツタ而モ綜合的ナル非常措置ヲ斷行セネバナラナクナツタデアアル。

三、斯カル情勢ノ推移ニ伴ヒ昨年未頃ヨリ新聞其ノ他言論界ニ於テ又金融經濟界或ハ學界、政界等ノ中カラ此ノ危局ヲ乘リ切ル為ニハ資金封鎖ノ措置ヲ斷行スベシトノ要望ガ活発トナツテ來タデアアル。然シ乍ラ若シ此ノ資金封鎖ノ措置ニ出ツルニ於テハ、如何ニ凡ユル手段ヲ尽スモ國民ノ生活ハ極メテ窮屈トナリ、又正ニ伸ビントスル産業活動モ一時停止セラレルコトナル虞ガ多分ニ存スルデアアル。夫レ故私トシテハ極力斯カル資金封鎖ノ措置ニ依ラズシテ何トカシテ我國經濟

ノ再建ヲ期シ度イト苦闘ヲ続ケテ來タデアアル。然シ我國ノ現状ハ上述ノ如ク食糧ノ不安ト物価ノ暴騰等トニ依ツテ、國民生活ト産業トハ遂ニ破壊ニ瀕セントスルニ至リ、今ヤ一日モ放置スルヲ許サザル事態ニ立チ至ツタ。事ハ此処ニ至ツテ、當面國民ニ多大ノ窮屈困難ヲ与フルコトトナラウトモ、國民ヲ悪性「インフレーション」ノ慘禍ニ曝スコトハ政府トシテ飽ク迄モ回避スベキコトデアアリ、之ハ又國民諸君モヨク諒解セラレル所デアアラウト考ヘルニ至ツタ。此処ニ於テ政府トシテハ社會經濟秩序ノ崩壞ヲ防止スル為ニハ無ク非常ノ措置ヲ斷行スルノ決意ヲ固メタデアアル。

仍チ現下最大ノ喫緊事ハ、食ノ確保ト物価ノ安定トニ依ル社會經濟秩序ノ確立デアアリ、又此ノ基礎ガ構成セラルルニ非ザレバ現下最モ必要ナル國民勤勞意欲ノ振起モ、産業ノ積極的活動モ望ミ得ナイコトニ鑑ミ、食糧緊急対策等ニ呼応シ國民ガ米麦及生鮮食料品等ノ供出及増産ニ積極的ニ尽力スルコトヲ期待シツツ過剩購買力ノ主要源泉タル既存ノ現金及預金等ノ封鎖ヲ行フト共ニ物価ノ安定ト新物価體系ノ形成ニ凡ユル努力ヲ傾注スルコトトシタデアアル。

而シテ現行ノ十円以上ノ日本銀行券ハ之ヲ來ル三月七日迄ニ總テ封鎖預金等ニ預入セシメテ、全面的ニ封鎖スルコトトシ唯僅少ナル一定金額ノミヲ限ツテ新券ニ依リ引換ヲ認メルコトトシタデアアルガ、此ノコトハ「インフレーション」ノ進行ヲ顯著ニ食ヒ止メル為ニ多大ノ効果ヲ發揮スルモノト信スル。

尚本措置實施後ニ於テ新タニ造成セラレル新券ヲ以テスル預金等ハ謂ハバ自由預金トモ稱スベク何等ノ拘束ナク自由ニ使用セラレルモノデアアルコトハ言フ迄モナイ。又之ト同時ニ右旧券ガ無効トナル時点ヲ画シテ國民ノ財産調査ヲ為シ、右調査日ヲ以テ財産稅等算定ノ日ト予定シ、以テ財産稅等概算徵收ヲ為シ得ルノ素地ヲ固ムルコトトシ、以上一連ノ綜合施策ノ結果ニ依ツテ故キヲ棄テ新タナル日本經濟ノ積極的活動ヲ期シタデアアル。

四、今回ノ通貨、金融、物価及財産調査ニ関スル非常措置ノ内容ハ見方ニ依レバ此ノ位ノコトハ今日此ノ時機ニ当然採ルベキ措置デアアルトモ謂ヒ得ヤウ。タガ私ガ此処ニ強調シ度イノハ此ノ措置ナクシテ悪性「インフレーション」ヲ防遏出來ヌトイフコトト此ノ措置コソハ國民全体ノ自衛手段デアアルトイフコトデアアル。之ガ為ニハ富メル者デモ國民全体ノ自衛ノ為當分ノ間ハ全国民ニ様ナル基準ノ生活ヲ以テ耐ヘ忍ブコトガ絶対ニ要請サレルデアアル。而シテ此ノ故ニコソ私ハ國民各位方政府ノ今回ノ措置ヲ全国民ノ自衛手段トシテ十二分ニ理解モサレ、又自分自身ノ新生ノ手段トシテ國民拳ツテ其ノ成果ヲ拳ケルコトニ万端ノ努力ヲ尽サレンコトヲ期待スルノデアアル。

即チ今後否今日此ノ現在ニ於テ、國民ニ要望セラレテ居ルコトハ、一ツハ全国民ガ敗戦ノ事實ニ、又我國經濟力ノ甚大ナル消耗ノ事實ニ徹スルコトデアリ、他ノ一ツハ此ノ認識ノ上

ニ凡ユル人、物、土地其ノ他總テノモノガ其ノ効用ト力トヲ充分發揮スル如クスルコトデアアル。全国民ガ食、衣、住其ノ他身近ニ在ルモノニ就テ切實ニ感スル如ク、多年ノ戰爭ト敗戦トニ依リ我が經濟力ノ消耗ガ預金等ノ巨額ナルコトトハ反對ニ極メテ甚クシイモノデアアルコトヲ痛感スルナラバ、國民ハ今コノ農村モ都市モ又各階層ヲ通シ、食、衣、住等凡ユル面ニ於テ此ノ窮乏ノ打開ニ相互ニ協力シ食糧ヲ中心ニ乏シキヲ共ニ分チ、苦シキヲ共ニ耐ヘ、整然タル秩序ノ下ニ真ノ意味ニ於テ新生面ヲ開クコトニ協力スベキデアアラウ。又之ニ依ツテ始メテ恢復セラレタル社會秩序ハ維持安定セラレルデアアル。更ニ其ノ乏シキヲ痛感スルニ於テハ土地モ、建物モ、機械モ、物質モ總テ之ヲ唯眠レル儘ニ放置スルコトナク總テニ最大ノ効用ヲ發揮サセ之ガ活用ヲ開始スベキデアアラウ。況ンヤ國民自体ハ單ナル物品ノ転売等ニ依リ利潤即チ貨幣的ナル価値ノ増大ヲ追求スルコトナク、各々ガ自ラ其ノ能力ニ応ジタル勤勞ニ依ツテ社会的且實質的ナル価値ノ増進即チ真ノ意味ニ於ケル國富ノ増加ヲ図ル責務ガアルト考ヘル。又斯ノ如ク其ノ効用ヲ發揮シ得ベキ土地モ、建物モ、機械モ、設備モ、物資資材モ必ズシモ乏シクハナイ。斯カル國民全体ノ活発ナル活動ガアル処、始メテ政府ノ諸般施策モ生彩ヲ帯ビルコトトナラウ。

五、現下ノ悪性「インフレーション」ハ、謂ハバ國民トシテノ大病デアアル。此ノ大病ヲ克服スル為ニハ相当ノ治療法ガ絶対

ニ必要アラフヲ。
全国民諸君。農村ト都市ト、産業界ト金融界ト、企業者ト勤
勞者ト果又老幼男女トヲ問ハズ、拳ゲテ耐乏ト努力トニ依ツ
テ此ノ闘病ニ打ち克テ、以テ明朗ニシテ健全ナル我國經濟ノ
恢復ト發展トヲ期サウデハナイカ。
出所 資料V-10に同じ。

V-13 官吏ニ対スル訓令

官吏ニ対スル訓令

各官庁

内閣訓令号外
政府ハ当面ノ危機ヲ打開シテ新日本建設ノ基盤ヲ確立センガ為
今般食糧及通貨ニ関スル施策ヲ中心トスル一連ノ經濟危機緊急
対策ヲ実施スルコトトシタ。終戦以來国内ニハ國民生活ヲ脅威
スル各種ノ問題方累積シ、建設ノ意欲ハ混乱ト沈滞トノ中ニ埋
没セラレタ感ガアル。今般ノ施策ハ之ヲ打開シテ、茲ニ新日本
建設ノ基礎ヲ築カントスルモノデアル。

畏クモ 天皇陛下ニ於カセラレテハ年頭ニ當リ詔書ヲ下シ給ヒ
五箇条ノ御誓文ヲ引用セラレ「朕ハ茲ニ誓フ新ニシテ國運ヲ開
カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧來ノ陋習ヲ去リ、民
意ヲ暢達シ、官民拳ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築
キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スヘシ」ト仰セラレ、
又「朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、當ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タ
ント欲ス」ト仰セラレタ。

官吏タルモノハ常ニ此ノ詔書ノ聖旨ヲ拳々服膺シ、何等カ支配
ノ地位ニ在ルガ如キ言行ヲ慎シムト共ニ終始各自ノ品性ヲ堅持
シ、國家運営ノ重要ナル一環トシテ其ノ任務ヲ遂行スルニ當ツ
テハ、常ニ積極的ニシテ且強烈ナル責任感ヲ以テシ、真ニ公僕
トシテノ使命ニ徹セネバナラヌ。一切ノ國家活動ノ目的ハ単ニ
法令ノ機械的運用ヲ図ルニ在ラズ、結局ニ於テ國民ノ福祉ヲ図
ルニ在ルコトハ言フ迄モナイ。官吏ノ責任ノ本義モ亦莫ニ此ニ
在リ、此ノコトヲ常ニ念頭ニ置イテ各員ノ責任ヲ遂行シ、アラ
ユル事項ニ付末端ニ至ル迄趣旨ノ徹底ヲ期スベキデアル。
今般ノ施策ヲ遂行スルニ當ツテハ、國民ノ中ニ相當ノ影響ヲ受
ケル者ガアリ、從ツテ又多少ノ摩擦ヲ生スルコトモアラウガ、
其レハ平和ニシテ安泰ナ新日本ヲ迎ヘル為ニ已ムヲ得ザル犧牲
デアル。官吏ハ宜シク至誠ヲ以テ此ノ間ニ処シ、困難ノ中ニモ
率先希望ヲ抱イテ建設ノ業務ニイソシミ、簡素ナ生活ノ中ニ明
ルイ人生ヲ盛ツタ健康ナ国土ノ建設ニ邁進セネバナラヌ。
官吏ガ乏シイ給与ノ下ニ生活ノ困難ヲ忍ビツク努メテ來タ
コトハ本然ノ責務トハ言ヒ乍ラ真ニ稿フベキ所デアリ、其ノ生
活確保ニ付テハ近ク適當ノ措置ヲ講スル所在デアル。
今ヤ混乱ヲ收拾シ志ヲ新ニシテ新日本ノ黎明ヲ迎ヘントスルニ
當リ、政府首脳部ヲ始メ、全官吏至誠以テ民生ノ安定ヲ實現シ、
平和國家ノ一員トシテ世界ノ進運ニ貢獻スル日ノ、一日モ速カ
ナランコトヲ期セネバナラヌ。全官吏各位ハ克ク叙上ノ趣旨ヲ
体セラレ一段ノ努力アラランコトヲ望ンデ已マヌ次第デアル。

昭和二十一年二月十七日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎

出所 資料V-10に同じ。昭和二十一年二月十七日付官報号外に掲
載。

V-14 金融緊急措置要領 (昭和二十一年二月十七日)

金融緊急措置要領 (昭二、二、一七)

一、既存預金等封鎖

(一) 金融機関(郵便官署、銀行、信託会社、保険会社、無
尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶
民金庫、国民更生金庫、地方農業会、漁業会及市街地信用
組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ヲ謂フ以下同ジ)ハ昭和
二十一年二月十七日現在ノ左ニ掲グル金融業務上ノ債務
(以下封鎖預金等ト称ス)ニ付テハ後記四乃至八ニ定ムル
場合ヲ除クノ外其ノ支払ヲ為スコトヲ得ナイ

- (1) 預金(利息ヲ含ム)
- (2) 貯金(利息ヲ含ム)
- (3) 定期積金給付金
- (4) 金銭信託(受益者配当ヲ含ム)
- (5) 恩給金庫ニ対スル寄託金(利息ヲ含ム)
- (6) 無尽給付金
- (7) 年金
- (二) 右ノ預金等ノ中郵便積立貯金、定期積金給付金、無尽

給付金及年金ニ付テハ其ノ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含
ム

二、旧券預入金等ノ封鎖

(一) 旧券又ハ日本銀行券預入令ノ封鎖支払指図ヲ以テ為
サレタ右ノ(1)乃至(7)ノ預金貯金及金銭信託等モ之ヲ封鎖預
金等ト看做シ既存ノ預金等ト同様封鎖セラレル

(二) 封鎖支払ニ基キ生ジタ金融機関ノ預金其ノ他金融業
務上ノ債務モ之ヲ封鎖預金等ト看做シ右ト同様封鎖セラレ
ル

三、封鎖支払

(一) 封鎖支払トハ手形小切手郵便為替証書其ノ他之ニ準
ズル支払手段ヲ以テ封鎖預金等ヘノ払込又ハ振替ノ方法ニ
依ル封鎖預金等ノ支払ヲアツテ此ノ封鎖支払ニ使用スル手
形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル支払指図(封
鎖小切手等ト謂フ)ハ左ノ場合ノ外之ガ支払又ハ裏書其ノ
他ノ讓渡若ハ担保提供ヲ為スコトヲ得ナイ

- (1) 支払指図人ノ封鎖預金等ト為ス為ニ支払ヲ為ストキ
- (2) 金融機関ガ取立ノ目的ノ為ニ讓渡スルトキ
- (3) 八ノ場合ニ於テ金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依
リ支払ヲ為ストキ
- (二) 封鎖支払ヲ為ス場合ニハ封鎖小切手振出人発行者其
ノ他之ニ準ズル者ハ
- (1) 手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズベキ書面

ニ依ル場合ハ其ノ書面ノ余白ニ「封鎖支払」ト記載シ之
 二記名捺印スルコトヲ要シ、又
 (2) 電信送金為替其ノ他ノ書面ニ依ラザル場合ハ支払ヲ為
 スベキ者ニ対シ封鎖支払ナル旨ヲ通知スルコトヲ要スル
 四、封鎖ノ適用除外
 左ニ掲グル者ノ金融機関ニ対スル預金等ニ付テハ之ヲ封鎖預
 金等トシテ取扱ハナイ

- (1) 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体
- (2) 金融機関

五、封鎖預金等ノ現金払又ハ封鎖支払ニ非ザル支払

金融機関ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ現金又ハ制限ナキ一般ノ
 小切手等ノ封鎖支払ニ非ザル方法ニ依ツテ封鎖預金等ノ支払
 ヲ為シ得ル此ノ場合數通ノ預金通帳等ガアル場合ハ之ヲ合算
 シテ取扱ハレルモノナルコトハ勿論アル

- (1) 一世帯ニ付其ノ生活資金等ニ充ツル為毎月世帯主三百円
 及世帯員一人当百円ノ割合ヲ以テ計算シタ金額ノ合計額ノ
 範囲内ニ於テ支払ヲ為ストキ但シ右金額ノ限度迄支払ヲ受
 ケナカツタ者ハ二月分ヲ除キ其ノ支払ヲ受ケナカツタ金額
 ノ支払ヲ翌月以降ニ於テ受ケ得ル。尚此ノ支払ヲ受ケント
 スル者ハ米穀通帳其ノ他之ニ準ズルモノヲ呈示シテ支払ノ
 表示ヲ受ケルコトヲ要スル

(2) 昭和二十一年二月一日以後外国等ヨリ引揚ゲタル本邦人
 又ハ本邦ヨリノ引揚者ニ対シテ当該引揚者ニ携帶輸入又ハ

携帶輸出ヲ認メラレテ居ル金額(現在ハ一般人千円、將校
 五百円、下士官以下二百円)ノ限度内ニ於テ支払ヲ為スト
 キ

- (3) 給与支払簿其ノ他之ニ準ズル書類ノ呈示アリタル場合ニ
 給料、賃金、手当其ノ他ノ定期的給与ノ支払資金ノ為ニ支
 払ヲ為ストキ但シ月額五百円ヲ超エル給与ヲ受ケル者ガア
 ルトキハ其ノ者ニ付テハ月額五百円(分類所得税ヲ除ク)
 トシテ計算スル

(4) 事業者ニ対シテ其ノ事業ノ本来ノ業務ヲ遂行スル為必要
 ナ通信費、交通費其ノ他ノ事務用雜費ノ支払ヲ為ストキ此
 ノ支払ヲ受ケントスル者ハ其ノ事務費ノ明細書ヲ呈示スル
 コトヲ要スル

- (5) 戦災者ニ対シ衣料家具其ノ他ノ生活必需品ノ購入代金ノ
 支払ノ為一人ニ付千円ヲ超エザル限度ニ於テ支払ヲ為スト
 キ但シ一世帯ニ付五千円ヲ超エルコトヲ得ナイ此ノ支払ヲ
 受ケントスル者ハ罹災証明書等ヲ呈示スルコトヲ要スル
- (6) 医師又ハ医院等ノ支払請求書ヲ呈示ヲ受ケ医療費支払資
 金ノ支払ヲ為ストキ

(7) 結婚費又ハ葬祭費ノ支払ノ為千円ヲ超エザル限度ニ於テ
 支払ヲ為ストキ此ノ支払ヲ受ケントスル者ハ媒酌人連署ノ
 証明書又ハ死亡診断書等ヲ呈示スルコトヲ要スル

(8) 世帯ヲ異ニスル学生又ハ生徒ニ対スル教育費ノ為一人ニ
 付毎月百五十円ヲ超エザル限度ニ於テ支払ヲ為ストキ此ノ

支払ヲ受ケントスル者ハ当該学校ノ在学証明書等ヲ呈示ス
 ルコトヲ要スル

- (9) 町内会部落会ニ対シ其ノ正規ノ事業遂行上必要ナル資金
 ノ支払ヲ為ストキ
- (10) 衆議院議員候補者ニ付テ其ノ選挙費ノ支払ノ為法定選挙
 費用ノ金額ヲ超エザル限度ニ於テ支払ヲ為ストキ但シ此ノ
 場合ニハ衆議院議員選挙法ニ定メタル支出責任者ハ同法ニ
 依ル報告ヲ為スコトヲ要ス

(11) 大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必
 要ナル資金ノ(例ヘバ定期乗車券ノ購入)支払ヲ為ストキ

六、封鎖預金等ノ封鎖支払ノ方法ニ依ル支払
 金融機関ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ封鎖支払ノ方法ニ依ツテ
 封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ル

- (1) 前記ノ月額五百円ヲ超エル給料、賃金、手当、賞与其ノ
 他ノ定期的給与ノ支払資金ノ支払ヲ為ストキ
- (2) 退職金其ノ他臨時的給与ノ支払資金ノ支払ヲ為ストキ
- (3) 昭和二十一年二月十六日以前ニ発生シタ債務(封鎖預金
 等ヲ除ク)ノ元本又ハ利息ノ支払ノ為必要ナル資金ノ支払
 ヲ為ストキ
- (4) 保険料又ハ年金掛金ノ支払ノ為必要ナル資金ノ支払ヲ為
 ストキ
- (5) 家賃地代又ハ事業用若ハ農業用ノ施設ノ賃借料ノ支払ノ
 為ニ必要ナル資金ノ支払ヲ為ストキ

七、封鎖預金等ニ依ル公租公課等ノ支払

金融機関ハ国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル公租
 公課其ノ他ノ債務ノ支払資金ハ封鎖預金等ノ債権者ノ選択ニ
 從ヒ現金、封鎖支払ニ非ザル支払又ハ封鎖支払ノ何レノ方法
 ニ依ツテモ封鎖預金等ノ支払ヲ為スコトヲ得ル但シ左ノ国税
 ノ支払ノ為ニハ之ヲ支払フコトヲ得ナイ

- (イ) 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二
 条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得
 ノ支払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴収シタルモノノ限
 ル
- (ロ) 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第六六条

ノ規定ニ依リ徴収スル綜合所得税但シ利子其ノ他ノ所得ノ
 支払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴収シタモノニ限ル
 (ハ) 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ納税義務ノ発生ス
 ル通行税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費
 税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、特別行為税、入場
 税及特別入場税
 八、封鎖預金等ノ振替
 封鎖預金等ハ左ノ場合ニ於テハ金融機関ニ於ケル振替決済ノ
 方法ニ依リ之方支払ヲ為スコトヲ得ル

九、世帯ノ意義

(1) 金融機関ノ同一店舗ニ対シ自己名義ノ他種ノ預金、貯金
 又ハ金銭信託ト為ストキ
 (2) 名義人ノ住所変更アリタル場合ニ金融機関ノ他ノ店舗ニ
 対シ自己名義ノ預金貯金又ハ金銭信託ト為ストキ
 世帯トハ戸主及之下同居スル家族、使用人其ノ他ノ者ニシテ
 生計ヲ同シクスルモノヲ謂フ
 戸主ト同居セザル家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者(疎開シテ
 生活スル者ヲ含ム)ハ其ノ生計ノ単位毎ニ之ヲ世帯ト看做シ
 其ノ中ノ一人ヲ戸主ト看做ス
 世帯ニ於テ戸主ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト称スル
 十、既存ノ国債其ノ他ノ証券ノ元利ノ封鎖
 (一) 昭和二十一年二月十七日現在ノ既存ノ国債、地方債、
 社債及金庫債等会社テナイ特別法人ノ発行スル債券ノ元本

十四、封鎖預金等ノ利息

封鎖預金等ニ付テハ左ノ利息ヲ付ケル但シ大蔵大臣ノ指定ス
 ル封鎖預金等ニ付テハ大蔵大臣ノ別ニ定ムル利息ヲ付ケル
 (1) 約定利息アルモノニ付テハ当該約定利息
 (2) 支払期限ヲ経過シタル預金、貯金又ハ恩給金庫ニ対スル
 寄託金ニ付テハ其ノ期限迄ニ付シタル利息ノ割合ニ依リ利
 息
 (3) 契約期限ヲ経過シタル金銭信託ニ付テハ最終ノ受益者配
 当ノ割合ニ依リ利息
 十五、封鎖預金等ノ時効
 支払禁止ノ解除前ニ時効期間ノ満了スル封鎖預金等ニ付テハ
 支払禁止解除後一月内ハ時効ガ完成シナイ
 十六、政府ニ於ケル取扱
 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ於ケル給料其他ノ給与
 ノ支払及物品購入代金等ノ諸支払ニ付テモ本件ノ定ムル所ニ
 準ジ取扱フ
 十七、自由預金
 (一) 本件施行後ニ於テ新券又ハ普通ノ小切手、為替等封鎖
 支払ニ非ザル支払方法(自由支払ト謂フ)ニ依ツテ設定セ
 ラレタ預金等ハ其ノ支払ニ付テハ何等ノ拘束ヲ受ケズ全ク
 ノ自由デアル
 (二) 昭和二十一年二月十七日ニ存スル郵便積立貯金、定期
 積金、無尽給付金及年金デアツテモ自由支払ノ方法ニ依ツ

ノ償還及利息ノ支払ハ封鎖支払ノ方法ニ依リ之ヲ封鎖預金
 等ハ預入スルコトヲ要スル

(二) 昭和二十一年二月十七日現在ノ既存ノ株式、出資又ハ
 相互会社ノ基金ニ対スル配当金、残余財産ノ分配金及合併
 又ハ減資ニ因ル交付金並ニ保険契約ニ基ク保険金ノ支払モ
 封鎖支払ノ方法ニ依ルコトヲ要スル但シ後述ノ自由支払ノ
 方法ニ依ツテ為サレタ株式等ノ払込金額又ハ保険料等ニ相
 当スル金額ノ割合ニ依リ算出シタ金額ヲ除ク
 十一、封鎖預金等ノ債権ノ譲渡及担保提供ノ制限
 封鎖預金等ノ債権ハ上述ノ所ニ依リ之方支払ヲ受ケ得ル使途
 ノ為其ノ支払ヲ受ケ得ル場合ノ外之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供ス
 ルコトヲ得ナイ
 十二、資金融通ノ制限
 金融機関、証券引受会社及ビルブローカーハ上述ノ所ニ依リ
 封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ル場合ニ限り現金又ハ封鎖支払等
 夫々所定ノ支払方法ニ依リ資金ノ融通(資金ノ貸付手形ノ割
 引及当座貸越ヲ謂フ)ヲ為スコトヲ得ル但シ大蔵大臣ノ指定
 スル国税ノ支払ノ為必要ナル資金ハ之ヲ融通スルコトヲ得ナ
 イ

十三、金銭債務ノ弁済方法及資金ノ保有方法ノ制限
 大蔵大臣ハ金銭債務ノ弁済ヲ封鎖支払ヲ以テ為スベキコトヲ
 命ジ又ハ資金ノ保有方法ニ付テ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得
 ル
 十四、テ払込マレタ金額ニ相当スル部分ハ封鎖預金等ニ含まズ自
 由ニ新券ヲ以テ支払ヲ受ケ得ル
 十五、他ノ法令トノ関係
 本件ハ企業整備資金措置法其ノ他ノ法令ニ依リ制限又ハ禁止
 ノ適用アル場合ニ於テモ之ヲ適用スル但シ他ノ法令ニ依リ制
 限又ハ禁止ガ本件ニ依リ制限又ハ禁止ヨリモ重イトキハ当該
 重イ制限又ハ禁止ニ依ル
 十九、罰則
 (一) 本件ノ適用ヲ受クル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問
 ハズ本件ニ依リ制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得
 ナイ
 (二) 本件ニ依リ制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタ場合ニ
 ハ其ノ行為者ヲ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処
 スル
 (三) 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他
 ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ違反行為ヲ為シタ
 トキハ行為者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ対シ亦同様ノ罰
 金刑ヲ科スル
 二十、施行
 本件ハ昭和二十一年二月十七日ヨリ之ヲ施行スル
 出所 資料V-10に同じ。

V-15 日本銀行券預入要領 (昭和二十一年一月一七日)

日本銀行券預入要領 昭二、二、一七

一、現行日本銀行券(旧券)ノ効効
現二流通中ノ十円、二十円、百円、二百円及千円ノ各日本銀行券(旧券ト謂フ)ハ昭和二十一年三月二日限ヲ以テ強制通用ノ効力ヲ失ヒ、其ノ後ハ原則トシテ昭和二十一年三月七日迄三限リ金融機関ニ対スル預入ニ使用シ得ルノミトナル

二、旧券ノ封鎖預金化

(一) 右ノ十円乃至千円ノ旧券ハ昭和二十一年三月七日迄ニ金融機関ニ対スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スコトヲ要スル

(二) 右ノ預入期限ハ特ニ必要アル場合ハ地域ヲ限リ大蔵大臣別段ノ定ヲ為スコトガアル

(三) 旧券ヲ以テ為サレタ右ノ預金、貯金等ノ外定期積金給付金、金銭信託、恩給金庫ノ寄託金、無尽給付金及年金ハ封鎖預金等トシテ取扱ハレ封鎖サレル

三、新旧券ノ引換(旧券預入ニ依ル新券支払)

(一) 旧券ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月七日迄ニ限リ郵便官署、銀行、市町村農業會又ハ市街地信用組合ニ於テ左ノ金額ニ限ツテ新様式ニ依ル十円又ハ百円ノ日本銀行券(新券ト謂フ)ト無手数料ニテ引換(旧券預入ニ対スル同額ノ新券支払ヲ謂フ)ヲ行フ

(1) 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ付テハ其ノ所持スル旧券ノ金額

(2) 個人ニ付テハ一人ニ付百円

(3) 金融機関ニ付テハ昭和二十一年三月三日以後ノ金融業務上必要トスル金額

(一) 昭和二十一年二月一日以後外國等ヨリ本邦ニ引揚ケタ本邦人及本邦ヨリ外國等ニ引揚ケル者ニ付テハ右ノ金額ノ外他ノ法令ニ依ツテ大蔵大臣ガ通貨ノ携帶輸出又ハ携帶輸入ヲ認メテ居ル金額(現在ハ一人千円、將校五百円、下士官以下二百円)ヲ超エナイ限度ニ於テ新旧券ノ引換ヲ受ケルコトヲ得ル但シ既ニ封鎖預金等ヨリ右ノ金額ノ範圍内ニ於テ現金払ヲ受ケテ居ルトキハ其ノ金額ヲ控除シタ残額ノ限度内ニ於テノミ引換ヘル

(二) 尚已ムコトヲ得ナイ事由ガアル場合ニハ大蔵大臣ノ指定スル者ハ右(一)ノ金額ノ外大蔵大臣ノ指定スル金額ヲ限リ新旧券ノ引換ヲ受ケ得ル

(三) 新旧券ノ引換ヲ請求スル場合ニハ、其ノ引換ヲ受ケル金融機関ノ店舗ニ付シテ米穀通帳其ノ他大蔵大臣ノ指定スル書類ヲ呈示シテ之ニ引換済ノ証ヲ受ケルコトヲ要スル

(四) 新旧券ノ引換期間ハ右ノ如ク原則トシテ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月七日迄アルガ左ノ如ク例外ガアル

(1) 金融機関ハ日本銀行ニ対シ昭和二十一年三月九日迄引

換ヲ請求シ得ル又特定ノ地域ニ付テ引換期間ガ延長サレタ場合ハ其ノ日ノ翌日ヨリ二日間ニ限ツテ当該旧券ノ引換ヲ請求シ得ル

(二) 昭和二十一年二月九日以後ニ本邦ニ到着シタ引揚邦人ハ其ノ到着ノ日ヨリ一月内ハ新券トノ引換ヲ請求シ得ル

(三) 已ムコトヲ得ナイ事由アル場合ニ大蔵大臣ノ指定スル者ハ其ノ指定スル日迄新券トノ引換ヲ請求シ得ル

(四) 尚新旧券ノ引換期間ハ比較的短イカラ予メ各部落會町内會ヲ引換ラシテモラウ金融機関ト打合セ順番ノ日時ヲ定メテ引換ラシテモラウコトガ肝心デアアル

(五) 旧券ニ依ル小切手等(封鎖支払指図)ノ取扱
金融機関ハ旧券ヲ以テ為シタ小切手、電信送金為替、当座振込其ノ他之ニ準スル支払指図(封鎖支払指図ト謂フ)ニ付テハ昭和二十一年三月二日迄ハ新券ニ依ツテ支払ヲ為スコトヲ得ナイ

(六) 昭和二十一年三月三日現在ノ封鎖支払指図ハ金融機関ニ對スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スコトヲ要スル

(七) 封鎖支払指図ニ依ツテ為サレタ右ノ預金等ノ外定期積金、無尽給付金等モ封鎖預金等トシテ取扱ハレ封鎖サレル

(八) 金融機関ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ三月二日迄ノ間ニ旧券以外ノ現金即チ謂ハバ新券ノ受入ニ依ツテ振出し又ハ発行スル手形、小切手及郵便為替証書其ノ他ノ支払指図ニハ「封鎖不要」ノ表示ヲ為スコトヲ要シ又封鎖支払指

圖ヲ為ス者ハ其ノ支払ヲ為スベキ金融機関ニ付シテ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要スル

五、旧券取引ノ禁止

旧券ハ昭和二十一年三月三日以後ニ於テハ二、又ハ三、ノ金融機関ニ對スル預金、貯金若ハ金銭信託ト為ス場合ノ外原則トシテ之ヲ授受スルコトヲ得ナイ

六、旧券ノ発行高ノ整理

日本銀行ハ昭和二十一年三月三十一日ニ於ケル旧券発行高ヲ同年四月一日ノ発行高ヨリ除去シ此ノ引換未済高ニ相当スル旧券残高ヲ別途整理シ置クコトヲ要スル

七、預金等ノ新券ニ依ル支払ノ時期

金融機関ニ於ケル新券ニ依ル支払ハ昭和二十一年三月三日以後ニ於テ行ヒ、同三月二日迄ハ十円券以上ノ支払ハ旧券ニ依ルコトヲ要スル但シ新券ヲ以テ受入レタ預金等ノ支払ヲ為ス場合ハ新券ヲ以テ支払ヲスル

八、罰則

(一) 引換ノ限度ヲ超エテ為シタ引換又ハ引換期間經過後ニ於ケル引換行為者ニ付テハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処スル

(二) 封鎖支払指図ニ對シ新券ヲ以テ支払ヒタル者「封鎖不要」ナル表示ヲ為スベキニ拘ラズ之ヲ為サザリシ者若ハ「封鎖不要」ノ表示ヲ為スベキニ非サルニ拘ラズ之ヲ為シタル

- 者及昭和二十一年三月三日以後ニ於テ旧券ノ授受ヲ為シタル者ニ付テモ右同様ノ処罰ヲスル
- (三) 引換限度ヲ超エテ引換ガアツタ場合ハ其ノ引換超過額ニ相当スル金額ハ之ヲ没収スル之ヲ没収シ得ナイトキハ其ノ価額ヲ追徴スル、引換期間経過以後ニ於ケル請求ニ対シ引換ヲ為シタ新券ニ付テモ同様ナル
- (四) 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シテ(一)又ハ(二)ノ違反行為ヲ為シタトキハ、法人又ハ人ニ対シテモ同様ノ罰金刑ヲ科スル

九、施行
 本件ハ昭和二十一年二月十七日ヨリ之ヲ施行スル
 注 カリ版刷。
 出所 大蔵省資料乙五二六一三一四。

V-16 臨時財産調査要領 (昭和二十二年二月一七日)

臨時財産調査要領

一、趣旨

臨時財産調査令ハ戦時利得ノ排除、国家財政ノ再建、国民経済ノ安定等ヲ目途トスル財産税等新税ノ創設及確保ニ資スル為、財産税法等ノ調査時期ヲ金融緊急措置令及日本銀行券預入令ノ実施ニ即応シテ確定シ、当該時期ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルコトヲ目的トスルコト

二、調査時期
 調査時期ハ昭和二十一年三月三日午前零時トスルコト

三、金銭的財産及契約ノ申告

- (一) 申告スベキ財産及契約
 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者又ハ左ニ掲グル契約ノ契約者等ハ当該財産又ハ契約ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベキコト
- (イ) 預金、貯金、積金又ハ寄託金(以下預貯金ト称ス)ニシテ本邦(本州、北海道、四国、九州及其ノ付属島嶼以下同ジ)外ニ在ル營業所等ニ於テ為シタル預貯金及大蔵大臣ノ指定スル預貯金以外ノモノ
- (ロ) 国債、地方債、社債、株式、出資等ニシテ本邦外ニ在ル国、地方団体其ノ他ノ法人ノ発行シタルモノ及大蔵大臣ノ指定スルモノ以外ノモノ
- (ハ) 生命保険契約(簡易生命保険契約ヲ除ク)ニシテ保険料ノ支払ガ本邦外ニ於テノミ為サレタルモノ以外ノモノ、金銭信託契約及有価証券信託契約(信託会社等ヲ受託者トスルモノニ限ル)ニシテ本邦外ノ營業所等ニ於テ為サレタル契約以外ノモノ、無尽契約(無尽会社ヲ相手方トシ未ダ給付ヲ受ケザルモノニ限ル)ニシテ本邦外ノ營業所等ニ於テ為サレタル契約以外ノモノ並ニ郵便年金契約
- (ニ) 手形又ハ小切手ニシテ支払地ヲ本邦外ニ定メタルモノ以外ノモノ

(ホ) 其ノ他投資信託ノ受益権、一定ノ収入印紙及郵便為替証書

(二) 申告手続

- (イ) 申告書ハ昭和二十一年四月二日迄ニ提出スベキコト但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ期限後ニ於テモ申告書ヲ為シ得ルコトトスルコト
- (ロ) 申告書ハ郵便官署、銀行、信託会社、市町村農業会等(以下取扱機関ト称ス)ヲ經由シ又ハ直接ニ所轄稅務署ニ提出スルコト
- (ハ) 申告書ヲ提出セントスル者ハ其ノ住所及氏名等ヲ確認スルコトヲ得ベキ書面ヲ呈示シ又ハ申告書ニ之ヲ添付スルコト
- (ニ) 申告書ヲ為サントスル者ハ申告書ト共ニ当該預貯金ヲ証スル書面其ノ他財産又ハ契約ヲ証スル書面ヲ提出スベキコト
- (ホ) 財産若ハ契約ヲ管理スル者又ハ財産若ハ契約ヲ証スル書面ヲ正当ノ権限ニ基キ保管スル者モ特定ノ場合申告書ヲ為シ得ルコトトスルコト

(三) 確認

取扱機関又ハ所轄稅務署ガ申告書ト(一)及(二)ノ書面トヲ照合シ当該申告書ノ記載事項ノ正当ナルコトヲ認メタルトキハ財産又ハ契約ヲ証スル書面ニ政府ノ発行スル証紙ヲ貼付シ之ニ契印スル方法等ニ依リ確認ヲ為スコト尚収入印紙

ニ付テハ新様式ノモノト引換フルコト

(四) 日本銀行券ノ預入及支払請求

日本銀行券預入令第二條第一項ノ規定ニ依ル預金、貯金、金銭信託ヲ為サントスル者及同條第二項ノ規定ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ハ特定ノ場合当該預金、貯金、金銭信託又ハ支払請求ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベキコト

(五) 効力ノ制限等ノ措置

- (イ) 申告書ヲ為スベキ財産又ハ契約ニシテ申告ノ為サレザルモノニ付テハ其ノ効力ノ制限又ハ処分ノ制限若ハ禁止ニ関シ必要ナル定ヲ為シ得ルコトトスルコト例ヘバ此ノ場合預貯金者ハ当該預貯金ノ支払ノ請求ヲ為シ得ザルト共ニ金融機関ハ当該預貯金ノ支払ヲ為スコトヲ得ザル等ノ措置ヲ定ムルコト
- (ロ) (一)ノ財産又ハ契約ニ基キ契約者等ノ有スル權利ハ別途法律ノ定ムル所ニ依リ之ヲ國庫ニ帰屬セシムルノ措置ヲ講ズルコト

四、法人ノ財産目録等ノ提出

(一) 法人税法ニ依リ法人稅ヲ課セラルル法人(宗教法人及法人タル労働組合ヲ除ク)特別法人税法ニ依リ特別法人稅ヲ課セラルル法人及公益法人ハ調査時期ニ於ケル財産目録及貸借対照表ニ車両運搬具、工具、器具、備品、商品、原料品等ノ動産、仮払金等ノ債権及仮受金等ノ債務ノ明細書ヲ

添付シテ昭和二十一年五月二日迄ニ所轄稅務署ニ提出スルコト尚公益法人以外ノ法人ハ右ノ外調査時期ヲ含ム事業年度ノ開始ノ日ヨリ調査時期ニ至ル期間ノ損益計算書ヲモ提出スルコト

(一)ノ法人本邦ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有セザルトキハ本邦ニ於ケル資産又ハ營業ニ関スル財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ提出スルコト

(三) 財産目録及貸借対照表ニ記載スベキ価額ハ調査時期ヲ含ム事業年度ノ直前事業年度末ノ記載価額(調査時期ヲ含ム事業年度ニ於テ取得シタルモノニ付テハ取得価額又ハ製作価額)トスルコト但シ減価償却額ハ控除シ得ルコト

此ノ場合資産(四)ニ依リ計理スベキ資産ヲ除ク)ノ価額ノ総額ヲ調査時期ニ於ケル時価ニ依リ計算シタル価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ記載シ得ルコトトスルコト

五、個人ノ事業用動産等ノ申告
(一) 申告スベキ事業用動産等
(イ) 調査時期ニ於テ物品販売業、物品貸付業、製造業、請務等ニ提出スルコト

(一) 政府ハ郵便官署、銀行其ノ他ノ金融機関ヲシテ申告ノ受理確認等ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ルコトトスルコト

(二) 右ノ事務ニ従事スル職員ハ之ヲ公務員ト看做スコト

(三) 本令ニ違反シタル場合ニ付テハ左ノ如ク嚴重ナル罰則ヲ設クルコトトシ単ニ罰金刑ニ止ラズ徒刑ヲモ科シ得ルコトトスルコト

(四) 行使ノ目的ヲ以テ政府ノ発行スル証紙ヲ偽造シタル者又ハ偽造ノ証紙ヲ使用シタル者等ハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処スルコト

(五) 申告ノ確認ニ関スル事務ニ従事スル者ガ命令ニ違反シ当該措置ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処スルコト

(六) 日本銀行券ノ預入又ハ支払請求ニ関スル規定ニ違反シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処スルコト

(七) 当該官吏其ノ他本令ノ事務ニ従事スル職員ガ其ノ事務ニ関シ知り得タル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処スルコト

(八) 検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千元以下ノ罰金ニ処スルコト又質問ニ対シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ二千元以

下ノ罰金ニ処スルコト

下ノ罰金ニ処スルコト

下ノ罰金ニ処スルコト

下ノ罰金ニ処スルコト

負業等ノ事業ヲ為ス個人ガ調査時期ニ於テ本邦ニ在ル当該事業ニ関シテ有スル商品、製品、半製品、原料品其ノ他此等ニ準ズル動産(以下事業用動産ト称ス)ニシテ其ノ価額ノ合計額ガ五千元以上ナルトキハ事業用動産ノ種類及価額並ニ当該事業ニ関シテ有スル債権及債務ノ金額ヲ申告スルコト

(二) 申告手続
(イ) 申告書ニハ申告義務者ノ住所又ハ居所、事業場ノ所在地及業種ヲ記載シ尚二以上ノ事業場ヲ有スル場合ハ事業場毎ニ区分シ、昭和二十一年四月二日迄ニ住所又ハ居所地ノ所轄稅務署ニ申告スベキコト

(ロ) 右ノ事業用動産ノ価額ハ調査時期ニ於ケル時価ニ依ルコト但シ時価不明ナルトキハ取得価額又ハ製造価額ニ依ルコト

(ハ) 同一人ニ対スル債権又ハ債務ニシテ其ノ金額ガ五千元ヲ超ユルモノニ付テハ債権者又ハ債務者ノ住所及氏名並ニ其ノ金額ヲ記載スルコト

六、質問及検査
稅務署長又ハ其ノ代理人ハ財産目録等ノ提出義務アル法人又ハ事業用動産等ノ申告義務アル個人ニ対シ質問ヲ為シ又ハ検査ヲ為シ得ルコトトスルコト

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

注 活版刷。傍線は原資料のゴチック。
出所 大蔵省資料乙五二六一三―四。

V-18 封鎖預金等ノ支払ニ関スル取扱要領

封鎖預金等ノ支払ニ関スル取扱要領

一、一般的事項

(一) 金融緊急措置令ハ過剩購買力ノ封鎖ヲ目的トスルモノナルカラ封鎖預金等ノ支払ハ此ノ目的ニ副ヒ行ハナケレバナラナイ

(二) 封鎖預金等ハ購買力封鎖ノ趣旨ニ顧ミ当該預金等ノ権利者カ他ニ現金又ハ自由預金等ヲ有シ当該封鎖預金等ノ支払ヲ受クルノ要ナキ場合ニハ之ガ支払ハ抑制セラルベキデア

(三) 同一人テ数個ノ通帳等ヲ有スル場合又ハ数個ノ金融機関ト取引アル場合等ニハ夫々全部ヲ合算シテ考慮セラレルノデ荷モ二重払トナルガ如キコトガアツテハナラナイ

二、封鎖預金等ノ範囲

(一) 封鎖預金等ト自由預金等トハ別個ノ帳簿及通帳ヲ使用スルカ又ハ同一ノ帳簿及通帳ヲ使用スル場合ニハ残高ヲ二種トシテ記載スルト共ニ適当ナル表示ヲ為ス等兩者ノ区分ヲ明確ニスルコトガ必要アラル

(二) 自由支払ニ依リ払込シテ定期積金、無尽、年金等ノ掛金ノ額ニ対スル給付金額ニ相当スル金額ノ割合ノ計算ハ当該

掛金ノ額ニ依ル按分計算ニ依ル

(三) 右ノ場合自由支払ニ依リ払込シテ掛金ニ付テハ帳簿及通帳ニハ其ノ旨ノ表示ヲ為ス

三、封鎖小切手等

(一) 小切手等ニ「封鎖支払」ノ表示ノアルモノハ当然ニ譲渡禁止及支払制限ノ適用アルモノトシテ取扱ハレル

(二) 封鎖小切手等ノ振出人其ノ他之ニ準ズル者ヲシテ「封鎖支払」ノ表示ヲ為シ、受取人ノ氏名及資金ノ使途ヲ摘記セシメル

(三) 封鎖預金等ニ基キ振出し又ハ発行スル封鎖小切手等ニハ其ノ支払金融機関ノ認証ヲ受ケサセル

(四) 封鎖支払トナルベキモノニ付送金小切手等金融機関ノ振出し又ハ発行スル場合ハ「封鎖支払」ノ表示ヲ為ス外自ラ認証シ「認」ノ表示ヲスル

四、封鎖預金等ノ適用除外

封鎖預金等ノ適用ヲ人的ニ除外セラレルモノハ国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ト金融機関テアルガ此ノ地方公共団体トハ都道府庁ノ外府県組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内ノ区、学区デアツテ其ノ他ノ所謂公法人ヲ含マナイ

五、封鎖預金等ノ封鎖支払ニ非ザル支払(自由支払)

(一) 第一号ノ個人生活費等ノ支払ノ為ニスル封鎖預金等ノ支払ハ必ズシモ世帯主ノ名義ノ預金通帳等カラ支払フ場合ニ

限ラズ同一世帯ノ世帯員ノ名義ノ預金通帳等カラ支払ツテモ差支ナイ但シ同一世帯ニ属シナイ他人名義ノモノニ付テハ支払ラシテハナラナイ

(二) 第二号及第五号ノ引揚者又ハ戦災者ノ為ニスル封鎖預金ノ支払ニ付テハ他人名義ノ預金通帳カラ支払ツテモ差支ナイ

(三) 第三号ノ月額五百円トハ給与ノ支給ヲ受ケル者ニ付個人別ニ計算スル

(四) 第四号ノ事務用雑費中ニハ寄付金、交際費、機密費等ノ如キ事業ノ目的タル業務ヲ遂行上直接必要ト認めラレナイモノハ含マナイ

(五) 第六号乃至第八号ニ依ル封鎖預金等ノ支払ニ付テハ其ノ預金等ノ権利者ノ名義ニ関シテハ(一)ニ準ズル

(六) 第十号ノ選挙費ノ支払ノ為ニスル封鎖預金等ノ支払ニ付テハ其ノ預金等ノ権利者ノ名義ニ関シテハ(一)ニ準ズル

(七) 供託金ノ供託及定期乗車券ノ為ニスル封鎖預金等ノ支払ニ付テハ其ノ預金等ノ権利者ノ名義ニ関シテハ(一)ニ準ズル

六、封鎖預金ノ封鎖支払

(一) 第一号ノ臨時的給与ハ金額ハ全額之ニ該当スル例ヘバ定期的給与カ月額五百円以下ノ場合アモ臨時的給与ハ全額封鎖支払ニ依ル

(二) 第二号ノ令施行ノ際現ニ存スル債務ハ金融機関ニ対スル債務ノミナラス個人間ノ債務等ヲモ含ム

(三) 第四号ノ家賃地代ハ事業用ノ土地建物ニ対スル家賃地代ノミナラス個人住宅等ノ家賃、地代ヲモ含ム

(四) 第五号ニ付テハ

(イ) 当該原材料等ノ必要ナルコトノ認定ハ当該事業ノ業種ノ平和的産業ニシテ現下ノ情勢ヨリ見テ必要アルカ又原材料等ノ手持保有量ノ多寡、原材料ノ使用量等ヨリ勘案シテ必要アルカドウカラ判定スル

(ロ) 公認セラレタル価格トハ公定価格、協定価格、限界価格其ノ他公ニ認めラレタル価格ヲ言ヒ所謂市價(闇市場ニ於テ認めラレタル価格)ヲ含マナイ

(ハ) 入手ノ確実ナルコトノ認定ハ売買契約書等ニ依リ其ノ取引ガ確実ニ行ハルル見込ガアルカ否カテ判定スル

(ニ) 公認セラレタル平和的産業トハ兵器製造業其他連合国最高司令部ノ指令ニ基キ禁止セラレタル産業ヲ除キ平和的ニ於ケル産業ト認めラレルモノデアアル尚産業トハ工業、鉱業ノミナラス商業、交通業、証券業者等ヲモ含ミ広ク所

謂事業ト同趣旨ニ解スル

(b) 公認セラレタル平和産業ヘノ転換トハ当該転換ニ付連
合國最高司令部又ハ政府ノ承認又ハ許可ヲ要スルモノニ
付テハ其ノ承認又ハ許可ヲ受ケタコトガ必要アリ其ノ
他ノモノニ付テハ現下ノ情勢ヨリ見テ其ノ転換ガ必要ト
認メラルルモノナラバ良イ

(c) 規則第五号乙ノ「公認セラレタル平和産業ノ業務ノ遂
行ノ為」トハ設備資金ノミナラス運轉資金ヲモ含ム又証
券業者ヤビルブローカーデハ業務上必要ナ資金ハ必要ナ
運轉資金ト認メラル

(d) 大蔵大臣ノ定ムル基準ハ大蔵省告示第二十六号ニ定メ
ラレテ居ルガ同告示第三号中

(2) 二付テハ当該事業ノ原材料ノ保有量等ヲ勘案スル外現
金ノ保有量、収入金ノ状況、仮払金等ノ状況ヲモ勘案シ
テ買溜等ノ結果ヲ生ゼザル様留意スル

(4) 八原材料ガ正規ノ配給ルートニ依ルコト、主食ノ売買
等一般ニ正規ノ取扱機関以外ノ者ノ売買ガ禁止サレ居ル
モノニ非サルコト等ヲ意味スル

七、封鎖預金等ノ自由支払及封鎖支払ノ特例
國又ハ都道府県、其ノ他地方公共団体ニ対スル債務ノ支払ニ
充ツル場合ニハ封鎖預金ノ預金者ヲ自由支払又ハ封鎖支払ヲ
選択シ得ル

八、世帯ノ意義

公租公課等ノ為 支払ラシタトキハ(二)ニ準ズル

(a) 規則第六条

コノ場合ニハ証明書類ノ呈示ハ原則トシテ規則第五条及第
七条ノ場合ニ準ズルガ、之等ヨリ若干緩和シテモ差支ナイ
ガ少クトモ誓約書等ヲ呈示スル必要ガアル

(b) 封鎖預金等ノ支払請求書等ノ記載事項

以上ノ各場合ヲ通ジ小切手普通預金払戻請求書其ノ他ノ預
金支払請求書ニハ表面又ハ裏面余白ニ資金ノ用途及金額算
出ノ基礎トナルベキ事項ヲ簡單ニ記載スル必要ガアル

十、振替決済ニ依ル封鎖支払

疎開者等住居ヲ異ニスル人ニ対シ生活費ヲ送金シ居レル場合
ニハ第二号ノ規定ニ依レナイノテ大蔵省告示第二十七号第三
項ニ依ツテ預ケ換ヲスル方法ヲ利用スレバヨイ

十一、封鎖預金等ノ利息付利

(一) 契約期間中ニ於ケル利息等ハ当該契約ニ定ムル所ニ從ヒ
付利シ封鎖預金等ニ元加記入スルガ其ノ払戻ニ付テハ封鎖
預金等トシテノ取扱ヲ受ケル

(二) 郵便積立貯金、定期積金給付金、無尽給付金及年金(之
等ノ解約返戻金ヲ含ム)ヲ給付ノ確定シタモノハ郵便積立
貯金テハ郵便普通貯金ノ利息、其ノ他デハ日歩五厘ノ割合
ニ依リ利息ヲ付スル

(三) 別段預金及之ニ準ズル預金等ニ付テハ利息ノ約定アル場
合ヲ除キ日歩五厘ノ割合ニ依リ利息ヲ付スル

(一) 同一世帯ナリヤ否ヤノ認定ハ原則トシテ米穀通帳又ハ其
他ノ物資配給通帳ニ依リ認定スル然シアパート居住者、營
業下宿ノ下宿人、合宿寮等ヲハ實質上独立ノ生計單位ト認
メラルル場合ニハ米穀通帳等ニ拘ラズ別個ノ世帯ト認メテ
差支ナイ

(二) 規則第八條第一項ノ「使用人其ノ他ノ者」トハ女中書生
其ノ他ノ籍ヲ異ニスル者ヲモ同居者ハ之ヲ包含スル

九、封鎖預金等ノ証明書類及表示

(一) 規則第五條第一項第一号

(イ) 米穀通帳ニハ別表様式ニ依ル付箋ヲ貼付シ之ニ金融機
関ノ割印ヲスルト共ニ当該店舗名ヲ付記スル

(ロ) 支払ラシタ表示ハ「何月分」「金額何円」及支払ヲナシ
タル店舗名ヲ記入スル

(ハ) 米穀通帳以外ノモノヲ証明書類トシテ使用スル場合ハ
通帳等ヲ特定シテ市区町村長等ノ公ノ証明ヲ受ケル必要
ガアル

(二) 規則第五條第二項第二号、第五号及第九号

引揚者、戦災者又ハ立候補者ノ為ニ支払ラシタトキハ引揚
証明書又ハ罹災証明書等ニ支払金額、支払等月日及支払店
舗名ヲ記入スル

(三) 規則第五條第一項關係其ノ他
其ノ他モ大体右ニ準ズル

(四) 規則第七條

(四) 定期預金、据置貯金、金銭信託等ノ如キ長期的貯蓄ヲモ
期限経過後屢々引出ノ行ハルルモノハ實質上普通預金トナ
レルヲ以テ成ルベク普通預金ニ種目変更ヲセラレ度イ

十二、封鎖預金等ノ支払ニ関スル許可事務

(一) 封鎖預金等ノ支払ニ関シ大蔵省告示第二十五号第五項又
ハ第二十七号第五項ニ依リ許可ヲ受ケヤウトスル者ハ適宜
ノ様式ノ許可申請書ヲ封鎖預金等ノ預ケ先デアアル金融機関
ノ店舗ヲ經由シテ提出スル

(二) 右ノ許可申請書ニハ必要ナル資料ヲ添付セシムルモノト
ス

(三) 封鎖預金等ノ支払ハ購買力封鎖ヲ目的トスル本令ノ趣旨
ニ則リ許可スルハ緊要ニシテ已ムヲ得ズト認メラルル場合
ニ限ル方針デアアル

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三三四。

V-19 日本銀行券預入令ノ特例ノ件(昭和二十二年二月
二〇日勅令第九〇号)

日本銀行券預入令ノ特例ノ件

第一条 日本銀行券預入令ニ規定スル旧券ニシテ日本銀行ニ於
テ一定ノ証紙ヲ貼付シタルモノハ大蔵大臣ノ定ムル日迄ハ之
ヲ同令ニ規定スル新券ト看做ス

前項ノ証紙ハ日本銀行之ヲ発行シ其ノ種類及様式ハ大蔵大臣

之ヲ定ム

大蔵大臣前項ノ種類及様式ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス

第二条 行使ノ目的ヲ以テ前条ニ規定スル証紙ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ一年以上ノ有期徒刑ニ処ス

行使ノ目的ヲ以テ偽造又ハ変造ノ証紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ又ハ移入シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

行使ノ目的ヲ以テ偽造又ハ変造ノ証紙ヲ取得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

前三項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

V-20 証紙ニ関スル件 (大蔵大臣談)

大蔵大臣談 (証紙ニ関スル件)

今回現行ノ十円券以上ノ日本銀行券ノ封鎖預金化ノ措置方実施サレルコトトナツタノニ伴ヒ一定限度ヲ限ツテ現行ノ日本銀行券ハ新様式ノ日本銀行券ト引換ヘラレルコトトナツタ次第デアルガ此ノ新様式ノ日本銀行券ノ印刷並ニ配付方物理的ニ間ニ合ハヌ場合ニ於テハ万已ムラ得ズ二十円券以外ノ現存日本銀行券ニ其ノ額面ト同一額面ヲ表示アル一定様式ノ証紙ヲ貼付シ之ヲ新様式ノ銀行券ト同様ノモノトシテ取扱フコトトシ其ノ為ニ已ムラ得ズ特ニ別個之ニ関スル緊急勅令ノ御制定ヲ願ツタ次第デアアル。併シテ右ノ場合ニ於テモ此ノ証紙ハ新様式ノ日本銀行

ヲ定メ官報ニ告示スルコト

三、右証紙貼付日本銀行券ハ新日本銀行券ノ印刷出来ニ応ジ速ニ之ヲ回収スルコト

四、証紙ヲ偽造変造シタル者ハ一年以上ノ懲役ニ処スルコト、偽造変造ノ証紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ又ハ移入シタル者モ同様トスルコト

偽造又ハ変造ノ証紙ヲ取得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処スルコト

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰スルコト

五、本件ハ昭和二十一年二月十七日ヨリ之ヲ施行スルコト

注 ガリ印刷。勅令公布時点での発行要領が見出せないため、昭和二十二年二月一日付の未定稿を採録した。

出所 大蔵省資料乙五二六一三—三。

V-22 証紙に就て (記事資料)

証紙に就て (記事資料)

本日公布された勅令「日本銀行券預入令の特例の件」に依つて日本銀行が「証紙」と謂ふものを発行し、而も日本銀行に於て一定の証紙を貼付した旧券(日本銀行預入令第一条に規定するもの)は新券と看做される事になった。

一、其の種類、様式等

(1) 発行される証紙の種類は拾円、百円、貳百円及千円の四種

券ノ印刷ガ間ニ合ハヌ為使用セザルヲ得ナイホンノ一時ノ便法トシテ用ヒラレルニ過ギナイモノナノデアツテ新様式ノ日本銀行券ノ準備ノ出来次第速ニ之ニ依リ全面的ニ回収セラルルモノデアアルコトヲ茲ニ明言スルモノデアアル。從テ証紙ヲ貼付シタル現行ノ日本銀行券ト新様式ノ日本銀行券トハ全ク同様ニ取扱ハレルモノデアアルコトヲ念ノ為此ノ際聲明スル次第デアアル。

尚連合國進駐軍ニ於テハ一時新様式ノ日本銀行券ガ不足スル場合ニ対処シテ「B」号円表示軍票ヲ使用スルヲ予定アルガ同軍票ハ昨年連合軍進駐当時大蔵省ヨリ聲明シタ通り強制通用力ヲ有スル円通貨ト等価且ツ無制限ニ流通シ、銀行ヤ郵便局ア何時デモ交換ニ応ズルコトトナツテ居ルカラ安心シテ受取ツテ差支ナイコトヲ念ノ為付言スル次第デアアル。

注 ガリ印刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三—四。

V-21 証紙貼付日本銀行券暫定発行要領 (未定稿)

証紙貼付日本銀行券暫定発行要領 (未定稿)

昭二二、二、一四

一、新様式ニ依ル日本銀行券ノ不足スル場合ニ限り十円、百円及千円ノ特定様式ノ証紙ヲ貼付シタル日本銀行券ヲ暫定的ニ大蔵大臣ノ定ムル期間内ニ限り新日本銀行券ト同様流通セシムルコト

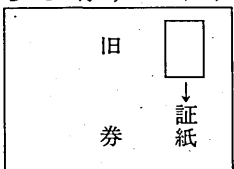
二、右証紙ハ日本銀行之ヲ発行シ其ノ種類及形式ハ大蔵大臣之

(2) 寸法は縦二七耗、横一八耗の長方形、丁度千円収入印紙の半分程度

(3) 様式は全部凹版印刷地模様、菊花御紋章の載せてある点は共通で、色合は、拾円は藍色、百円は暗緑色、貳百円は紫色、千円は赤色で券面には何円証紙と印刷してある。

二、貼り方

証紙は日本銀行又は引換取扱機関で下図の通り旧券表面の印刷してある部分の右上隅に貼り付けて渡すのであるが、人手の関係などで引換を受け



た方に貼つて貰ふ場合もあると思はれるから証紙の貼り方については間違のないやうに注意することが必要である。証紙に印刷してある金額(例へば拾円)と台紙になる旧券の金額(例へば拾円)とが必ず一致して居なければならぬ。簡単に言へば拾円証紙を拾円の旧券に、百円証紙は百円券に間違ひなく貼り付けることが大切で若し百円の旧券に拾円の証紙が貼つてあつた場合には何れか低い方の金額(右の場合は拾円として)でしか通用しないが、此の種の貼り違ひのないよう十分気を付けねばならない。

三、証紙貼付券の損傷引換

之に付ては証紙の三分二以上存するものは券面の金額、五分の二以上存するものは券面の半額を以て引換へ、又完全な証

紙を貼付したものでも証紙を含む銀行券の三分の二以上残つてゐるのは全額、五分の二以上残つてゐるのは半額を以て引換へる等色々の場合について定められてゐるから、詳細は最寄りの日本銀行本支店、同代理店で問合はせられたい。

四、罰則

- (1) 証紙を行使の目的を以て偽造又は変造した者に対しては一年以上の有期懲役、又其等を行使の目的を以て人に交付し、輸入又は移入した者に対しても同様の処罰を受ける。
- (2) 行使の目的を以て偽造又は変造の証紙を取得した者に対しては、三月以上五年以下の懲役に処せられる。
- (3) これらの未遂罪も亦夫々罰せられる。

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一四。

V-23 金融緊急対策関係要措置事項

金融緊急対策関係要措置事項

- 一、国庫金ノ支払ヲ金融緊急措置令ニ基ク取扱ニ準ジ取扱ハシムルノ件 (閣議決定及法的措置)
- 一、五円以下ノ小額券及補助貨ノ一時的退蔵ニ対スル方策ノ件
- 一、金融緊急対策ノ実施徹底方策ニ関スル件
- (一) 主要都市ニ於ケル説明会
- (二) 本省及財務局ニ於ケル実施担当機関ノ設置

V-24 日本銀行券新旧券引換に就て (昭和二十二年二月一九日)

現在発行せられてゐる日本銀行券(旧券)は二月二十五日から

- 載セシムルコト及其ノ記載方法ノ指示並ニ用紙ノ規格紙質等ノ件 *
 - 一、金融機関窓口ニ於ケル新券引換ヲ円滑ナラシムル為ノ措置 (町会ノ斡旋ニ依ル隣組一括引換等)
 - 一、戦災援護会又ハ之ニ準ズル法人等ノ取扱ノ件 *
 - 一、進駐軍ニ於ケル新券引換方針、方法等ヲ速ニ聴取スルコト
 - 一、補助貨並ニ小額券ノ蒐集特ニ多キ官業 (例へバ駅、郵便局等)
 - 一、地方局長、日銀ヨリ本件ニ関スル地方情勢ヲ速報セシムルノ件
- 書込 *10 独伊人ノ問題 / *11 留学生 / *12 医者ノ問題 / 税務署
へ *13 派ケン 特配 *14 厚生省へ照会ノコト *15 4代金請
求書 *16 5千円迄トシソレ以外ハ封鎖支払ノ薬ヤノ問題アルコ
ト *17 6ナラビ大名ハ全部封鎖 *18 7学校ノ月謝ノ関係 *19
法制的措置ノ小作料問題 *20 9金融通帳 *21 10共済組合ト同様
ニ扱フコト *22 11先方カラ発表シテ貰度 *23 12警保局
- 注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一四。

- (三) 市区町村内ニ於ケル市区町村長、警察署長、金融機関責任者トノ実施手筈打合せ
- (四) 取扱細目ヲ新聞紙掲載、ラヂオ放送 (例へバ措置令解説時間ノ特設) 等ノ実施
- (五) 金融機関窓口担当者ノ充実
- (六) 本省、財務局、日銀、主要銀行ニ相談所設置
- (七) 一般ノ質疑ノ急速蒐集並ニ之ニ対スル解答ノ速報
- 一、三月三日ヨリ三月七日迄ニ於ケル預金毛財産税ノ課税対象トナルコトヲ徹底明示スルコト
- 一、二月二十四日(日)及三月三日(日)ハピースノ売出ヲ中止ノ件
- 一、金融機関ノ営業時間延長ノ件 (土曜、日曜及通常日)
- 一、金融機関防衛ノ為ノ宿直者等ノ臨時増員ノ件
- 一、鮮華人ニ対スル引揚証明書発行責任者ノ決定並ニ公表ノ件 (外務省トノ打合せ)
- 一、金融機関ニ於ケル所謂「顔」ニ依ル取扱取締ノ件
- 一、収入印紙買漁リノ件
- 一、医療証明書監発防止対策ノ件 *
- 一、新券ニ依ル高額所得者 (例へバ医師等) ニ対スル措置ノ件
- 一、家賃等ノ封鎖支払受領強制ノ為必要ナル方策ヲ講ズルコト *
- 一、封鎖預金ノ支払事績ハ凡テ米穀通帳ニ貼付セル紙片ニ記

三月七日迄の期間に限り一名に付百円宛新しい日本銀行券(新券)と引換へることとなつて居る処、隣組長に便宜全部取りまゝとめて一括引換へを願ふことが最も簡便と思はれるが、其の際には本紙掲載のフォームを其のまま利用され度い。
尤も隣組長を通じて引換へることは強制的のものではなく各人なり各世帯主より直接金融機関へ依頼されても一向差支へない。但し此の場合でも引換請求者の住所、氏名、引換新旧券の券種別内訳を記載した引換請求書を提出し之に米穀通帳(米穀通帳のない農家等の方は之に代る物資配給通帳)を併せて提示され度い。
尚米穀通帳に余白のない時は便宜左の如き符箋を貼付していただく度い。
(米穀通帳符箋)

割印		要 証	印
支払金額	摘要		
支払月日			

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三―四。

V-25 措置令・預入令解釈についての太蔵当局談
(昭和二年二月三日)

太蔵当局談(昭和二十一年二月二十二日)

金融緊急措置令及日本銀行券預入令の解釈に關し左の諸点に付疑問をいただく向もあるやうであるが之は次のやうに取扱はれるものである

一、銀行等の仮受金は金融緊急措置令の解釈上總て封鎖の対象から除外されるかの如く考へる向もあるやうであるが同令に於て預金と謂ふのは總ての預り金を謂ふのであるから、仮令形式上同令施行規則第一条に列挙してあるもの以外の名目のものであつても実体が預り金であるならば預金として取扱はれるのは勿論である。

從て仮受金となつて居るものでも實質上別段預金の性質のもの同令の封鎖預金等の内に入るわけである又信託会社の雜預り金等に付ても同様である。尚此の点に關しては事柄を明確にする為近日中に同令施行規則第一条に改正を加へる考である

又財産税との關係では銀行でも会社でも仮受金の明細表を提出せしめて調査するから洩れることはない筈である

二、次に金融緊急措置令施行規則第五条第一項第三号の月額五百円の計算は日給其の他月単位に依らない場合には常備其の他引続き雇傭せらるるものに付ては月を三十日(月額十六円六十六銭)として算出し、右以外の非常傭のものは月を二十五日(月額二十円)として算出するのである。

三、次に日本銀行券預入令第四条に關する問題であるが三月三日迄の経過期間に於て金融機関が振出し又は発行する手形、小切手又は郵便為替証書は新券等(券面金額一円以下の紙幣等を含む)を以て取組まれたものに付「封鎖不要」と云ふ表示を為し之に對しては新券等に依る支払が出来ることとなる反面旧券を以て取組んだものは新券に依る支払が出来ないのであるが、新券等と旧券を取混ぜて取組んだものは之を一括して旧券で取組まれたものとして取扱ふのである。從つて此の様な為替、小切手等は新券に依る支払が出来ないこととなる。從つて新券等と旧券とを持つて居る者が新券に依る支払を受け得る為替等を取組む為には新券等丈で以て旧券を別に為替等を取組まなければならぬことになる。

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一三―四。

V-26 偽造券流説についての太蔵省発表(昭和二年二月三日)

大蔵省発表

告示第二十七号を一部改正金融緊急措置令施行の際現に存する国債、地方債、社債、當團債、金庫債、株式又は出資証券等の証券の売買取引の決済は封鎖支払に依ることを認めることとなり明日の官報を以て告示することとなつた。

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三―四。

V-28 金融緊急措置二関スル全国ノ反響(昭和二年二月二七日理財局)

与論調査(第一号)

(昭二二、二二、二七)

金融緊急措置二関スル全国ノ反響 理財局

一、一般的反響

(1)概ネ妥当ナリトスルモ時期ヲ失ストナスモノ少カラズ。
(註) 資本家ハ概ネ反対、農商業者賛否半、勤勞者ハ賛成ナリ。

(2)一部ノモノハ積極的ニ賛成セザルモ已ムラ得ザル処トナス。
(3)極ク少数ハ無産者ヘノ圧迫トシテ反対ス。

二、当座ノ反響

(1)当然ノコトトシテ受取り概ネ平靜ヲ維持ス。
(2)一時的ニ物資ノ買溜メ及売惜ミ相当行ハル。
(3)少額券ノ退職、プレミアム発生ニ依ル取引ノ阻害ハ一般的ナラズ。

*今次金融緊急措置ノ施行ニ関連シテ旧券タル日本銀行券ノ中或種記号ノ百円券及記号ノ赤色刷ノモノハ偽造券アルカ又ハ過般ノ板橋ニ於ケル輸送事故ノ際飛散シタモノアルカラ新券トノ引換ハ出来ナイト言フ流説ガ行ハレ通貨ノ円滑ナル授受ヲ阻害シテキル模様アルガ糞ニ新聞紙上ニ於テ公表セラレタル如ク板橋ニ於テ飛散シタ百円券ト雖モ右ノ事故發生前カラ既ニ正当ニ発行セラレテキルノテ当局ニ於テモ通貨ノ円滑ナル流通ヲ保持スル為之ヲ無効トスル等ノ措置ハ何等講ジテ居ラズ又千円券以外ハ印刷技術上ノ必要カラ番号ヲ省略シタル銀行券ノ記号ハ從來ノ黒色刷ヲ改メ総テ赤色刷トナツテキルカラ国民ハ斯ル流説ニ惑ハサルコトナク安心シテ授受セラレ度イ

書込 *1 2-22

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三―四。

V-27 封鎖支払に依る証券売買に付て(昭和二年二月二三日太蔵省発表)

封鎖支払に依る証券売買に付て

(昭和二年二月二十二日) 大蔵省発表

金融緊急措置令に於ては国債、社債、株式等の証券の売買取引の支払は一般的には封鎖支払の方法に依り得ないこととなつてゐるが、証券の流通の円滑を期する為封鎖支払に關する太蔵省

(4) 闇市ハ急激ニ縮少セリ。
(5) 各階層ノ動き左ノ如シ。

(イ) 事業者ハ将来ノ予測立タズ見送り気味ナリ。
(ロ) 農家ノ供出ニハ影響少シ。

(註) 農家ノ老人ニハ依然旧円ノ退職ヲ継続スルモノ
少カラス。手持チ金ヲ知ラルルヲ嫌ヒ且ツ新円交換ノ
意味ヲ疑ヘリ。

(ハ) 勤労者ハ闇買ノ苦勞ヨリ解放サレ一応安堵ス。
三、将来ヘノ見透

(1) 一般的ニ見透シ付カズ不安ヲ抱ケリ。

(2) 物価ハ再ビ昂騰スルト看ル向多シ。

(3) インフレ対策トシテハ不徹底ニシテ財産税徴収準備トシテ
ノ意味ニ止ルト解ス。

(イ) 資金放出許容限度ハ高キニ過グ。

(ロ) 政府ノ採ラントスルハテフレ政策ナリヤインフレ政策ナ
リヤ態度不鮮明ナリ。

(4) 資金ノ側ニ於テハ左ノ如キ不安アリ。

(イ) 従来ノ物資配給ニ於ケル如キ悪平等ノ弊害ヲ伴フベシ。
(ロ) 事業、法人ノ人件費雜費等種々ノ名目ニ依ル回避行為ヲ
免レズ。

(ハ) 一般ニ払出限度迄ノ引出ヲ行フベク資金ハ溢出シ預金ト
シテノ還流ハ鈍化スベシ。

(5) 物資ノ側ニ於テハ左ノ如キ不安アリ。

V-29 金融機関職員ノ責務について (昭和二十二年二月
二十七日蔵銀第八六号及び大蔵省発表)

大蔵省発表

昭二二、二、二七

大蔵省ニ於テハ今回ノ金融非常措置及臨時財産調査実施上ニ於
ケル金融機関ノ任務ノ重大ナルニ鑑ミ益々其ノ公共性ヲ發揮シ
テ、其ノ責務ヲ貫遂スル様別紙ノ通り通牒ヲ発スルト共ニ其ノ
職員ヲ公務員トシ又爾今一層金融機関ニ対スル監督ヲ嚴重ニス
ルコトトシタ。尚大蔵省ニ於テハイインフレ克服ノ為右金融非常
措置ノ厳格ナル実行ガ必要ナルニ鑑ミ右法令ノ解釈ニ関シ疑義
アルトキハ狭キニ従フベキコトヲ関係部局及金融機関ニ対シ通
牒スルト共ニ内務司法両省共打合せ、本措置ニ対スル違反ニ付
テハ判明次第嚴罰ヲ以テ臨ムコトニ方針ヲ決定シタ。

蔵銀第八六号

昭和二十二年二月二十七日

大蔵大臣 子爵 洪澤敏三

各金融機関宛

有史以来未嘗有ノ經濟危局ニ直面シ之ヲ克服スル為綜合的ナル
緊急施策断行セラル

新日本經濟再建ノ成否ハ懸ツテ本施策遂行ノ成否ニ在リ

而モ本施策ノ中核タル通貨、金融措置ノ実施ノ任ニ当ル者ハ金
融機関ニシテ他面臨時財産調査ノ実施ニ関スル金融機関ノ責務

(イ) 物ノ生産及出廻リノ停頓ヲ懸念スルモノ極メテ多シ。
(ロ) 資金面ノ対策ノ周到ナルニ比シ物資面ノ対策ハ粗末ナリ。
(ハ) 事業活動ハ一般的ニ減退スベシ。

中小事業者ハ銀行トノ旧縁少ク資金難ヲ免レズ資材ノ手
当困難ナルベシ。

(ニ) 大事業者ハ銀行ト結託シ潤沢ナル融資ヲ受ケ闇売買ヲ為
シ得ベシ。

(ホ) 一般大衆ハ戦時中ニ類スル配給生活ヲ余儀ナクサレ窮迫
スベシ。

四、一般ノ関心及希望

(1) 物資ノ増産、經濟ノ再建ニ政府ハ如何ナル手ヲ打タントス
ルヤヲ注目ス。

(2) 本措置ト併行シ食糧ノ増配ヲ行フベシ。

(3) 事業資金ノ行方ヲ嚴重ニ監査スル機構ヲ必要トスベシ。

(4) 資金封鎖ニ依ル浮動状態ヲ可及的速ニ解消シ事業活動ニ安
定ト見透シテ与フベシ。

(註) (1) 一部地方ニ依リ戦災地ヲ非戦災地ト區別シ資金
制限ヲ緩和シ復興ヲ活発化セシムベシトナス。

(2) 物価体系ヲ低位ニ引下ケ安定セシムベシ。

注 タイプカブリ版刷。

出所 大蔵省資料Z五二六一三―四。

亦極メテ重大ナリ即チ金融機関ハ今ヤ純然タル公共機関タルノ
性格ヲ明確ニセラレタルモノト謂フベシ
仍テ此ノ際本大臣ハ金融機関ノ全職員諸君ニ対シ其ノ任務ノ重
大ナルニ徹シ新日本經濟再建ノ基礎造成ノ為挺身力行特ニ職務
遂行ニ当リテハ懇切丁寧ヲ旨トセラレンコトヲ衷心ヨリ希望シ
日期待スル次第ナリ

、注 カブリ版刷。

出所 大蔵省資料Z五二六一三―四。

V-30 封鎖預金・封鎖支払に関する省令・告示の改
正についての大蔵省発表 (昭和二十二年三月一日)

大蔵省発表 (昭和二十二年三月一日)

政府は去る二月十七日金融緊急措置令及同施行規則を制定施行
したのであるが、同令第七条の規定に基キ命令は未だ定められ
て居なかつたので、今回其の命令事項を規定すると共に其の他
の点に於ても若干補完的改正を加へる必要があるもので右に關シ
金融緊急措置令施行規則中改正を行ひ三月二日公布即日施行す
ることと爲つたが其の要旨は次の通りである。

一、金銭債務の封鎖支払に依る弁済 (第十三条ノ二)

次の様な金銭債務の弁済を爲す場合には封鎖支払に依り之を
爲すことを要する。此の場合には債権者は封鎖支払に依る支
払を受けることが当然に義務付けられる。

(1) 月額五百円 (分類所得税を除く) を超ゆる給料、賃金、手

当、賞与その他の定期的給与の債務にして右の月額五百円を超ゆる部分の支払を為すとき及慰勞金、退職金その他臨時的給与の債務の支払を為すとき

(2) 昭和二十一年二月十七日現在の既存の勸業債券、貯蓄債券、報国債券、割増定期預金、福券其の他の証券等の割増金、又は当籤金の債務の支払を為すとき

(3) 事業者（金融機関を除く）が従業者より旧券又は封鎖支払を以て受入れた預り金等の債務の支払を為すとき

(4) 農業会が昭和二十一年三月三日以後に支払ふ米（麦其の他の米の代替供出物を含む）の供出代金の二分の一に相当する債務の支払を為すとき

(5) 第六条第二号乃至第六号の規定に依り封鎖支払の方法に依り封鎖預金等の支払を受けた者が其の使途の為及金額の範囲内で債務の支払を為すとき

(6) 其の他大蔵大臣の指定する金銭債務の弁済を為すとき

尚(1)の金額の計算及充当方法に関しては二以上の事業者から定期的給与の支給を受けるときには之を合算すると共に給与金額の多いものから順次に月額五百円の金額に充当する。

又(4)に関しては昭和二十一年三月二日以前に支払った供出代金は封鎖支払を為したものと取扱はれる。

次に(6)に依り昭和二十一年二月分以前の給与等を指定し封鎖支払に依るべきこととした。(大蔵省呈示参照)

二、封鎖払込の国債其の他の証券の元利等の封鎖支払に依る弁

濟(第十三条の三)

左に掲ぐる証券の元利等を弁済する場合には封鎖支払に依り之を為すことを要する。

(1) 昭和二十一年二月十七日以後発行の国債、地方債、社債、金庫債及営団債にして自由支払に非ざる方法に依り払込まれたるものに付其の元本の償還及利息の支払を為すとき

(2) 昭和二十一年二月十七日以後発行の株式、出資又は相互会社の基金にして自由支払に非ざる方法に依り払込んだものに付其の配当金、残余財産の分配金及合併又は減資に因る交付金の支払を為すとき

(3) 昭和二十一年二月十七日以後成立した保険契約にして保険料を自由支払に非ざる方法に依り払込んだものに付其の保険金（解約返戻金を含む）の支払を為すとき

三、金融機関の債務の封鎖支払に依る弁済(第十三条の四)

金融機関が金融業務上の債務以外の債務を弁済する場合には左の場合を除くの外封鎖支払に依り之を為すことを要する。

(1) 第五条第一項第二号乃至第四号若は第十一号又は第七条に規定する使途（事業者が封鎖預金等の現金等に依る支払を受け得べき場合）に充つる為債務の弁済を為すとき

(2) 金融業務以外の業務（例へば農業会が行ふ経済事業等）に關し大蔵大臣の定むる基準に依り債務の弁済を為すとき

四、封鎖預金等の範囲に關する規定の改正(第一条第一項)

封鎖の対象となるべき金融機関の金融業務上の債務の範囲は

施行規則第一条第一項に規定して居るが今回預金、貯金等に準ずる金融業務上の債務を之に追加した。之は仮受金の内預金の性質を有するもの及信託会社の雑預り金等をも含むことを明かにしたものである。

五、封鎖預金等の現金に依る支払に關する規定の改正(第五条第一項)

(1) 所得に付税務署長の発行する証明書の呈示があつたときは大蔵大臣の指定する個人事業主、医師、弁護士等にして定期的給与の支給を受けない者に対しては其の生活費等に充つる為に第五条第一項第一号の外に毎月五百円を超えない金額を現金等に依り支払を為し得ることとした。

(2) 第五条第一項第三号但書の金額（給与の月額五百円の金額）は二以上の者より定期的給与の支給を受ける者に付ては之を合算し又右金額の充当方法は多額の給与より順次に充当することを明記した。

(3) 第五条第一項第二号の引揚者の為に封鎖預金等の支払を為し得る金額の限度は若し日本銀行券預入令施行規則第八条の規定に依り新券の引換を受けたものに付ては其の引換金額を控除した残額を限度とすることとした。

(4) 医療費の支払の為必要な金額は現金に依る支払を為し得ることとなつて居たが之を廃止した。(全額封鎖支払の方法に依らしめる)

六、封鎖預金等の封鎖支払に關する規定の改正(第六条)

(1) 昭和二十一年二月十七日以後新生じた金融機関証券引受会社又はビルプロカーに対する債務の元利金の支払の為之に要する金額は封鎖支払の方法に依り封鎖預金等の支払を為し得る。但し昭和二十一年三月八日以後新生じた封鎖預金等の額を超ゆることを得ない。

(2) 第六条第一項第三号に「保険料及年金掛金」とあつたのを其の外に「郵便積立貯金、定期積金掛金、無尽掛金」を追加し此等に付ても封鎖支払を為し得ることとした。

(3) 医師、病院等の医療費又は弁護士、計理士等の報酬若は手数料の支払請求書の呈示があつた場合には其の医療費等の支払に要する金額は封鎖預金等より封鎖支払を受け得る。

(4) 封鎖預金等に依る公租公課等の支払、酒税等に付経過的に特別の取扱をする必要がある場合に於て大蔵大臣の指定するときは第七条但書の規定の適用を除くすることとした。

七、封鎖預金等の振替(第十条)

金融機関の他の店舗に対し同店舗に於ける自己名義の預金、貯金又は金銭信託に集中すること。即ち封鎖預金の引換換を為すことは今迄は名義人の住所の変更があつた場合にのみ認められたのであるが之を拡張して此の場合の外に自己名義の封鎖預金等を集中する場合にも引換換を認めることとした。

八、封鎖小切手等の表示(第四条)

封鎖小切手等には其の小切手等の表面余白に「封鎖勘定」と

記載し之に振出人等の記名捺印を為すことを要することと爲つて居たが振出人等の記名捺印をさせることは何等必要のないことであるから之を省略することとした。

九、大蔵省告示の改正及追加

金融緊急措置令施行規則の改正に伴ひ大蔵省告示にも所要の改正を行ふと共に新に大蔵省告示を為すこととしたが其の要旨は次の通りである。

(一) 大蔵省告示第二十五号の改正

第二号の「共済組合」の解釈に關し事業会社等の共済会を含むかの如く解せらるる疑があるので勅令に依り組織せられた共済組合なる旨を明かにすると共に其の年金給付の爲の所要資金のみは封鎖預金等より現金等に依る払戻を認めることとした。尚其の他の費用例へば通信費、給料等支払に付ては一般の事業者と同様に取扱はれる。

(二) 大蔵省告示第二十七号の改正

(1) 償還資金を以てする乗替応募の爲に封鎖預金等より封鎖支払に依り払戻を受け得るのは今迄は国債に付てのみであつたが其の範囲を拡張し地方債、社債、金庫債及當團債も亦国債と同様の取扱を為し得ることとした。

(2) 勅令を以て組織せられた共済組合又は健康保険組合が組合員に対し給付を行ふ場合には年金給付は現金等に依るが其の他の給付は封鎖支払に依ることとした。

(3) 学生又は生徒の授業料で年額三百円を超えるものを支払

ふ爲に必要なときは年額三百円を超過する金額を限つて封鎖支払で払戻を認めることとした。

(4) 戦災者の住宅購入資金に充つる場合には一世帯五千円を限つて封鎖支払で払戻を認めて居たが之を戦災者の外建物業開を命ぜられた者及昭和二十一年二月一日以後外地外国より引揚げた者にも拡張し又住宅の購入のみならず建築若は修繕の爲に必要な資金に付ても封鎖支払に依る払戻を受け得ることとした。

(5) 昭和二十一年二月十七日以前に法人の設立、増資又は社

(三) 大蔵省告示第 号

金融緊急措置令施行規則第十三条の二第六号の規定に依つて左の支払を為す場合には封鎖支払に依つて支払を為すことを要する

(1) 昭和二十一年二月分以前の給与を三月三日以後に支払ふとき。

(2) 旧券たる五円券で昭和二十一年二月十七日以後同月二十一日迄に金融機関に預金、貯金又は金銭信託としたものに付て其の支払を為すとき。

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一四。

V-31 金融緊急措置令ニ於ケル事業資金統制ニ関スル件(案) (昭和二十二年三月六日理財局経済課)

金融緊急措置令ニ於ケル事業資金統制ノ改正ニ関スル件(案)

(理、経二、三、六)

第一、改正ノ方針

一、金融緊急措置令ノ厳正ナル運用ニ依リ「インフレーション」防止ニ関スル所期ノ実効ヲ取ムル爲從來ノ事業資金調整ノ運用ガ信用ノ量的規制ヲ欠キ失敗ニ終リタル経験ニ顧ミ単ニ一件毎ノ事業資金ノ審査ヲ行フノミナラズ国民経済ニ於ケル支払手段ノ流通総量ヲシテ嚴ニ生産活動ノ総量ト適正ナル均衡ヲ保タシムルコトヲ主眼トシテ事業資金ノ統制方式ニ再検討ヲ加ヘ必要ナル修正ヲ行フモノトス

二、之ガ爲事業資金ノ調達ニ付テハ

(イ) 事業資金ニ関スル限り限定セラレタル少数ノ場合ヲ除キ直チニ封鎖預金等ノ支払解除ヲ全面的ニ停止スルコト
(ロ) 事業遂行上必要ナル資金ニ付テハ總テ金融機関ヨリノ資金ノ融通ニ依ラシムルコト
(ハ) (イ)ニ述ベタル限定セラレタル少数ノ場合(封鎖支払)ヲ

除キ貸付ハ總テ新円ヲ以テ行ヒ全事業活動ヲ速カニ新円経済ニ切替ルコトトスルコト

三、金融機関ノ貸付資金ノ統制ニ関シ

(イ) 貸付資金ハ金融機関ノ手許資金ヲ自由ニ運用スルコトヲ禁止シ總テ日本銀行ニ対スル預ケ金ノ払戻又ハ日本銀行ヨリノ貸出ニ依リ之ヲ調達セシムルコトトシテ所要ノ仕組ヲ案出スルコト

(ロ) 日本銀行ハ右ノ金融機関ヨリノ預リ金ノ払戻又ハ金融機関ニ対スル貸出ニ当リテハ常ニ国民経済ノ景況ヲ判断シ通貨ノ流通所要量ヲ適正額ニ止メシメ通貨ノ膨張ニ依リ「インフレーション」ノ昂進ヲ絶対ニ回避スルコト

(ハ) 之ガ爲金融機関ノ支払準備率ノ法定、預金ノ日本銀行ヘノ再預入並ニ其ノ払戻ノ制限等必要ナル仕組ヲ設クルコト

四、金融機関ノ事業者ニ対スル貸付ニ関シテハ

(イ) 金融機関ハ大蔵大臣ノ定ムル基準ニ依リ貸付ノ可否ヲ決スルコト此ノ場合
(ロ) 右ノ内一定金額以下ノモノニ付テハ別途規定スル委員会ニ対シテ報告ヲ爲シ一定額以上ノモノニ付テハ委員会ニ付議シ承認ヲ受ケシムルコト

(ハ) 金融機関ノ事業資金ノ貸付ヲ審査スル爲日本銀行ヲ中心トシ各金融機関、事業者、官庁、一般市民ノ代表等ヲ以テ構成スル委員会ヲ設置ス
右委員会ハ各都道府県、各地方アロツク毎ニ地方委員会ヲ置キ更ニ中央ニ中央委員会ヲ設クルコト

五、金融機関ヨリノ資金融通ノ回収ヲ確実ナラシムル等ノ為
 資金ノ融通ヲ受ケタル者ノ資金繰其ノ他ニ関スル大蔵大臣
 ノ検査及報告聴取ノ権限ヲ規定シ其ノ権限ノ一部ヲ金融機
 関ニ移譲スルモノトス

尚金融機関ニ対スル各種権限ノ移譲ニ伴ヒ金融機関ノ公的
 性格ヲ強化ス
 六、右ノ如ク事業資金ニ付封鎖預金ノ支払ヲ一切停止スルニ
 伴ヒ個人生活ニ於テモ可及の新円経済ヘノ切替ヲ促進スル
 為

(イ)有職者ニ付テハ適正ナル給料賃金ヲ定メ全額新円ニ依ル
 支払ヲ為スト共ニ生活費等ノ為ノ封鎖預金等ノ支払(施行
 規則第五條第一項第一号)ヲ停止スルノ措置ヲ講ズル
 コト

(ロ)失職者 勤勞無能力者 利子生活者等ニ付テハ因ノ失業
 手当支給ニ代ルベキモノトシテ最低限度(例ハ世帯主
 ノ場合ハ百五十拾円、世帯員ノ場合ハ七十円等)ノ金額ノ
 支払ヲ認ムルコトトシ高齢者ニ付テハ例外ヲ設クルコト
 等ノ措置ヲ併セ講ズルモノトス

七、今後農村、漁村等ニ集中流入スル新円ヲ回収シテ再ビ之
 ヲ都会の産業ノ為ノ資金トシテ活用スル為農民、漁民等ノ
 為ノ新ナル投資形態ノ考案 都会の製品ノ農村漁村ヘノ動
 員等ニ関シ格別ノ措置ヲ講ズルモノトス

注 タイプ打ち。

(2)書画骨董其ノ他美術品ノ大口買占メ行ハル(愛知県、石
 川県、大阪府)。

(3)其ノ他不急物資ノ購入増加ス(高知県)。

(四)食糧 衣料等生活必需品ヲ対象トスルモノ

(1)食糧関係

(イ)現在ノ食生活ノ不安状態ト関連シ主食特ニ米麦等ノ買
 溜広ク行ハル。其ノ他自己ノ職業ト関連シテ入手シ得
 ルモノ特ニ配給関係者ニ依ル塩、醬油、油等ノ隠匿モ
 少ナカラザルモノト思料セラル(愛知県、京都府、大
 阪府、福岡県)。

(ロ)罐詰類粉末等ノ貯蔵向食料品漁り目立チタリ。但シ最
 近ニ於テハ品物潤渴シタル為、下火ニナリタル模様ナ
 リ(京都府、大阪府)。

(2)衣料関係

(イ)食料品ノ潤渴ト共ニ繊維製品就中将来輸出ニ振向ケラ
 ルルヲ予想シテ絹織物ヲ買漁リツツアル形勢アリ。固
 ヨリ絹製品ノ移動ハ禁止セラレ居ルモ京阪神ニハ相当
 數隠匿セラレタル模様ナリ(京都府、鳥取県、福島県、
 石川県)。

(ロ)衣類等繊維品仕入ノ為京阪神地方ヨリ多数ノ来県者ア
 リ。松江出雲両市及其ノ付近ニ於テ主トシテ羅沙地等
 ノ毛織製品ヤ子女紋服ヲ買漁リツツアリ(鳥取県)。
 (ハ)背広地一着八百円程度ニテ洋服生地ノ買漁リニ狂奔シ

出所 大蔵省資料乙五二六一三一四。

V-32 財産税回避方法についての調査(昭和二年三
 月一日理財局)

与論調査(第二号)

(昭二、三、一)

財産税回避方法

理財局

一、財産税回避方法トシテ最モ普通ナルハ換物的方法ト財産分
 散ニ依ル方法ナリ。

二、換物的方法

(一)換物的脱税方法ハ徵税ヲ免カレ又ハ納税額ヲ小ナラシムル
 目的ヲ以テ動産及不動産、消費財及生産財等凡ユル種類ノ
 モノヲ対象トシテ行ハレ居ルモノト認メラル。

(二)不動産ヲ対象トスルモノ

(1)實際価格ヨリモ税務署ノ評価額ノ小ナル為山林、原野等
 ヲ買漁ル者多シ(北海道、高知県、福島県)。

(2)田畑ヲ取得セントスルモノモ認メラル(京都府、鳥取)。

(3)家屋ノ売買モ一部三行ハル(高知県)。

(註) 山林、田畑等ノ価格昂騰特ニ著シ。

(三)宝石貴金屬、美術品等ノ不急物資ヲ対象トスルモノ

(1)貴金屬等量目小ニシテ金額ノ高キモノノ買漁り目立ツ。

併シ該商品少キ為價格急騰シツツアリ(北海道室蘭、愛
 知県)。

ツツアル者ノ例アリ(宮崎県)。

(3)其ノ他不急物資関係

(イ)建築用、修理用ト称シ木材ヲ買漁ルモノアリ(鳥取
 県)。

(ロ)家具、什器等ヲ手当り次第買入レルモノアリ(鳥取県、
 福岡県)。

(四)機械、原料等ヲ対象トスルモノ

(1)工業原材料ノ手持、工業薬品等ノ隠匿行ハル(愛知県)。

(2)個人商店ニテトラツクヲ購入スル如キモノ相当アリ。又
 生産的ナリトノ意味ヨリ機械又ハ工場ヲ買ヒ現金ヲ少ク
 セントスル者アリ(大阪府)。

(六)尚秘密ニハ換物方法トハ認メラレザルモノ、之ト傾向ヲ同ジ
 クスルモノトシテ郵便切手ノ買溜メ、B軍票トノ交換等ノ
 事例アリ。

(1)戦時利得者達ニ依リ郵便切手ノ買漁り行ハレ、数万円、
 数十万円ノ買漁リヲ行フ者スラ存シ、為ニ一般民ハ日常
 ノ郵便切手ニ事欠ク地方アリ(京都府亀岡町)。

(2)B軍票ニハ財産税カラヌトノ風説ヨリ之ト交換シ居ル
 者アリ(福岡県)。

三、財産隠匿方法

(一)財産隠匿ニハ財産分散ノ方法ニ依ルモノノ外虚偽ノ債務ノ
 設定モアリ。又地方ニ依ツテハ財産ノ喪失ヲ偽装スルモノ
 見ラルルモ、全般のニハ財産分散ノ方法ニ依リ脱税セント

スルモノ多キ如シ。
(二)財産分散ノ方法ニ依ルモノ
(1)不動産ノ分散

不動産ノ分散ハ子女其ノ他ノ親戚ニ分散スル形ヲトルモノノ圧倒的ナリ。

(イ)次男、三男更ニ他家ニ嫁シタル娘ニ迄土地分割ノ手段ヲ講ジ或ハ子女ヲ分家セシメ名義変更ヲ行フ者アリ
(栃木県、大阪府、鳥取県、福岡県、宮崎県)
(ロ)尚以上ノ如キ不動産ノ隠匿ニ当リ公証役場ノ認証ヲ裁判所登記ト同様ノ効力アル点ノ悪用セラレツツアル実状ヲ指摘シ、公証役場ノ剔抉ヲ要望スル地方アリ(北海道函館)。

(2)預金及現金ノ分散

(イ)他人名義ヘノ変更ニ依ル分散

(a)使用人ノ名義ヲ借り二万円限度ノ預金通帳ヲ濫造シ或ハ分家手続ヲ急ク等他人ノ名義ヲ借りテ預金ノ分散ヲ図ルモノ多シ(石川県)
(b)家族全員、親戚又ハ知己名義ヲ書替ヘ分散スルモノ多シ(鳥取県、高知県、福岡県)。

(ロ)貸付ノ形ヲトル分散
(a)農民等ニ対シ期限三箇年位、金額二万円限度、無利子ニシテ償還期二ハ、一万八千円程度ノ弁済ヲ以テ足ルトスル信用貸行ハル(石川県)。

V-33 臨時財産申告書解説

解説

◎申告要領

一、申告の趣旨 この申告は戦時利得の排除、国家財政の再建、国民経済の安定等を目的として近く創設されることに予定されてゐる新税の課税の的確公正を期するため、調査時期に於て個人及び法人の有する預貯金、公社債・株式及び出資金、生命保険・信託・無尽及び郵便年金並に手形・小切手・郵便為替証書及び収入印紙等の財産を調査せんとするものであります。

二、調査時期 調査時期は 月 日午前零時であります。

三、申告時期 この申告は調査時期の属する日より一ヶ月以内であります。

四、提出先 この申告書は最寄りの金融機関(郵便局、銀行、市町村農業会、信用組合、信託会社、無尽会社等)又は所轄税務署に提出して下さい。但し収入印紙は必ず郵便局に提出することになつてをります。小切手、郵便為替証書等は支払を受ける際に支払銀行又は郵便局に提出することが便宜と思ひます。尚この申告書は金融機関より税務署に送付されることになつてをります。
この申告書を受け付ける金融機関はその旨を店頭に掲示してあります。

(b)家屋ヲ建築シ贈与ノ形式ヲ戦災者ニ使用セシメ財産税納付後貸家同様賃貸セントスル方法行ハル(大阪府)。

(c)支那人、朝鮮人等ノ經理方明瞭ヲ欠ケル点ヲ利用スル爲此等ニ一定期間ヲ限り金ヲ貸付クル方法ヲトルモノアリ(大阪府)。

(イ)尚他人ノ名義ヲ以テスル新規事業ノ経営等ヲナス方法モ認メラル(宮崎県)。
(ロ)虚偽ノ債務設定ニ依ルモノ
決算延期ノ混乱ニ乗ジ銀行ト話シ合フ上虚偽ノ債務ヲ設定スル方法少ナカラス行ハレ其ノ額モ相当多額ニ上ル(大阪府)。

(四)占領治下ノ樺太、北千島等ニ財産ヲ有シタル事業家等ニシテ事実財産ノ引揚ヲ了シタルニ拘ラス之ガ喪失ヲ主張シ自己財産目録ノ減少ニ努メツツアル者アリ(北海道)。
四、脱税方法トハ認メラザルモ財産税トシテ徴収セラルルヨリトテ遊興、賭博等ニ耽ル等浪費生活ヲナス傾向アリ。之ニ付テハ北海道ヨリノ報告アリタルノミナルモ、右ハ殆ど全国の傾向ト謂ヒ得ベシ。
注 タイプガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三四。

五、申告に際して持参すべき書類 この申告書を金融機関に提出する際には個人は米穀通帳その他の物資配給通帳又は市区町村長、町内会長若は部落会長の発行する居住証明書(法人は市区町村長の発行する事業所所在証明書)と申告書に記載されてゐる財産を証する書面(通帳、証書、証券、株券、手形、小切手又は収入印紙等)を持参して下さい。

六、金融機関の確認 金融機関に於ては米穀通帳等により申告書に記載されてゐる住居所及び名義が正確であることを確認し、又通帳、証書等により申告書に記載されてゐる各種財産に関する事項が正当であることを確認したときは、通帳、証券等財産を証する書面に申告済証紙を貼付しこれに金融機関(又はその役員)の印章を以て契印し、米穀通帳その他の物資配給通帳と共にお返しすることになつてをります(収入印紙は新様式のもの引換へることになつてをります)。
自分のものであるに拘らず他人の名義を使用したり又は存在しない人の名義を使用した預貯金、株式等については、その所有者より申告しなければなりません。

七、確認を受けなかつた場合 右の確認を受けなかつた場合は預貯金・公社債・生命保険金・信託の利益・無尽給付金・郵便年金・手形・小切手・郵便為替金等は其の支払の受けることができなくなり、又株式・法人に対する出資については株主権又は社員権を行使ができなくなり、収入印紙は使用することができなくなりますから御注意下さい。

しかし戦災その他の事由により通帳・証券・証書・株券・手形・小切手等を焼失し又は紛失し期間内に確認を受けられないやうな場合は通帳・証券・株券・手形・小切手等の再交付を受けた後申告する等の特例が認められます。

◎申告書の提出方

一、この申告書の提出者は原則として預貯金者、公社債・株券等の所有者、保険・信託・無尽・郵便年金の契約者（但し郵便年金契約で既に年金支払事由の発生してをるものは郵便年金受取人）、手形・小切手・郵便為替証券等の所有者であります。

法人は営業所毎に申告しても差支へありません。この場合は申告者の住所欄に営業所の所在場所を、氏名欄に営業所名及び営業所の責任者を記載して下さい。

二、同居の戸主及び家族の一世帯の分は同一申告書に記載し申告者欄には世帯主（疎開先等で世帯主がいないときは主たる家族）の住所氏名を記載しその下に捺印して下さい。疎開その他の事由により世帯主と別居する家族のある場合は世帯主が家族の分をも取纏めて申告して下さい。

尚疎開中の家族が保管してゐる通帳又は証券・証券等を世帯主の手許に返送して申告することが不便のやうな場合には疎開先に於て家族が世帯主又は自己のこれらの申告をなすも差支へありません。この場合は申告書に必ず世帯主の住所所及び氏名を記載し且その世帯主の居住証明書を提出して下さい。

（申告者の米穀通帳等も同時に必要です）。

三、一家庭内に於ても使用人等の如く同一戸籍内にない者又は合宿所に於ける同居人等は各別に申告書を作成し住居所には何某方等の肩書を記載して下さい。

四、法人以外の団体名義の預貯金・株式・金銭信託等又は代表者名義のこれらの財産等は代表者より本人の分とは別の申告書を作成しその資格を明記して代表者の米穀通帳等を持参の上申告して下さい。

尚団体員又は加入者の各人別の現在高持分あるものはその持分並に住居所氏名の内訳を添付して下さい。この場合には各人の居住証明書等が必要ありません。

五、担保権者その他の者で他人の通帳・証券・証券等を保管して居る者は本人に代つて申告することも認められます。この場合は自己の分と別に申告書を作成しその申告書に権利者に代つて申告する旨を備考欄に記載して下さい。この場合は申告者の居住証明を必要とすることは勿論、尚本人の居住証明書をも提出することを要します。

六、売買その他の取引により調査時期に於ては運搬の途上にある株券・小切手等の如きについては、これらの有価証券等が目的地に到達した以後に於て本人又は証券の保管者より申告することになります。

七、申告を要する財産所有者又は契約者等が調査時期に於て本邦（本州、北海道、四国、九州及びその付属島嶼）内に住所

及び居所を有しないときはその財産等を管理する者から申告することになります。但し本人が申告期間内に本邦内に住所又は居所を有するに至つたときは本人より申告することとは差支へありません。

八、同居家族の分は世帯主との続柄を氏名の上部に記載して下さい。

九、この用紙に書き切れない場合は同様式の用紙を補充して記載して下さい。

十、小切手、郵便為替証券等については支払を受ける際に支払銀行又は郵便局に申告することが便宜であります。この場合はこの申告書の様式により別に当該部分についての申告書を作成して申告するも差支へありません。

◎申告書の記載方

一、第一表の「預貯金等現在高」の記載方

(一)左記預貯金等の調査時期に於ける現在高等を一口座毎（一通帳、一証券毎）に記載して下さい。

(イ)郵便貯金

(ロ)銀行及び無尽会社に対する預貯金、定期積金

(ハ)市町村農業会、信用組合及び市街地信用組合に対する預貯金、定期積金

(ニ)塩業組合、工業組合、商業組合、統制組合、貿易組合、漁業協同組合、漁業会、製造業会、自動車運送事業組合、塩業組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会、

貿易組合連合会、自動車運送事業組合連合会、都道府県農業会、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び庶民金庫に対する預貯金並に恩給金庫に対する寄託金

(二)左記預貯金は記載に及びません。

(イ)銀行その他の法人の本邦外にある営業所又は事業所に対する預貯金等

(ロ)右の外大蔵大臣の指定した預貯金等（大蔵大臣の指定は別にこれを発表し金融機関の店頭にも掲示します）。

(三)「種類」欄には当座預金、普通預金、定期預金、据置貯金、特殊預金、定期積金等の種類別を記載して下さい。

(四)「預ケ先名称」欄には預貯金を何々銀行何々支店等と詳細に（但し郵便貯金の場合には単に郵便貯金と）記載して下さい。

(五)「現在高」欄には通帳面又は証券面により調査時期現在に於ける預貯金現在高（円以下切捨）を記載して下さい。郵便貯金、定期積金等は調査時期現在に於ける貯金又は掛金の合計金額を記載して下さい。この場合未記入利子を計算して記載するには及びません。

郵便貯金、定期積金の如く預貯金現在高が通帳等に記載されてゐない場合は、預貯金者に於て調査時期現在の貯金又は掛金を集計して本欄に記載すると共に通帳等の適宜の箇所（なるべく預貯金記載欄の余白の最初の欄）に現在高申告何円何銭と記載して置いて下さい。尚通帳に記入未済の預貯金はな

るべく本申告書提出の日迄に通帳記入を受けて下さい。
 当座預金、当座貯金及び郵便振替貯金については現在高欄の記載を省略するも差支へありません。

(六)「定期的預貯金の条件」欄には定期預金、据置貯金、割増金付定期預金、定期貯金、積立貯金、特殊預金及び二年以上払戻を為さざることを約した国民貯蓄組合貯金、定期積金等の預入年月日及び満期年月日を記載して下さい。尚通常貯金を同一通帳のまま据置貯金に振替へた様な場合にはその振替へた日を預入年月日欄に記入して下さい。

(七)「預貯金者」欄には通帳に記載されてゐる住居所、氏名ではなく現在の住居所、氏名を記載して下さい。同居家族は世帯主との続柄を冠記してその名の下に捺印して下さい。

尚疎開家族が世帯主に代つて申告する場合、担保権者その他通帳、証書の保管者が本人に代つて申告する場合及び本邦外在住者の預貯金管理者が申告する場合は預貯金者の住居所及び氏名を記載し備考欄に本人に代つて申告する旨を記載して下さい。

(八)「備考」欄には通帳面に記載してある住居所又は氏名が現在の住居所又は真正の氏名と異なる場合に於てその通帳面の住居所又は氏名を記載して下さい。

二、第二表の「公社債株式等現在高」の記載方

(一)調査時期に於て有する左記公社債、株式等を種類及び銘柄毎且額面金額毎に記載して下さい。

(七)「数量」欄には証券又は証券の枚数を記載して下さい。
 (八)「額面金額合計」欄には一枚の額面金額に枚数を乗じて算出した金額を記載して下さい。

(九)「備考」欄の一枚の払込金額欄には未払込のある社債券、株券等につき一枚の払込金額を記載して下さい。又其の他欄には証券面に記載してある氏名が真正の氏名と異なる場合にその証券面の最後の氏名を、白紙委任状付で証券を譲り受けた場合にその旨及証券面に記載してある最後の氏名を記載して下さい。

三、第三表の「生命保険・信託・無尽・郵便年金契約高」の記載方

(一)調査時期に於て現に存する左記の生命保険、信託、無尽及び郵便年金契約を一契約毎に記載して下さい。

(イ)生命保険契約(簡易生命保険契約を除く)
 (ロ)金銭信託契約及び有価証券信託契約(信託会社を受託者とするものに限る)

(ハ)無尽契約(無尽会社との契約で未だ給付金の給付事由の発生しないものに限る)

(ニ)郵便年金契約

(一)左記生命保険、信託、無尽及び郵便年金の契約は記載するに及びません。

(イ)本邦外に於てのみ保険料を払込んだ生命保険契約、法人の本邦外に在る営業所又は事業所に対する信託契約又は

(イ)国債

(ロ)地方債

(ハ)社債その他(この中には勸業債券、興業債券、貯蓄債券その他の債券を含みます)

(ニ)株式及び出資証券

(ホ)投資信託受益証券

(二)左記公社債、株式等は記載するに及びません。

(イ)本邦外の政府、地方公共団体、会社等の発行した公債、社債その他の債券、株券及び出資証券等

(ロ)右の外大蔵大臣の指定した公社債、株式等(大蔵大臣の指定は別にこれを発表し金融機関の店頭にも掲示しませぬ)

(三)「種類及銘柄」欄には公債、社債、株式等に区分して各々銘柄を記載し当該証券の発行者名をも明確に記載して下さい。

(四)「登録、記名、無記名ノ区別」欄には登録のものについては登録、その他のものについては記名式、無記名式の区別を記載すると共に登録のものについては登録機関名を記載して下さい。

(五)「記号番号」欄には証券、株券等の記号又は番号を記入して下さい。但し記号番号が不明な場合に於て別途申告するときはその記載を省略しても差支へありません。

(六)「一枚ノ額面金額」欄には証券又は証券一枚の額面金額を記載して下さい。

無尽契約

(ロ)右の外大蔵大臣の指定した生命保険・信託・無尽又は郵便年金契約(大蔵大臣の指定は別にこれを発表し金融機関の店舗にも掲示しませぬ)

(三)「契約の区分及種類」欄には生命保険、信託、無尽及び郵便年金の別並にその種類(例へば二十年養老保険、甲種指定金銭信託、即時終身年金等)の区分により記載して下さい。

(四)「契約金額」欄には生命保険契約については保険金額、信託契約についてはその元本の額、無尽契約については無尽契約金額、郵便年金については一年に受くべき郵便年金額を記載して下さい。

(五)「信託受益者又ハ年金受取人」欄には受益者又は受取人が契約者と異なる場合に限りその者の住居所氏名等を記載して下さい。尚この場合に於て信託につき元本の受益者と収益の受益者が異なるときは各別に記載しその旨を冠記して下さい。

(六)「備考」欄の保険料、無尽、郵便年金の料金払込総額欄には生命保険料、支払事由の未だ発生しない郵便年金の払込総額又は無尽の掛金総額を記載して下さい。尚保険料の払込総額は証書面に記載してある保険料に支払回数数を乗じて計算して下さい。

(七)「備考」のその他欄には証券又は証券に記載してある住居所氏名が現在の住居所又は真正の氏名と異なる場合に於いてその証券又は証券面の住居所氏名を記載して下さい。又郵

便年金については支払事由発生の有無、既に支払事由の発生した有期の郵便年金についてはその残存期間、終身の郵便年金については年金受取人の年齢を本欄に記載して下さい。
 (八)有価証券信託契約については額面金額の総額を契約金額欄に記載し銘柄別内訳を別紙に記載して本申告書に添付して下さい。

四、第四表の「手形・小切手・郵便為替証書等所有高」の記載方

- (一)調査時期に於て有する左記手形、小切手及び郵便為替証書等は一枚毎に、収入印紙は券面毎に記載して下さい。
 手形、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、歳入金支払通知書、収入印紙
- (二)左記手形、小切手、郵便為替証書等は記載するに及びませぬ。
 (イ)支払地を本邦外に定めた手形、小切手、郵便為替証書等
 (ロ)右の外大蔵大臣の指定した手形、小切手、郵便為替証書及び収入印紙等(大蔵大臣の指定は別にこれを発表し金融機関の店頭にも掲示します)。
 (三)「種類」欄には為替手形、約束手形、小切手、郵便為替証書又は収入印紙等の区別を記載して下さい。
 (四)「金額」欄には手形、小切手、郵便為替証書、収入印紙等の額面金額(収入印紙はその合計券面金額)を記載して下さい。

解説で「○○」欄として示されている。表の欄外右側に「臨時財産申告書」の標題(その左に經由金融機関印捺捺)、申告者住所氏名(法人は名称及び代表者名)欄、受付番号欄、宛先税務署欄(○税務署長殿)、提出日欄、以上の右側に切取線があり(切取線上に金融機関契印捺捺)、切取線の右側(金融機関控)に受付番号欄、申告者住所氏名欄がある。表の欄外左側には「疎開先の家族が世帯主と別に申告するときは世帯主の住所及び氏名、法人が本店以外の営業所で申告するときは本店の所在場所、名称及び代表者名を左に記載して下さい。」として、住所氏名欄がある。出所 大蔵省資料Z五二六―三二六。

V-34 臨時財産調査令による金銭的財産及び契約の申告に関する提供資料

臨時財産調査令による金銭的財産及び契約の申告に関する提供資料

- (1)臨時財産調査令による金銭的財産及び契約に関する個人及び法人の申告は三月三日より開始される。この申告の概要は既に町内会、部落会を通じて各家庭又は金融機関に配付してある申告書の裏面に解説として記載してあるが、更に法令、告示及び解説等を輯録して申告者の便宜を図ることとする。
- (2)なほ当座預金の小切手振出又は生活資金として銀行普通預金、郵便貯金等の払戻を受ける関係上、預金や貯金だけを切離して早目に申告する必要も生ずると思はれるので、預貯金関係の申告書を別欄に掲載して置いた。必要の向は当該部分を切

さい。

(五)「備考」欄には証券又は証券面に記載してある住居所氏名が現在の住居所又は真正の氏名と異なる場合に於てその証券面又は証券面の住居所氏名を記載して下さい。

◎確認の表示を受くるため金融機関又は税務署に提出すべきもの

- 一、第一表に記載すべき預貯金等については預金通帳、預金証書その他預貯金、定期積金を証する通帳又は証書(当座預金等通帳のないものについては申告だけでこの書類の提出を要しません)
 - 二、第二表に記載すべき公社債、株式等については登録の公社債等は登録済証その他登録を証する書面、国債・地方債・株式・出資証券等については国債証券、地方債証券、株券、出資証券等の有価証券(これらの証券のない場合に於ては払込金受領書その他これらの財産を証する書面)
 - 三、第三表に記載すべき各種契約については保険証券その他これらの契約を証する証書又は通帳
 - 四、第四表に記載すべき手形、小切手、郵便為替証書等については手形、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、歳入金支払通知書又は収入印紙
- 注 臨時財産申告書裏面の解説。活版刷。臨時財産申告書本体は、タテ書き横三センチ、タテ二・五センチの表で、第一―四表は独立した表ではなく、タテ野で区切られる。各表の記入項目は

- (3)申告書を提出する際は米穀通帳等を呈示するか又は居住証明書を提出することになつてゐる。取急ぎ居住証明書の必要のある方は別欄に掲載してある証明書用紙を切り抜き証明を受ける者(数人あるときは連記)に於て所要事項を記載し、町内会長、部落会長の許に米穀通帳と共に持参して証明を受けて戴きたい。
- (4)又三月三日以後五円以上の日本銀行券旧券を金融機関に預金貯金又は金銭信託として預入する場合に於ても、申告書は金融機関又は各家庭に配付してある筈であるが、なほ便宜別欄に掲載してあるものを切抜いて利用して戴きたい。
- (5)法人の財産目録及び貸借対照表等の提出方及び個人の事業用財産等の申告方については、近日中に別途発表の予定である。
- (6)申告事務を取扱ふ金融機関には、別途「金融機関の臨時財産申告取扱要領」を印刷配付する。この要領と申告手引きとが相違してゐる部分は、申告手引きによつて戴きたい。要領については適當の方法により正誤及び補遺を考慮してゐる。

(別紙)

輯録のため提供する資料

一 臨時財産調査令(官報)

紙面の許す限り全文登載のこと但し一部掲載の場合は第

二条、第四条及び第十条は必ず登録されたし
臨時財産調査令施行規則(官報)

紙面の許す限り全文登載のこと但し一部掲載の場合は第一
一条乃至第三十四条は必ず登録されたし

三 五円以上の収入印紙につき新様式を定めた大蔵省令
四 昭和二十一年二月大蔵省告示第四十二号
(なほ同告示第四十三号は次の申告手引きの中に織込んで
あり、又同告示第四十四号は申告済証紙の取扱だけであ
るから省略する)

五 申告手引き
六 申告を要しない金銭的財産又は契約一覽表
七 新収入印紙及び申告済証紙見本
注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料Z五二六一三一六。

V-35 金融機関の臨時財産申告取扱要領(主税局)

金融機関の臨時財産申告取扱要領

大蔵省主税局

はしがき 現在の経済危機を克服し、新生日本の黎明を力強く
期待すべく、食糧、通貨、金融その他の一連の緊急施策が実施
された。財産税等の調査時期をこの際昭和廿一年三月三日午前
零時として確定し、財産税等の課税により財政経済再建の基礎
を推進することもその重要施策の一環である。ここに於て国民

各層の全面的の協力を求め新日本の再建、国民総員の立直りを
その双肩にかけて、特定の財産関係の調査を行ふことになつた
のである。取扱金融機関は時局の極めて重大なることに鑑み、
戦後再建設に奉仕するの熱意を以て本調査の適正円滑なる運営
に十分の協力を効されたいのである。

第一要旨

一、臨時財産調査令により取扱機関の受付ける申告書は左の三
種である。

(一) 臨時財産申告書 (二) 預金・貯金・金銭信託申告書 (又
は引換申告書) (三) 寄託金申告書

二、取扱機関は郵便局、銀行、信託会社、無尽会社、市町村農
業会、信用組合、市街地信用組合、生命保険会社の本支店等
日本証券取引所(北海道内に於いては漁業会を含む)である
(臨時財産調査令施行規則第三条等)なほ税務署に於いても
この申告を受付ける。

三、臨時財産申告書と預金・貯金・金銭信託申告書(引換申告
書にも使用し得る)とは、大蔵省又は財務局に於いて印刷の
上、各家庭又は金融機関に配布することになつてゐる。申告
書の記載事項については、その概略を裏面に解説してある。
本要領はこの解説を基礎とし、金融機関に於ける申告事務の
取扱に関する要点を敷衍せんとするものである。

四、寄託金申告書は申告者に於いて適宜作成することになつて
ゐるが、後記の如く銀行、信託会社その他の寄託金受入先に

於いて必要事項を記載し、これを申告者に送付して戴くこと
が便宜である。

五、以下臨時財産調査令と略称し、臨時財産調査令施行規則を
規則と略称する。なほ第三条第一項第二号を三二二の如く略

摘 要

第一表の
預貯金等

第二表の公
社債株式等

第三表の生命保
険(信託、無尽、
郵便年金契約高)

第四表の手形、
小切手、郵便為
替証書等所有高

郵便貯金、銀行預貯金、
定期預金、信用組合預貯
金等
詳細は申告書解説記載方
一の(一)参照

国債、地方債、社債(債
券を含む)株式、出資証
券及び投資信託受益証券
詳細は申告書解説記載方
二の(一)参照

生命保険(簡易保険を除
く)金銭信託、有価証券
信託、無尽(未だ給付事
由の発生しないもの)及
び郵便年金の各契約
詳細は申告書解説記載方
三の(一)参照

手形、小切手、郵便為替
証書、郵便振替貯金払出
証書、歳出金支払通知書
郵便貯金払戻証書及び収
入印紙等
詳細は申告書解説記載方
四の(一)参照

申告を要しないもの

一、本邦外に在る銀行そ
の他の店舗に預入れた
預貯金等
二、右の外大蔵大臣の指
定したもの
(イ) 国の預貯金
(ロ) 金融機関の日本銀
行に対する預貯金
(ハ) その他

一、本邦外の政府(例へ
ば満州国政府、会社等
の発行した公社債株式
等)
二、右の外大蔵大臣の指
定したもの
(イ) 国の有する公社債
株式、出資証券
(ロ) 金融機関の有する
特定の融通手形
(ハ) その他

一、本邦外に於いてのみ
保険料を払込んだ生命
保険、法人の本邦外に
在る営業所に於てなし
た信託又は無尽契約
二、右の外大蔵大臣の指
定したもの

一、支払地を本邦外に定
めた手形、小切手
二、右の外大蔵大臣の指
定したもの

申告期間

三月三日から四月二日迄
の間

同上

同上

同上

提出先

一、郵便局、銀行、無尽会社、市町村農業会、信用組合、市街地信用組合、生命保険会社の本店、漁業会（北海道内に限る）等

二、同 上

三、収入印紙については郵便局に限る

一、同 上

二、同 上

一、手形については公社債等と同じ

二、小切手、郵便為替証書等については支払を為すべき郵便局、銀行その他の法人（なほ他の取扱機関又は税務署も受け付ける）

追加申告

(一) 申告期限 昭和二十二年十二月三十一日迄（引揚邦人は引揚げた日以後六十日以内）

同 上

同 上

同 上

(二) 提出先

(一) 預貯金先

(二) 税務署

(一) 国債は日本銀行、社債株券は発行会社等その他も右に倣ふ

(二) 税務署

(一) 契約先の生命保険会社、信託会社、無尽会社又は郵便局等

(二) 税務署

(一) 手形、小切手については支払銀行、又は税務署等

(二) その他については郵便局等支払先又は税務署

七、預金、貯金、金銭信託申告書又は引換申告書により申告すべき現金（日本銀行券預入令施行規則第一条に掲げてある旧券）に関する申告事務取扱の骨子となるべき事項を一表として示せば左の如くである。

申告を要するもの

三月三日以降の日本銀行券旧券による預金・貯金・金銭信託としての預入

三月三日以降日本銀行券預入令施行規則第九条の規定により日本銀行券旧券の引換を受くるとき

申告を要しないもの

一、国又は地方団体が預金、貯金、金銭信託をなすとき

摘要

預金・貯金・金銭信託申告書

引換申告書

申告を要するもの

三月三日以降の日本銀行券旧券による預金・貯金・金銭信託としての預入

三月三日以降日本銀行券預入令施行規則第九条の規定により日本銀行券旧券の引換を受くるとき

申告を要しないもの

一、国又は地方団体が預金、貯金、金銭信託をなすとき

二、金融機関が金融機関に対し預金、貯金、金銭信託をなすとき

預金、貯金又は金銭信託をなすとき

引換のとき

預金、貯金、金銭信託の受入をなす金融機関

引換をなす金融機関

八、寄託金申告書により申告すべき寄託金に関する申告事務取扱の骨子となるべき事項を一表として示せば左の如くである。

摘要

寄託金申告書

申告を要するもの

銀行、無尽会社、市町村農業会、その他臨時財産申告書解説記載方一の(一)に掲げた法人及び信託会社に対する預貯金以外の寄託金

申告を要しないもの

三月三日から四月二日までの間

寄託先法人又は税務署

提出先

昭和二十二年十二月三十一日迄

寄託先法人又は税務署

九、申告書の受付期間は三月三日より四月二日の一ヶ月間（預金・貯金・金銭信託申告書は通常三月三日より三月七日迄）

第三 申告書の提出

十一、臨時財産申告書、預金・貯金・金銭信託申告書・引換申告書

告書又は寄託金申告書は、それぞれ金銭的財産又は契約の昭和二十一年三月三日午前零時（調査時期）現在に於ける実際の権利者（名義の如何に拘らない）より、同居家族（疎開、在学等の為一時別居中の家族を含む）の分を取纏めて提出することになつてゐるが、なほ左により申告書の提出が行はれる。

(一) 世帯主が疎開中の家族の分を申告する。この場合の申告は二名以上の分が連記される。なほ調査令では疎開中の家族は独立の世帯とはせず、現在の世帯主と疎開、在学中の家族等の家族とを一緒にして一世帯として取扱ふことになつてゐることを特に注意せられたい。(二) 疎開中の家族が現に保管してゐる通帳、証書、証券等を提出し疎開先に於いて自己又は世帯主等の分を申告する。この場合の申告は二名以上の分が連記される。なほ申告書には申告者の住所・氏名を申告者の欄に、世帯主の住所・氏名を申告書の末尾に記載することになつてゐる。(三) 出征中の者の戸主、家族又は縁故者が出征中の者の分を申告する。この場合の申告も戸主又は家族よりなされるときは二名以上の分が連記される。(四) 担保権者、保護預りに依る保管者その他の者で他人の通帳、証券、証券等を保管してゐる者が他人に代つて申告する。この場合の申告書は担保権者等の分と他人の分との申告書が各別に提出される。(五) 法人以外の団体名義のもの又は代表者名義のもので代表者の固有財産（又は契約）でないものを、代表者

することになつてゐる。
十六、臨時財産申告書は第一表乃至第四表の申告事項を同一人が一用紙で申告する場合を想定して印刷してあるが、これに書き切れない場合は適宜の用紙を補充して記載することになつてゐる。なほこの申告は一回で済めば申告者の便宜であると考へられるが、第一表乃至第四表の分を必ずしも同時に書きなればならないではない。必要に応じてその一部分を切り離して申告する必要がある場合は印刷されてゐる申告書の様式により、申告者各自に於いて適宜申告書を作成して提出することも差支へないのである。なほ申告者が自ら申告書を作成する場合は取扱機関の手許に控として保存するため右側に申告書用紙の点線右側と同様の記載をするか、或は同様の記載をした同型の紙片を添付するやう指示して戴きたい。

十七、申告書を受付ける取扱機関は、三月三日より四月二日の一般の申告期間内は、概ねいづれの取扱機関でも差支へないことになつてゐる。しかし左の点に注意して戴きたい。
(一) 収入印紙に関する申告書の提出は必ず郵便局に限る。
(二) 小切手、郵便為替証書等現金支払の手段たる性質を有する財産に関する申告書は、銀行とか、郵便局とかの支払先で支払を受ける際に提出するのが便宜である（申告済証紙貼付が省略できる。しかし他の取扱機関に申告してもよい。この場合は申告済証紙の貼付を受けて置いて、追て支払先より支払を受ける。）(三) 預金・貯金・金銭信託申告

又は管理者がその肩書を付記して申告する。この場合の申告書は管理者又は代表者固有の分とは別に提出される。(六) 調査時期に於いて本邦（本州、北海道、四国及び九州及びその付属島嶼）外に居住してゐる者の財産又は契約については、管理者より申告する。この場合の申告は管理者固有の分とは別に提出される。

十二、被相続人名義の財産又は契約については相続資格を明記して相続人から申告する。但し信託契約の委託者の資格は相続の觀念を容れないことに解釈されてゐるので、契約の管理者から申告することになる。
十三、申告者が未成年者等の場合に於いて本人が自ら申告することができないときは親権者、後見人等の法定代理人がその資格を明記して申告する。この場合の居住証明は申告者たる法定代理人の分のみで足り、未成年者等の居住証明を要しない。

十四、調査時期後に法人の合併等が行はれた場合に於いては、その法人格を承継した法人より申告する。

十五、法人が申告義務者である場合は、本店又は主たる事務所に於いてのみならず支店、出張所、営業所等に於いても申告することができる。但し本店又は主たる事務所以外の名義で申告する場合に於いては、申告する営業所又は事業所の名称及び管理者名を申告者欄に記載する外、なほ申告書の末尾に本店又は主たる事務所の所在場所、名称及び代表者名を記載

書又は引換申告書は必ず預け入れ先又は引換へ先の銀行とか信託会社とかに提出する(規三)。(四) 寄託金申告書は必ず寄託金を受け入れてゐる銀行、信託会社の店舗に提出する(規一)。
第四 居住証明

十八、臨時財産申告書、預金・貯金・金銭信託申告書、引換申告書又は寄託金申告書の提出に際しては、申告者（申告者と実際の権利者とが異なるときは申告者及び実際の権利者の双方）の住居所又は名義が正確であるか否かを確認するため、左記により居住証明に関する書類の呈示又は提出を要する。
(一) 個人については米穀通帳を呈示せしむる。米穀通帳がないときは米穀以外の物資配給通帳を呈示して貰ふ。これらの通帳は申告書と照合済の上は申告者に返還する。(二) 個人であつても(一)に掲げた通帳を呈示することができない場合等に於いては、通帳の代りに居住証明書を提出する。居住証明書は概ね左の様式により町内会長、部落会長又は市区町村長に発行して貰ふ。なほ居住証明書は申告書に添付して取扱機関より税務署に送付する。
(用紙概ねA6版)

居住証明書		
住所又は居所	氏名	摘要
		昭和二十一年三月三日午前零時現在

右証明ス
昭和二十一年 月 日
何町内会長
何部落会長
何市区町村長
某 印

記載方 住所又は居所は都道府県以下番地迄詳細に記入する。
(三) 法人については営業所事業所の所在証明書を提出する。所在証明書は概ね左の様式により市区町村長に発行して貰ふ。市区町村長が支店出張所等に関する証明書を発行する場合の本店等の所在場所は、本支店間の往復書面の封筒に記載されたものにより証明する等、でき得る限り実情に即して取扱つて戴くつもりである。この所在証明書は申告書に添付して取扱機関より税務署に送付する。
(用紙概ねB7版)

営業所 所在 証明書			
区 分	所在場所	名称	摘 要
(一)本店又ハ主タル事務所			昭和二十一年三月三日午前零時現在
(二)右以外ノ営業所又ハ事業所			昭和二十一年三月三日午前零時現在

右証明ス
昭和二十一年 月 日

託者を被保険者とする生命保険契約につきこれらの者に代つて申告するとき(六)その他税務署長の承認を受けたとき
二十一、米穀通帳等は後日に於ける調査上の必要等に備へ一定期間は町内会、部落会に於いて嚴重に保存することになつてゐる。

第五 確認を受くべき書面

二十二、臨時財産申告書により申告すべき財産又は契約につき所定の確認の表示を受けるため金融機関等に提出すべき書面について注意を要する点は左の如くである。

(一) 同申告書第一表の預貯金等については預貯金の通帳又は証書を提出する。なほ郵便貯金の全私を受ける場合の郵便貯金払戻証書は第四表の証書として申告することになつてゐる。(二) 当座預金、当座貯金、郵便振替貯金又は恩給金庫に対する寄託金については、申告書の解説では確認のための書面の提出を要しないやうになつてゐるが、その後手続を変更して、左記によることになつた。即ち(イ) 当座預金又は当座貯金については、当該預貯金を受入れた法人の発行する概ね左の様式による、預貯金口座通知書(甲)を提出する。

市区町村長 何 某 印

記載方 一、所在場所は現に本店、主たる事務所その他営業所又は事業所の在る場所を都道府県以下番地迄詳細に記入する。二、名称は支店、出張所等にあつては現に使用中の名称を具体的に記入する。三、(一)の所在証明書は(二)の個所を抹消する。四、(二)の所在証明書は(一)の摘要欄の記載を抹消する。

十九、左の場合に於いては申告者の居住証明は要らない。

(一) 国又は地方団体が申告するとき (二) 取扱機関がその営業所又は事業所に於いて自己の申告をなすとき (三) その他税務署長の承認を受けたとき

二十、実際の権利者以外の者から申告する場合は、申告者の居住証明の外、実際の権利者の居住証明も必要であるが、左の場合に於いては実際の権利者の居住証明は要らない。

(一) 本邦外に居住してゐる者の財産又は契約につき管理者が申告するとき (二) 国又は地方団体の有する財産又は契約につき申告するとき (三) 戸主又は世帯主等がその同居家族(疎開中の者を含む)に代つて申告するとき (四) 信託会社その他信託業を営む法人がその引受けた有価証券信託契約の目的たる有価証券につき委託者に代つて申告するとき (五) 恩給金庫又は銀行、信託会社その他信託業を営む法人が寄託又は保険信託に関して契約した寄託者又は委

預貯金口座通知書(甲)			
預貯金の種類	口座の記号番号	預貯金者の姓名住所又は氏名	所名称
		昭和 年 月 日	所在地
		預貯金先	印

(ロ) 郵便振替貯金又は当座預金、当座貯金で(イ)により難いものについては、預貯金者が自ら作成する概ね左の様式による預貯金口座通知書(乙)に添へて調査時期に近い日付のある郵便振替貯金受払通知書、小切手帳その他当該通知書に記載した口座を証すべき書面を提出する。

預貯金口座通知書(乙)			
預貯金の種類	口座の記号番号	預貯金先所在地及名称	所在地
		昭和 年 月 日	住所
		預貯金者 氏名 印	又は名称

(ハ) 恩給金庫に対する定期寄託金については恩給年金証書の保管証(保管証のないときは寄託契約書)、特別当座寄託金については寄託金通帳(寄託金通帳のないときは恩給年金証書の保管証)を提出する。(三) 正式通帳、証書、証券、株式等が申告者の手許にない場合等に於いては、これらに代るべきものとして、例へば左に掲ぐるものを提出することができる。(イ) 登録公社債等については登録公社債の現在額証明書又は登録機関の預り証(ロ) 郵便官署に於いて保管中の有価証券については郵便官署の保管証(ハ) 株式については株式引受人の有する払込領収証、増資、減資その他の場合の株式預り証(ニ) 紛失した有価証券等については除権判決の正本(ホ) 生命保険契約については保険料領収証、保険金払込案内書(ヘ) 信託契約については現存証明書

二十三、当座預金、当座貯金等を受入れてる銀行その他の法人は、でき得る限り速に預貯金口座通知書(甲)を作成し預貯金者に交付して戴くことが便宜である。

二十四、預金・貯金・金銭信託申告書、引換申告書及び寄託金申告書を提出する場合は、確認を受けるための書面の提出を必要としない。

第六 申告書の確認

二十五、申告書の提出があつたときは、取扱機関に於いては先づ申告書と居住証明とを照合し、申告者又は実際の権利者の

責任者の印章を以て契印し、もしこの契印で金融機関の名称が表示されてゐないか又は判り難い場合は、更に金融機関の名称を表示することになつてゐる。確認措置のすんだ通帳等は即座に申告者に返還して戴きたい。

二十八、申告済証紙を貼付する箇所は概ね左によることが適当と思はれる。

(一) 通帳については記入未済の余白の最初の欄又は最後の記入のある箇所の欄外等適當の箇所。(二) 証書、証券についてはなるべく右側上方の空白の箇所。(三) 契印はなるべく小型のものを用ひ、なほ押捺の位置に注意し、通帳又は証券の利用を妨げないやう、又体裁を害さないやう、慎重を期して戴きたい。(四) 金融機関名の表示はなるべく申告済証紙の貼付個所に接着させる。

二十九、取扱機関に於いて申告書と居住証明又は通帳、証券等とを照合した結果、申告書の記載事項が正当でないと思つた場合は、申告は受け付けられないことになる。なほ金額等についての一部の申告(一口座の預金が千円ある場合に五百円と申告するが如き)は認められない。これらの場合に於いてはその場で申告者に申告書を訂正して貰つてから受け付けることにするか、或は別に再申告をして貰ふかすることに出来る。なほ金額の訂正があつた場合は、取扱機関に於いても訂正箇所を認印して戴きたい。

三十、確認の措置に関しては左の点に注意して戴きたい。

住居所又は氏名、名称が正当であるか否かを調査する。この場合は申告者又は実際の権利者の同一性を確認し得れば足るのであつて、米穀通帳等の誤字、当字又は女子の名の漢字、平仮名、片仮名等の多少の相違は、申告書の記載が故意になされてゐると考へられる場合の外は、概ねこれを正当と認むるべきである。

二十六、申告書と居住証明とを照合して住居所及び氏名、名称の記載の正当なることを確認した後、申告書と通帳、証券、証券等申告すべき財産又は財産若は契約を証する書面とを照合して、申告書に記載されてゐる財産関係の内容となる事項が正当であるか否かを調査する。この場合に於いて申告書の備考欄以外の欄内記載事項は確認を要する事項であつて、財産関係の内容となる事項については、通帳、証券又は証券等の記載事項と符合するを要する。備考欄の記載事項は必ずしも金融機関に於いて確認を要するわけではないが、全体としての申告の真实性を把握し得べき重要事項が記載されてゐるのであるからよく注意して置いて戴きたい。

二十七、金融機関に於いて申告書と通帳、証券、証券等とを照合し、申告書の記載事項が正当であることを確認したときは、ここに税務署に対する申告が完全に行はれたことになる。この場合に於いては三月三日より四月二日迄の一般の申告期間内は左の如き確認の措置を講ずる。即ち提出された通帳、証券、証券等に申告済証紙を貼付し、金融機関の印章又は取扱

(一) 小切手、郵便為替証券等の現金支払手段たる財産を支払先の銀行、郵便局等を経由して申告したときは、適當の方法によりその券面に申告済の表示をするに止め申告済証紙の貼付、契印を要しない。(二) 収入印紙を郵便局に申告したときは、新様式の収入印紙と引換へる。新収入印紙の券面は必ずしも旧収入印紙の券面と同一のものとは限らず、券面合計額内で適宜の券面で引換へる場合もあらうかと思はれる。(三) 四月三日以後の追加申告の場合は、申告済証紙を使用しない。確認の表示は申告済の旨、申告の日及び取扱機関の名称を記載し取扱者の印章を押捺することによつて、之を行ふ事になつてゐる。(四) 確認のための書面の提出を必要としない預金・貯金・金銭信託の申告、引換の申告又は寄託金の申告の場合に於いては、確認の措置を必要としないこと勿論である。

三十一、確認事務に従事する金融機関の当務者が正当の申告でないことを知りながら、通帳、証券、証券等に申告済証紙を貼付して契印する等確認の措置をなしたときは、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられることになつてゐる。

第七 申告なき場合の権利の制限

三十二、先づ三月三日以後に於いて旧券を預金、貯金又は金銭信託とする場合にその申告をなさなかつたときは、金融機関は預金、貯金又は金銭信託としての受入を禁止されてをり、これに違反して受入をなした者は三年以下の懲役又は五万円

以下の罰金に処せられることになつてゐる(調査令一〇、一五)。つまり申告がなければ申告義務者には罰則は適用されないが、その反面預金、貯金又は金銭信託とすることができなくなり、旧券の効用を失ふことになるわけである。

三十三、臨時財産申告書により申告すべき財産又は契約及び寄託金申告書により申告すべき寄託金について、申告義務者が申告をなさなかつた場合の罰則の規定は設けられてゐない。しかし申告すべき財産又は契約は、申告がない限りは概ね左の如く権利を制限せられる。

(一) 預貯金、寄託金、公社債、投資信託受益証券、手形、小切手、郵便為替証券等はその債権に關し支払の請求をなすことを得ないのみならず、債権譲渡、相殺その他の処分をなすことを禁ぜられる。(二) 株式又は出資については利益の配当、残余財産の分配、合併減資により受ける交付金、退社により受ける払戻金の支払の請求をなすことを得ず、又これらの権利の譲渡、相殺その他の処分は禁止される(申告書の解説には株主権等の行使ができなくなると書いてあるが、株主等の権利のうち財産権の請求の制限を受けるのである)。(三) 生命保険契約、信託契約、無尽契約又は郵便年金契約については、生命保険金、信託の元本と収益、無尽給付金、郵便年金その他契約に基いて受ける給付又は契約解除により受ける金銭等の請求をなし得ず、又これらの権利の譲渡、相殺その他の処分を禁止される。(四) 申告を

なすべき収入印紙は昭和二十一年三月三日以後に於いては、

政府の歳入金納付のために使用することができなくなる。

三十四、臨時財産申告書又は寄託金申告書により申告すべき財産又は契約につき支払の請求等をなすときは申告のあつたことを確実に支払者に了知せしむるため、申告済の措置のなされた通帳、証書、証券等を支払者に呈示して支払を受けることが捷徑である。支払者は元帳等に申告済であることを記録して置けば、其後は一々申告済の旨の書類の呈示を必要としないわけである。なほ通帳、証書、証券等を呈示することが困難であるやうな場合に於いては税務署より申告済証明書の交付を受けてこれを支払者に提出する途も拓かれてゐる。

三十五、申告を要すべき財産又は契約につき申告がなされなかつた場合に於いて支払者がその支払をなしたときは弁済その他の行為は無効となる。

三十六、今後若干期間経過後新に法律を制定し、前項各号により権利の制限を受けた財産又は契約上の権利はこれを国庫に帰属せしむることになつてゐる。

第八 臨時財産申告書第一表の申告

三十七、申告書の解説に記載されてゐる預貯金の外、道府県水産業会に對する預貯金も申告することになつてゐる。

三十八、現在高は証券のある預貯金では証券面の金額(裏面等にこれと異なる現在高金額の記載あるものについては当該金額による)を、通帳のある預貯金では残高(残高欄のないも

のは預入及び払出の各合計の残高)による。

三十九、通帳に記入未済の預貯金で申告書提出の日までに通帳記入を受けないものについては、追加申告を必要とする。追加申告がないときは未記入預貯金の支払を請求し得ないことになる。

四十、大蔵大臣の指定する定期的預貯金は左に掲ぐるもので、財産税等の課税に當り優遇を受けることになつてゐる。なほ申告書の解説(記載方一の(六))は左記の如く変更せられたことを注意して載きたい。

(一) 本年四月二日迄に税務署長に對し同年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は引出しをなさない旨申出をなした預貯金。なほこの申出は三月三日から四月二日迄の調査令による申告期間内は申告を受け取る取扱機關を通じて右の一年据置の申込ができる。なほこの申出をする場合は、預貯金者に於て預貯金通帳の余白の最初の欄又は預貯金証書の適宜の余白に一年据置昭和二十一年 月 日申込と記載して捺印することになつてゐる。なほ特別の必要により郵便貯金以外の預貯金につき一通帳又は一証書面の預貯金の一部だけ一年据置の申込をなした場合は、通帳又は証書面に内何円一年据置と記載することになつてゐる。(二) 本年三月三日に現存する据置貯金等の預貯金で、満期日が昭和二十二年三月二日後のもの(この場合は一年据置の申込の記載を要しない)。

四十一、前項の定期的預貯金の定期的預貯金の条件としては、預入年月日及び満期年月日の二欄にかけ、(一)の預貯金については一年据置、(二)の預貯金については一年以上据置と記載する。なほ特別の必要により預貯金の一部の金額につき一年据置の申込をなした場合は、内何円一年据置と記載する。

四十二、預貯金先以外の申告取扱機關に於いて一年据置の申込を受けたときは、預貯金者の記載した事項の次に「受付」と記載し責任者印を押捺することになつてゐるから、併せて注意して載きたい。この場合に於いては申告済証の貼付契印等はその次欄等に行ふことが適當と思はれる。

第九 臨時財産申告書第二表の申告

四十三、郵便官署に保管を委託した各種証券については、保管委託者に於いて保管証を提出して申告する。

四十四、公社債、株券等有価証券の記号番号は記号番号欄に別途申告と記載すれば、詳細の記載を要しない。この場合は別紙に番号を記載して申告書に添付してもよく、又番号を記載した補充申告書を直接に税務署に送付してもよい。

四十五、登録地方債又は社債等で一部償還があつたため、登録済証記載の金額と現実に登録してある金額とが異なるときは、償還を受けた元利金支払店へ一部償還の旨の付記証明を受けたいものを提出する。これにより申告書記載の金額と符合する否かを確認することになる。

四十六、未払込ある株式等でも一枚の額面金額欄には券面金額

をそのまま記載し備考欄に一枚の払込金額を記載することになつてゐる。

四十七、信託会社その他信託業を営む法人の引受けた有価証券信託契約の目的たる有価証券については、調査の便宜上受託者たる法人が証券の保管者たる立場に於いて委託者その他の実質上の権利者に代つて申告するといふ形式をとることになつてゐる。この場合は委託者より別途有価証券信託契約の申告があるので、委託者等の居住証明を要しないことにしてゐる。

四十八、手形金額の一部が支払済の場合、備考欄に支払済金額を記載する(申告書の解説には書いてない)。

四十九、国債につき個人財産税及び個人財産増加税の課税上、優遇を受けんとする者は当該国債又は登録済証等の便宜の余白に、「一年保有」と記載することになつてゐる。この優遇国債については、臨時財産申告書の国債の数量欄に「一年保有何枚」と記載することになつてゐる。なほ申告取扱機関は国債又は登録済証に記載してある「一年保有」の傍に取扱者印又は責任者印を押捺することになつてゐる。

第十 臨時財産申告書第三表の申告

五十、昭和二十一年三月三日午前零時前に生命保険事故の発生(死亡又は満期)した生命保険契約については申告を要しない。又この時期に契約の消滅してゐる信託契約、無尽契約又は郵便年金契約についても同様である。

記載方は左の如くである。

(一) 本年四月二日迄に税務署長に対し同年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は支払の請求をなさない旨の申出をなした金銭信託契約—申告書の金銭信託の満期年月日の欄に一年据置と記載する。なほ証書面には定期的預貯金と同様の記載捺印をすることになつてゐる。(二) 昭和二十二年三月二日後を満期日とする金銭信託契約—申告書の満期年月日欄に一年以上据置昭和何年何月何日と記載する。

第十一 臨時財産申告書第四表の申告

五十六、この申告を要すべき財産は正確にいへば左の如くである。

小切手(先日付の小切手を含む)

郵便為替証書(三月二日以前の日付あるもの全部)

郵便振替貯金払出証書(同右)

歳出金支払通知書(同右)

歳入金繰替通知書兼受領書(同右)

郵便貯金払戻証書(同右)

収入印紙

五十七、小切手の一部支払があつた場合の記載方について手形の場合と同様である。

第十二 預金、貯金、金銭信託及引換の申告

五十九、預金・貯金・金銭信託申告書は三月三日以後日本銀行券の旧券を預金、貯金又は金銭信託とする場合に提出するこ

五十一、恩給金庫が恩給年金受領者を被保険者として契約した生命保険契約については、調査の便宜上恩給金庫が証券の保管者たる立場に於いて恩給年金受領者たる実質上の契約者に代つて申告するといふ形式をとることになつてゐる。この場合に於いては恩給年金受領者の居住証明を要せず、又恩給年金受領者は当該生命保険契約の申告を要しない。

五十二、保険信託で信託会社その他の受託者たる法人が生命保険料を払込む場合の生命保険契約についても前号に準じて信託会社等より申告する。

五十三、生命保険料を信託の委託者が払込む保険信託については、信託会社等に於いて証券保管者としての一般の例により生命保険契約の申告をすることになつてゐる。この場合の保険信託は債権信託の形式をとつてゐるので、委託者は信託契約についても申告を要しないことになる。

五十四、保険信託で信託会社その他の受託者たる法人が生命保険料を払込む場合の信託契約は、債権信託と金銭信託との混合契約であるから、委託者より金銭信託としての申告を要する。

五十五、有価証券信託契約についての銘柄別内訳は要らないことになつた(申告書の解説中申告書の記載方三の(八)を削る)。

五十五の二、金銭信託契約についても財産税等の課税に際し優遇が行はれる。この優遇を受くる金銭信託契約及び申告書の

とになつてゐる。印刷して配布してある申告書の用紙には内引換金額何円といふ欄が設けてあるが、預金、貯金又は金銭信託の申告の場合にはこの欄を抹消して差支へない。申告者が自ら申告書を作成する場合は単に預金・貯金・金銭信託申告書と記載し、当該金額を記載して申告すれば足りる。

六十、預金・貯金・金銭信託申告書は左の場合に於ては提出を要しない。

(一) 国又は地方団体が預金、貯金又は金銭信託をなすとき
(二) 金融機関が金融機関に対し預金、貯金又は金銭信託をなすとき

六十一、引換申告書は正確な表現としては支払請求申告書ともいふべきであるが、印刷済みの用紙が相当数配布されてゐるので、便宜引換申告書として取扱ふことにする。この申告書は一人当百円の定戻引換の場合には提出を要しない。差当りは旅行者又は遺失物を受領した者等が日本銀行券預入令施行規則第九条の規定により、旧券の引換を認められた場合に申告を要することになる。

第十三 寄託金の申告

六十二、規則第十二条の規定による寄託金とは、金融機関の仮受金、雑預り金等を指すのである。

六十三、昭和二十一年三月三日午前零時現在で申告を要すべき寄託金を受入れてゐる金融機関は、概ね左の様式による寄託金申告書に必要事項を記載して寄託者に送付し、寄託者に於

いて捺印した上米穀通帳等を呈示し又は居住証明書等を添付して当該金融機関の店舗に返送して貰ふやうに取扱つて戴くことが便宜である。本人が自ら申告書を作成して金融機関に提出することは固より差支へない。
(用紙概ね新聞紙一頁の十二分の一大)

受付番号 昭21年 月 日提出		申告者 住居所 氏名金融機関契印..... 寄託金申告書 (法人は名称及代表者名) 印
寄託金の名称 及寄託の事由	金額 円	
金 額	所在地 場所 名称	
寄 託 先	申告者 住居所 氏名 印 (法人は名称及代表者名) 税務署長殿 機関名 經由金融	

第十四 申告書の整理

六十四、申告書を受理したときは、金融機関に於いては欄外適當の個所に、当該申告につき使用した申告済証紙の枚数を記載して置いて戴きたい。

六十五、申告済証紙の取扱については、別に大蔵省告示で定められてゐるが、概ね左の様式による申告済証紙受払簿を備へて申告済証紙の日日の受払高及び現在高を記載して置き、四月十日迄に申告済証紙の受払高及び四月三日午前零時に於ける現在高を所轄税務署長に報告し、同時に申告済証紙の残高を一括して税務署に送付することになつてゐる。

六十六、申告書を受理したときは受付番号を記入し、申告書右傍点線上の金融機関契印の箇所に金融機関に於いて契印した上、点線により切断し、右側の小片を控として、一月分宛を綴り、表紙を付して月日及び受付枚数を記入した上、一定期間これを保存して置いて戴きたい。

六十七、申告書は適宜の個所に金融機関の印章を捺印し一日分宛を取纏め表紙を付して編綴し、これに月日、受付枚数及び申告済証紙の使用枚数を記載した上確実にこれを感置して置き、遅滞なく金融機関の店舗所在地の税務署に送付して戴きたい。申告書の送付については税務署長の指示に従つて戴きたい。

第十五 其他

六十八、取扱金融機関は臨時財産申告取扱機関たる旨、その他

申告者に周知せしむべき事項を店頭に掲示して、申告者に対し出来るだけ便宜を図つて戴きたい。申告を要しない財産又は契約等については、特に申告者に手数をかけないやう店頭掲示その他の方法を配意して戴きたい。

六十九、臨時財産申告書等により申告した事項は、後日財産税個人財産増加税等の申告をする場合に、更に必要を生ずるわけである。従つて申告者はその控をとつて置いて戴きたいが、取扱機関に於いても便宜周知を図りたいのである。

七十、申告受理及び確認の事務に従事する取扱機関の役員及び職員は公務員と看做され、重大なる国家事務の職責が負託されてゐる(令一一)。各位はその責任の重大なることを十二分に意識すると共に、申告者に対しては飽くまで懇切丁寧を旨として、事務を取扱つて戴きたい。なほ呉れ呉れも潰職その他の不祥事を惹起しないやう老練心ながら付記する次第である。

七十一、臨時財産申告に関する事務は、国民各層の財産上の秘密に關することが非常に多い。従つて申告受理及び確認の事務に従事する者は、故なくして秘密を漏泄し又は竊用することを厳に禁止されてゐる。もしこの義務に違反した者があるときは、二年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処せられる。

◎補遺

二十二の二 供託中の有価証券等については、供託書又は供託証明書を提出して確認を受けることになつてゐる。

二十二の三 保護預りの有価証券等については、当該有価証券等を提出することになつてゐる。従つて保護預り証等に確認を受けることはできない。

二十七の二 取扱機関に於ては確認用として使用する金融機関又は取扱責任者の印章及び取扱機関の表示名称を店舗所在地の所轄税務署長に予め届出て置いて戴きたい。

三十七の二 臨時財産申告書第一表の申告を要する預貯金は、解説◎申告書の記載方一(一)の(ロ)以下に掲ぐる法人に預入した預貯金等に限られてゐる。これらの法人及び信託会社に対する預貯金以外の寄託金については、施行規則第十二条の規定に依り別途に寄託金申告書を提出することになつてゐる。

尚一般会社等に於て受入れてゐる社員預り金及国民組合法に依る預り金については、このさい預け主よりの申告は要しない。

五十八の二 前項の旧券預入の申告を為すべき日本銀行券旧券は財産税等の課税に於ては、調査時期に於て有する現金として取扱はれる。従つて預入の申告は結局現金所有高の申告に代はるものといへる。

五十六 郵便貯金払戻証書の次に左記を加ふ

郵便振替払込金還付通知

規則第三条第一項第二号乃至第五号に掲ぐる法人を支払人とする送金の指図書ありたることを証する電文其の他の通知書

但し調査時期前に送金の指図ありたるものに限る
特殊預金設定依頼書
六十六の末尾に左の様式を加ふ
(様式)

申告済証紙受払簿 取扱機関名

月	日	受	高	払	高	現在高	摘	要
		枚	枚		枚			

十七の二 当座預金 当座貯金等の口座を有する者は、三月三日以後小切手振出につき金融機関の認証を受ける際に、当該預貯金に関する申告を済まして戴きたい。(別項に掲ぐる預貯金口座通知書及び米穀通帳等と共に申告書を提出すること) 又は三月二日以前に小切手を振出した人は口座申告がないと三月三日以後はその小切手の支払ができなくなるから特に早急に申告するやう措置して戴きたい(当座預金当座貯金については現在高の記載を省略することを得る)。

四十二の二 代表者名義による国民貯蓄組合の預貯金については、組合員の全部又は一部について三十五項の一年据置の取扱が認められる。その手続としては先づ一年据置の申込をなさんとする組合員は代表者に対しその旨の申告をする。代表者は右申出をした組合員の分を取纏めて税務署長に対する三十五項の申告をする。全部の組合員が一年据置の申出をなし

へば事業場が住所と違ふ場合や、多数の事業場がある場合でもこれ等の事業場の分を取纏めて住所地の所轄税務署に提出して戴くことになりす。

四、二以上の事業場を有する者は事業場毎に区分して以下の事項を記載して下さい。

五、業種は単に物品販売業、製造業などと記載せず、呉服卸、小間物商、織物製造、農具製作等の如く出来るだけ詳細に記載して下さい。

六、区分又は品目欄には商品、半製品、原料、補助材料、債権(売掛金その他事業に関する債権の意味ですが受取手形及び小切手は含みません)及び債務(買掛金その他事業に関する債務の意味ですが支払手形及び小切手は含みません)に区分して記載する外、商品、半製品、原料及び補助材料の中主なるものに付てはその品名を、又債権債務の同一人に対する債権又は債務の合計額が五千円を超えるものに付てはその債務者又は債権者の住所及氏名又は名称を夫々その箇所に内書して下さい。

七、数最欄には商品、半製品、原料及補助材料の中主なるものの数量だけを記載して下さい。

八、価額又は金額欄には商品、半製品、原料品、補助材料、債権及債務の区分に依る各全部の総額とその合計額(合計額は事業用資産の価額及び回収不能のものを除いた債権額の合計額より債務額を差引いて計算します)を記載して下さい。但

たときは預貯金の全額につき一年据置の記載をすることになるが、組合員の一部より申出あるに止まる場合は預貯金の一部据置の記載をすることになる。なほ代表者は各組合員の現在所持分の内訳を添付提出する際は、一年据置の申出をした組合員の預貯金については一年据置の表示をして戴きたい。

注 活版刷りフレット。「金融機関の臨時財産の取扱要領補遺及び正誤」(活版刷B4版)一枚の(資料V-34の(6)参照)により正誤を訂正し、補遺は末尾に付した。
出所 大蔵省資料Z五二六-三三六。

V-36 個人の事業用資産等申告書解説

記載上の注意

一、本申告書は調査時期(調査時期は 月 日午前零時であります)現在における個人の商品、半製品、原料、補助材料等事業用資産及びその事業に関する債権債務について調査することを目的とするものであります。

二、本申告書を提出すべき者は調査時期において左の事業を行つてゐる者であります。但し事業用資産の価額が五千円に満たない者については申告に及びません。

(1)物品販売業(2)物品貸付業(3)製造業(加工業を含む)(4)請負業(印刷業を含む)(5)出版業(6)鉱業(7)砂鉱業
三、本申告書は調査時期より一月以内に住所地、住所がないときは居所地を管轄する税務署に提出して下さい。従つて例

し商品、半製品、原料及び補助材料の中主なるもの並に債権債務の同一人に対する債権又は債務の合計額が五千円を超えるものに付ては夫々その箇所にその金額を内書して下さい。九、資産の価額は原則として調査時期現在の時価によるのですが、若し時価が不明であるときは取得原価または製造原価を記載しその旨を備考欄に附記して下さい。

一〇、債権債務の金額は債権金額または債務金額をそのまま記載して下さい。若し債権金額の中回収不能のものがありましたらその金額を備考欄に記載して下さい。なほ同一人に対する回収不能の債権の合計額が千円を超えるものがありましたら債務者の住所及氏名または名称並にその金額を備考欄に内書して下さい。

一一、二以上の事業場を有する場合は事業場毎に事業用資産の価額及び債権債務金額の小計(此の場合小計は八の合計額の計算方法に準じて計算して下さい)を記載する外、全事業場の合計額をも記載して下さい。

一二、本申告書に書き切れないときは本様式に準じて別紙に記載して本申告書に添付して下さい。

一三、尚本申告書を提出すべき者が提出しなかつたり又は故意に虚偽の記載をした申告書を提出すると一万円以下の過料に処せられることになつて居りますから御注意下さい。

注 個人の事業用資産等申告書裏面の解説、活版刷。申告書本体はタテ書、タテ一・二・五センチ、横一七・五センチの表で、記載項

目は、事業場の所在地及び業種、区分又は品目、数量、価額又は金額、備考。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一六。

V-37 保護預りノ有価証券等ノ申告ニ付テ (昭和二十一年三月一日)

保護預りノ有価証券等ノ申告ニ付テ (二一、三、一三)

金融機関ニ保護預りヲ依頼サレテ有価証券等ニ付申告スル場合ハ必ズ当該有価証券等ヲ提出シテ之ニ確認ヲ受ケル事ガ必要ヲ保護預り証等ニ確認ヲ受ケル事ハ出来ナイ事ニナツテ居ル従ツテ保護預りノ有価証券等ヲ御持チノ方ハ其ノ居住証明書ヲ預ケ先金融機関ニ送付シ当該金融機関ニ於テ代位申告シテ貰フコトガ便宜ナル從來此ノ点ニ付誤解サレ保護預り証等ニ既ニ確認ヲ受ケラレテ居ル方ガアル由ナルモ此等ノ方ハ申告済ノ旨ヲ預ケ先金融機関ニ連絡スレバ今後改メテ申告ヲ為ス必要ハ無イ(此ノ場合預ケ先金融機関ハ確認済ノ保護預り証等ニ依リ保護預りノ解除ヲ請求シテ来タトキ当該証券ニ申告済ノ旨ヲ表示シ金融機関印ヲ押捺シテ返還スルコト) 尚郵便局ニ保管ヲ依頼サレテ居ル有価証券等ニ限り保管証等ニ依リ確認ヲ受ケル事ガ出来ル事ニ為ツテ居ルカラ注意シテ戴キ度イ。

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一六。

V-38 臨時財産調査令に依る法人の財産目録等の提出に就て (昭和二十一年三月一日大蔵省発表)

大蔵省発表 (昭二一、三、一六)

一、臨時財産調査令に依る法人の財産目録等の提出に就て
先日発表した臨時財産調査要領に依り調査時期に於て打切決算を為し財産目録、貸借対照表及損益計算書等の提出を要する法人は(イ)法人税法に依り法人税を課せらるる法人と(ロ)特別法人税法に依り特別法人税を課せらるる法人と(ハ)民法第三十四条の規定に依り設立したる法人即ち公益法人とであるが解散したる法人に付ても調査時期に於て未だ清算結了せざるものは調査時期に於ける財産目録、貸借対照表の提出を要する。

二、公益法人及解散したる法人は損益計算書の提出を要しない。
三、打切り決算に依る財産目録、貸借対照表及損益計算書の作成に付ては通常の事業年度の期間が変更になつた場合と同様に看做して作成すればよい。従つて財産目録に記載すべき資産の価額も後に述べる場合を除くの外直前事業年度末の記帳価額(事業年度の中途に於て取得又は製作したるものは其の取得価額又は製作価額)に依ればよいのである。尚特に注意を要する点を挙げれば次の如くである。

(一) 損益の計算に付ては従來の慣例に依ればよいのであるが

打切決算を為す為従前の通り現実の収入又は支出に依るときは著しく不適當と認めらるる場合は権利確定の原則に依つて計算されたい。

(二) 固定資産の減価償却は其の期間に相当する計算額に限り財産価額より控除することが出来る。従つて前期より繰越した償却不足額に相当するものは控除出来ない。この計算は月割に依つて計算し一月に満たざる端数は一月とする。

(三) 評価減は「在外財産」又は「戦時保険」勘定として整理すべきものを除いた資産の総額に付て直前事業年度末の記帳価額より時価の方が低い場合に其の差額の範囲に於て認められるのであつて個々の資産に付ての評価減は出来ない。

(四) 軍需生産の設備等に対する補償金請求の申請をしてゐる資産で補償金の確定せざるものは「在外財産」と同様決算として整理し置き確定したる後決算を更訂すればよい。
(五) 数個の資産に付て各別に保険契約を為せる場合に保険金の確定したものと未確定のものとは未確定のもののみ「戦時保険」勘定として整理するのである。

(六) 株式等の有価証券で時価の不明なるものは直前事業年度末の記帳価額を時価として計算すればよい。

四、動産及債権債務の明細書の作成に付て注意すべき事項は左の如くである。

(一) 商品、製品、半製品、原料品に準ずるものとは仕掛品、貯蔵品等を謂ひ、機械の部分品等で未だ機械に取付けざる

もの又は建物、設備等建設中の原材料品等は貯蔵品として記載を要する。

(二) 仮受金又は仮払金其の他此等に準ずるものには借入金、預り金、貸付金、立替金の如きものは含まない。又銀行等が預金者等よりの寄託金を仮受金として整理してゐる場合は仮受金として取扱はず寄託金として別途に本人より申告(確認)を要する。

(三) 車両運搬具、商品等に記載すべき価額は財産目録に記載したる価額に依る。

五、調査時期に於ける打切り決算は通常の会社の決算とは別個に為すべきであるが株主総会の承認又は総社員同意を得て直前事業年度と其の事業年度の始より調査時期迄の期間を通じて一事業年度として決算することに事業年度を変更することは差支ない。然し其の期間が一年を超ゆるときは変更することが出来ない。又其の事業年度の残りの期間と翌事業年度とを通じて一事業年度とすることも同様である。

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一六。

V-39 新田吸収ト新種預金創設ノ問題(内外財政金融調査協議会報告(昭和二年三月一九日理財局))

内外財政金融調査協議会報告(第八号) 昭二、三、一九 理財局

新田吸収ト新種預金創設ノ問題
一、新田預金増強ノ必要

- (一) 新田ノ預金化ハ金融緊急措置ノ実効ヲ期スル為ノ本筋ニハ非ザルベシ。
- (1) 封鎖預金、貸出其ノ他資金ノ放出面ノ緊縮ヲ図ルト共ニ一般ノ経済力乃至政治力ノ強化ヲ大筋トナスベシ。
- (2) 右ニ対スル補完策トシテ預金ノ増強ヲモ必要トシ限ラレタル範圍内ニ於ケル効果ヲ期スベシ。
- (二) 新田ノ集積スル処ニ対応セル吸収策ヲ必要トスベシ。
- (1) 農村ノ生産者、商工業者等新田ノ偏在スベキ処ニ重点ヲ置クベシ。
- (2) 右ニ夫々対応シ且ツ積極的意義アル新種預金ヲ創設スベシ。

(小栗課長)

(註) 新田ニ関スル種々ノ懸念ヲ有セル現在新田吸収策ヲ採用スルハ時期的ニ疑問アリ。寧ロ今暫ク事態ノ推移ヲ看ルヲ妥当トスベシ。

(中山、荒木委員)

二、新種預金ノ諸条件

- (一) 三箇月程度ノ短期据置乃至定期預金トナスベシ。
- (二) 一口五百円又ハ千円程度トシ一般ノ取付キ易キモノタルベシ。
- (三) 金利ハ現状ノ儘トシ物資ニ依ル報償制ヲ採用スベシ。
- (1) 農村ニ於テハ肥料、農機具等ノ特配券、生産者、商人等ニハ必要ナル物資ノ特配券ヲ付ス。
- (2) 一般消費者ニ対シテハ「コロナ」一、二箇ヲ付ス等ヲ考慮ス。
- (四) 又割増金制ニ依ル場合ハ概ネ左ノ如ク措置スベシ。

- (1) 割増金ヲ付シ平均金利六分程度ニ止マル如クス。
- (2) 銀行ノ負担ニ付キテハ不急方面ヘノ貸出利率ヲ引上ゲカバセシメ又ハ国庫ニ依ル一部補填ヲモ考慮スベシ。
- (3) 進ミテ新種預金ニ金約款的方法ヲ考へ得ルモ現状ニ於イテ適當ナラス。

(中山委員)

(註) 新田吸収ニ依ル国家的利益ト新田預金者優遇ニ依ル社会的正義感情上ノ不満トノ權衡ヲ必要トスベシ。

(小栗課長)

三、農村ニ於ケル預金ノ問題

- (一) 新田ノ最モ多量ニ集積スルハ農村ナルベシ。
- (1) 農村ニ於ケル封鎖預金引出限度ヲ引下ケベシ。

(山口委員)

(註) (1) 農村ハ預金引出ラ必要トセズ又引出ラ好マズ。

(荒木委員)

(2) 引出限度ヲ農村ノミ引下グルハ困難ナリ。

(杉本委員)

(3) 農村ヨリハ寧ロ都市ノ生活資金引出限度ヲ引上グベシ。

(中山委員)

(2) 預金ヲ引出サズトモ農村等ニハ新田ハ集積シ之ヲ物資報償ニ依リ預金ニ吸収スルハ相当効果アルベシ。

(山口委員)

(3) 封鎖預金ノ新田預金化ヲ防グベシ。

(杉本委員)

(二) 単ナル新田吸収ヨリ進ミテ新投資ニ途ヲ開ク必要アリ。

(1) 農村ニ於テ吸収セル預金ハ農村ニ還元シ新投資ニ転換セシムベシ。

(2) 農村経済ヲ起点トシ日本経済ノ循環過程ハ再開セラルベシ。

(3) スル観点ヨリ新種預金ニ於テ肥料農機具等ノ報償制ヲ考慮スルハ適當ナリ。

(杉本委員)

注 タイプカブリ版刷。

出所 大蔵省資料Z五一―二七。

V-40 金融緊急措置令施行規則第一三条第二項に基ク資金融通総額制限(昭和二年三月二日大蔵省告示第二一九号)

大蔵省告示第百二十九号

金融機関(日本銀行ヲ除ク)ハ昭和二十一年三月二十日現在ニ於ケル資金融通ノ総額(大蔵大臣ノ指定シタルトキハ其ノ金額)ヲ超エ資金ノ融通ヲ為スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

V-41 資金融通総額制限について(昭和二十一年四月九日大蔵省発表)

大蔵省発表(昭和二十一年四月九日)

政府に於ては曩に不当なる信用膨張を阻止し新券経済の円滑なる遂行を図る為、金融機関は昭和二十一年三月二十日現在に於ける資金融通の総額を超え資金の融通を為すことを得ないこととしたが、其の後の状況を見るに証券引受会社やビルローカーに付ても資金の融通の総額を制限する必要が認めらるるので此度昭和二十一年三月大蔵省告示第百二十九号を改正し証券引受会社及ビルローカーは昭和二十一年四月十日現在に於ける資金融通の総額を超え資金の融通を為すことを得ないこととした。尚金融機関、証券引受会社及ビルローカー相互間に於け

る資金の融通は之を制限する必要がないので右の資金の融通の総額に含まないこととした。

但し金融機関、証券引受会社又はビルブローカーが其の金融業務上受入れた資金（之等の者が金融業務以外の業務の爲例之証券引受会社が証券業務の爲、農業会が其の経済事業の爲金融機関等から融通を受けた資金の如きものを含む）を金融業務以外の業務に使用する場合に付ては一般原則に基き之に制限を加える必要があるのて一般の資金の融通と同様に取扱はれる。

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省「金融緊急措置令・日本銀行券預入令関係通牒並新聞発表集」第三輯（大蔵省資料乙五二六一三―三五）。

V-42 資金融通ノ総額制限ニ関スル許可事務ノ取扱ニ関スル件（昭和二十一年四月二日大蔵次官発日本銀行總裁宛銀秘第一一三五号）

資金融通ノ総額制限ニ関スル許可事務ノ取扱ニ関スル件
昭和二十一年三月大蔵省告示第百二十九号第一項但書ノ規定ニ依ル大蔵大臣ノ許可ニ関シテハ許可事務ノ円滑迅速ナル処理ヲ図ル爲当分ノ間左記ニ依リ日本銀行限リ処理相成度此段依命及通牒候也

記

一、大蔵大臣ノ承認ヲ受ケタル限度超過資金融通許可準則ニ依リ許可又ハ不許可ヲ決定シ其ノ旨申請者ニ通知スルコト但シ

守ラ図ラシムルコトトスルモ要スレバ一方ニ於ケル限度超過ヲ他方ニ於ケル限度ノ減額ヲ以テ調整シ金融機関全体ノ資金ノ融通ノ総額ノ規制ヲ図ルコト

四、日本銀行ハ本制度運用ノ基礎トシテ金融機関等ヨリ適時其ノ資金計画ヲ概シ概ネ向フ三ヶ月以内ニ生スベキ資金ノ新規融通、回収、切替継続等融通総額ノ異動ヲ常時把握シ得ベキ態勢ヲ整フルコト

第二 新規資金ノ融通

一、緊要物資ノ生産配給ノ爲真ニ必要已ムヲ得ザル資金ニ付キテハ之ガ供給ノ円滑ヲ期スル爲概ネ左ノ場合ニ限り其ノ融通ヲ認ムルコト

(イ) 新規資金ノ融通ハ原則トシテ官庁ノ指定又ハ指導アル基礎産業其他食糧、生必物資、見返物資等緊要物資ノ生産並ニ配給ニ必要ナル運転資金ニ限ルコト

(ロ) 生産部門ニ付テハ事業ノ緊要度、操業率、資金ノ回転率、生産原価等ヲ総合検討シテ融資ノ順位ヲ定ムルモノトシ配給ニ関スル融資ニ付テハ官庁ノ指定セル正常経路アルモノハ指定取扱機関ニ限り、公認価格ノ定アルモノハ公認価格ニ依ルモノニ限ルコト

備考 設備資金ハ敵ニ自己資本又ハ社債ニ依ラシムルコトトシ市場ノ情勢株式ノ募集又ハ起債ヲ許サザル場合ニアリテ特ニ緊要ニシテ且急ヲ要スルモノト認メラレタル事業ニ付テモ貸出ハ可及的短期ノ緊キ資金ニ止ム

異例ニ巨ル事案ニ付テハ事前ニ大蔵大臣ノ承認ヲ受ケルコト
二、右ノ通知ハ許可申請書中ノ一通ニ本件ニ関シテハ大蔵大臣ノ許可アリタルニ付（又ハ不許可トナリタルニ付）通知ス
「昭和何年何月何日」ト奥書シ日本銀行本店又ハ支店ノ代表者其ノ他之ニ準スヘキ責任者記名捺印シタル上申請者ニ交付スルコト

三、日本銀行本店又ハ支店ハ毎旬其ノ処理状況ヲ三日以内ニ大蔵大臣ニ報告スルコト

金融緊急措置令施行規則第十三条第二項ニ基ク金融機関等ノ資金ノ融通ノ総額ノ制限等ニ関スル規定ノ運用準則

第一、基本方針

一、本制度ガ購買力ノ総量ヲ規制セントスルモノナル趣旨ニ鑑ミ金融機関全体トシテノ資金ノ融通ノ総額ハ将来物資ノ流通ノ総量ノ増加ヲ認メラルルニ至ラザル限り之ヲ増額セシメザルコトヲ本制度運用ノ基本方針トスルコト

二、サレド之ガ運用ニ当リ緊要物資ノ生産配給ノ爲真ニ必要已ムヲ得ザル資金ハ適時之ガ供給ヲ確保セザルベカラザルガ故ニ半面遊休乃至休眠状態ニアル事業等ニ対スル貸出ノ積極的回収ヲ図リ以テ融通総額ノ規制ヲ厳守スベキモノトスルコト

三、之ガ爲原則トシテ個々ノ金融機関等ニ付夫々基準限度告示第一二九号ノ資金ノ融通ノ総額ヲ謂フ、以下同ジノ厳

ルコト

二、資金ノ融通ハ概ネ左ノ方法ニヨリ必ズ物資ノ移動ト直結スルモノニ限ルコト

(イ) 原則トシテ商業手形ノ割引ニヨリ商業手形トナシ得ザル場合ハ成ル可ク担保付手形トスルコト

(ロ) 生産又ハ流通ノ適正ナル回転期間ニ応ジ予メ定メタル期日ニ於テ必ズ之ガ回収ヲ図ルモノトスルコト

第三、貸出ノ回収

一、緊要資金ノ新規融通ヲ基準限度内ニ於テ円滑ニ実行スルト同時ニ退職物資ノ市場放出、遊休施設ノ転活用ヲ促進スル爲概ネ左ノ如キ既往貸出ノ整理回収ニ此ノ際特別ノ努力ヲ払フベキモノトスルコト

(イ) 休止又ハ低率ノ操業ヲ爲シ転換ノ見込又ハ保存ノ必要ナキ事業ニ対スル貸出

(ロ) 多額ノ棚卸資産ヲ擁シ之ヲ処分スルモ差当り事業ノ継続ニ支障ナシト認メラルル部分ニ相当スル貸出

(ハ) 投機思惑ニ流用セラレタリト認メラルル資金

(ニ) 公認価格、正常経路ニヨリ配給ヲ阻害スルル俱アル不急不要ノ事業ニ対スル貸出

二、金融機関等ハ大口取引先ノ操業状況、資金ノ利用状況、棚卸資産ノ内容等ヲ適宜調査シ可及的速力ニ夫々貸出回収計画ヲ樹ツルモノトスルコト

三、日本銀行ハ金融機関等ヨリ徴求セル貸出明細表ニ基キ其

ノ回収スベキ貸出ヲ選出シ又關係官庁ヨリ廃止工場 事業場等ニ付連絡ヲ受ケ當該ノ事業者ニ対スル貸出 其他隠退 藏物資ノ所在等ニ関スル情報ノ入手ニ勉メ其所有者等ニ対スル貸出等ヲ調査シ金融機関等ノ貸出回収計画ノ樹立ニ適切ナル協力指導ヲ与フベキモノトスルコト
尚必要ト認メタルトキハ一定期間ニ回収スベキ一定金額ヲ指示シ其実行ヲ指導スルコト

第四、限度超過

一、金融機関等ハ既往貸出ノ積極的整理回収ニヨリ基準限度内ニ於テ緊要資金ノ円滑ナル供給ヲ期スベキモノトシ限度超過ハ原則トシテ之ヲ認めザルコトトスルモ緊要資金ノ供給確保ノ為既往貸出ノ積極的回収ヲ図ルモ猶之ヲ基準限度ノ範囲内ニ於テ賄ヒ得ザル場合概ネ左ノ如キ事情認めララルモノニ限り特ニ基準限度ノ超過ヲ認ムルコトアルモノトスルコト

(イ) 預金ノ増加、債券ノ発行等ニヨリ自己資金ノ増加ヲ資源トスルコトキ

(ロ) 概ネ三ヶ月以内ノ短期間ニ基準限度内ニ復元スベキ見透シアルトキ

(ハ) 積極的の回収ノ対象トナル如キ既往貸出ヲ有セザルトキ

(ニ) 緊要資金ノ新規融通ニ付當該金融機関ノ特殊ノ能力、經驗ヲ利用スルコトヲ必要ト認めラレタルトキ

(ホ) 地域の關係等ヨリ他ノ金融機関ヨリ融通ヲ受クルコト

ノ甚ダシク不便ナルヲ認メラレタルトキ
二、金融機関等其資金計画ニ基キ限度超過ノ真ニ己ムヲ得ザルコトヲ予想セラルルニ至リタルトキハ可及的速カニ限度超過許可申請書(別紙様式)ヲ所轄日本銀行本支店又ハ駐在員ニ提出シ大蔵大臣ノ許可ヲ受ク可キコト
第五、枠外処理
新規ノ貸出又ハ現ニ存スル貸出ニシテ左ノ如キ概ネ物資ノ総量ト購買力ノ総量トノ均衡保持ニ關係ナキモノ及ビ官庁ノ指示又ハ指導ニ基ク緊要事業資金ニシテ其ノ所要額並ニ融資取扱機關ノ確定セルモノ等ハ予メ指示又ハ限度超過許可申請ニ対シ之ヲ枠外処理ト為スコトヲ得ルコト
(イ) 戦争保險金見返貸付金
(ロ) 預金部資金ニヨル融通額
(ハ) 生命保險会社ノ扱フ保険料振替貸付
(ニ) 製塩事業助成金見返貸付金並製塩事業運轉資金貸付金
(ホ) 自作農創設維持資金
(ハ) 政府特殊借入金ノ讓渡アリタル場合
(注) 枠外処理トハ資金融通ト当初ヨリ基準限度ニ含マザルモノトシ枠外処理ノ指示ヲ受ケタルトキハ基準限度ヨリ之ニ該當スル當該資金融通ヲ差引キタル金額ヲ新タナル基準限度トシテ爾後其ノ返済セラレタルトキニ於テモ基準限度ノ余裕額トナラザルモノヲ謂フ
第六、基準限度ノ減額指定

貸出ノ回収ガ購買力ノ減少トナラザル場合並ニ本制度ニヨル貸出ノ調整ニ拘ラズ主トシテ他ノ原因ニヨリ購買力ノ増加物資ノ総量ノ増加ヲ超ユルコトアル俱アルニ鑑ミ概ネ左ノ如キ場合ニ於テハ基準限度減額ノ指定ヲナスモノトスルコト

(イ) 大口貸出ノ肩替リアリタルトキ

(ロ) 大口特殊預金ノ讓受アリタルトキ

(ハ) 既存ノ資金融通ニ対シ枠外処理ノ指定アリタルトキ

(ニ) 政府ノ補助金補給金補償金ヲ受ケタル為大口資金ノ回収アリタルトキ

(ホ) 統制会社又ハ軍需会社等ヨリ資金ノ大口回収アリタルトキ

第七、貸出ノ回収命令

一、回収ヲ適當ト認メラルル貸出ニシテ金融機関ガ自主的ニ回収ヲ実行シ得ザル場合ニ於テ必要アリト認メタルトキハ回収命令ヲ發動スルモノトスルコト

二、金融機関等貸出回収命令ヲ受ケタルトキハ先ヅ其ノ棚卸資産等ニ付強制処分ノ手続ヲ開始シ其処分ニ付テハ關係官庁、日本銀行等ノ協力ヲ受ケ棚卸資産ニアリテハ成ルベク其ノ正規ノ配給機關等ニ公認価格ヲ以テ購入セシメ又設備ニアリテハ適當ナル転換事業者へ転用ノ斡旋ニ勉ムルコト

第八、担保権実行命令

回収命令ノ發令アリタルニ拘ラズ貸出先ガ直チニ返済ニ着

手セザルトキ又ハ金融機関ニシテ前項ノ手続ヲ怠リタルトキハ遅滞ナク担保権実行命令ヲ發スルコトトシ之ガ手続ハ回収命令ニ準ズルモノトスルコト
注 第四、二の別紙様式を省略。
出所 大蔵省所蔵日本銀行資料。
V-43 大蔵大臣事務引継事項(昭和二年四月二三日銀行局銀行課)

銀行關係事務引継事項 昭和二、四、二三

五、金融緊急措置令ノ改正ニ関スル件
金融緊急措置令施行後ノ狀況ニ鑑ミ左ノ諸点ニ付改正ヲ加フル為目下具体案研究中ナリ

(一) 封鎖預金ヲ新旧ノ二種ニ区分シ、旧封鎖預金ハ原則トシテ完全封鎖トスルコト

(二) 個人生活費ノ為ノ封鎖預金ヨリ払戻ハ定期的給与及事業所得ノ狀況ト睨合セ調整スルコト

(三) 事業資金ノ調整ヲ適正ナラシムル為現金保有限度ヲ指定スルト共ニ、事業者ノ自由預金及新封鎖預金ノ金額ノ大小ニ応ジ取扱商品等ノ配給量ヲ照応セシムル等ノ措置ヲ講スルコト

注 渡沢大臣から石橋大臣への引継書。石橋大臣の就任は二年五月二日、引継は三日に行なわれている。タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一―一五。

V-44 当面ノ重要財政金融問題 (昭和二年四月三日)

当面ノ重要財政金融問題 昭二、四、三〇

項 目

- 一、金融機関ノ国営
- 二、金融緊急措置ノ検討
- 三、国債利子ノ処置及軍需企業補償ノ打切
- 四、財産税ノ内容ノ検討
- 五、財産税ノ使途
- 六、財政収支ノ均衡
- 七、物価水準及統制
- 八、塩ノ需給

(略)

二、金融緊急措置ノ検討

- (一) 議論ノ点二面アリ
- (イ) 通貨増発防止ノ為金融緊急措置令ヲ強化スベシ
- (ロ) 金融緊急措置ハ生産増強ヲ阻害シ生活ヲ困難ニスル故 緩和スベシ
- (二) 本措置ヲ強化スル場合考ヘラルル内容
 - (1) 新旧封鎖預金ノ区分ニ依ル新円経済ノ育成
 - (a) 新封鎖預金―例ヘバ五月〇日以降ノ封鎖預金及同

日現在ノ封鎖預金中一定額(例ヘバ個人ハ二割但シ最高一人当一万円最低二千円、法人ハ三割又ハ四割)ヲ新封鎖預金トシ、新封鎖預金ヨリノ支払ハ従来通りカ又ハ幾分緩和スル(例ヘバ電気代、瓦斯代、移転料等ノ封鎖支払容認等)ト共ニ情勢好転スレバ漸次制限ヲ緩和シ、真ノ意味ノ新円経済ヲ確立スル

(b) 旧封鎖預金―右以外ノ封鎖預金(概不物ノ見合ナキ部分)トシ、財産税等一定ノ国税納付及旧封鎖預金ヘノ国債ノ返還以外ニハ当分ニテ将来情勢ニ依リ漸次(五分乃至一割宛)ハ無業者或ハ重点産業ヲ優先セシメテ)解除スル

(2) 新封鎖預金ヨリノ支払ヲ受ケ得ザル指定事業者ノ範囲ノ拡張

(3) 事業者ニ対スル現金保有限度ノ指定(實際上困難ナキアリ)

(註) 現在個々ノ条件ニ付テ封鎖解除ノ申請ガアリ、之ヲ許容セザルヲ得ザル場合ガ多ク、手続面倒ニシテ又悪用サレルコト多カルベキヲ以テ封鎖預金ノ新旧ノ区分ハ少クトモ必要ナルト共ニ之ニ依リ各人各事業ノ生活設計モ立テ直シ得ルモノト考ヘラル。尚新円経済ヲ育成スルコトガ新日本経済ノ再建上最モ必要ト考ヘラレ又之ト共ニ通貨増発防止ノ為ニハ新円貯蓄ノ増強ガ

V-45 新日本再建経済発足第一歩ニ就テ

新日本再建経済発足第一歩ニ就テ

一、我国ハ敗戦国日本デアリ、マ司令部占領治下ノ日本デアアル。新日本ヲ再建スル為ニハ此ノ実相ニ即シテ政治経済ガ行ハレルコトガ必要デアアル。

二、戦前戦後ノ国力比較

(略)

(六) 生計失調

従ツテ国民ノ生計費モ急激ニ膨張シタ。戦前五十四円テ生活シタ最低俸給者ヲモ其ノ家計ノ二十五円程度ガ食費デアアツ

(三) 金融緊急措置ヲ緩和スル場合ノ方法

(1) 重点産業(肥料、石炭、食糧)ヲ営ム指定事業者ニ対シテハ一定ルートノ場合ニハ封鎖支払制限ノ適用ヲ除外スル

(2) 財産税概算徴収後封鎖預金ヲ解除スル(問題ハ解除シ得ル二十分ナル財産税ヲ徴収シ得ルヤノ点ニアリ、物ノ生産トノバランスカラ考ヘレバ現在ノ財産税額ハ少ナスギル嫌アリ)

(以下略)

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一―一四。

タ。夫レガ今日ノ五百円生活テハ生存モ覚束ナクナツテ居ル。生計費ノ殆ンド九〇%ハ食費デアアル。然モ毎月ノ給料ハ之ヲ賄フニ足ラナイ。其ノ為ニ月々ノ生活資金ノ引出ハ預金引出額ノ三割程度ヲ占メテ居ル。明ニ家計失調デアアル。家計失調シテハナイ国民ハ、農、漁、土木業者及ブローカーノミデアアル。

之ハ事業会社ニ付テモ言ヘル。事業会社モ其ノ設備ガフルニ運転シナイ為ニ毎月ノ収入ヲ以テ毎月ノ支出ヲ賄フコトガ出来ナイノガ相当沢山ニアアル。農、漁、土木建築業及ブローカーニハ事業失調ハナカラウガ、一般事業会社ノ封鎖預金カラノ俸給給与ノ解除ハ預金引出額ノ約三割ヲ占メル現状デアアル。

斯クノ如ク我国ノインフレハ謂ハバ食糧インフレトモ言フベキデアツテ、従ツテ都市特ニ大都市ヨリ近郊農村ヘト急激ナ勢ヲ以テ流レ、農村ヨリノ回金ハナイコトハ左ノ如キ本年三月ノ日本銀行本支店別新旧円交換高ト旧円還収高トノ割合ニモ其ノ一端ヲ窺ヒ得ルト思ハレレ。

東京	六、五	倍	札幌	五、三	倍	小樽	一、六	倍
函館	三、三		静岡	九、六		松山	四、六	
秋田	三、八		名古屋	七、六		高知	四、五	
仙台	三、五		京都	二、〇		門司	六、〇	
福島	三、五		大阪	九、〇		福岡	三、二	

前橋 四、三〇	神戸 七、三三	熊本 四、六六
新潟 四、四四	岡山 五、六六	鹿児島 三、八四
金沢 五、五〇	広島 三、三〇	
甲府 六、六二	松江 三、三三	合計 五、五〇
松本 三、八三	高松 三、四一	

(以下略)
注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一―四。

V-46 緊急処理を要する重要事項 (昭和二年五月六日銀行局銀行課)

(二一、五、六銀行局銀行課)

緊急処理を要する重要事項
一、金融緊急措置に関する件

金融に関する緊急措置は恒久的措置でないことは言ふ迄も無いが金融及経済の現況に鑑みるときは未だ安定的見透を得るに至つて居ないことは明かである。此の際物資面特に食糧並に主要民生物資の生産、配給及物価に関する総合的施策を一層強力に推進すると共に之が実行を容易ならしむる為当分の間本措置の存続は絶体が必要である。
而して本措置実施後の情況に顧み新券経済の健全な発展を図る為左の趣旨に依り改正を行ふべく具体案考究中である
(一) 現存封鎖預金中物資と見合はざる部分の購買力化を阻止

し、併せて財産税納付の為の財源として確保すること(之が為封鎖預金等を一定の基準に依り新及旧封鎖預金等に区分し、旧封鎖預金等は原則として支払を認めないこととする)
(二) 現存封鎖預金中一定部分は新所得たる封鎖預金と合せて新経済活動の資金源と為すこと
(三) 重要企業の経済活動を促進する為事業資金に関する本措置の適用につき適切なる配慮を加ふること
(以下略)

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一―四。

V-47 通貨吸収方策に関する件(試案)(未定稿)(昭和二年五月一六日)

通貨吸収方策に関する件(試案) 昭二、五、一六 (未定稿)

一、去る三月の新旧円引換以来三ヶ月にして大体通貨は四百億圓に垂んとする傾向を示すに至つた。現状の儘推移すれば通貨は次の様な増発を見る虞なしとしない。

四月一日	一九四億圓
四月末	二八一
五月末	三七〇
六月末	四六〇

三、従つて現段階、特に食糧危機を突破し、又経済活動が相当活発にならず、通貨価値の安定を期し得られない期間に於ては、到底自由貯金の増加を期し得ないから、通貨は租税で吸収するか、左もなくば強制貯蓄をさせるより外、仕方がないと思はれる。而して強制貯蓄も、各人の生活が一樣に安定して居るのでないし勤労所得者を対象とすることは不可能であるから、一律に収入の何割を貯蓄させると言ふことは不合理であり又効果がない。従つて、自然に貯蓄させるを得ない様な強制貯蓄の工夫が必要となる。其の案としては差当り左の案が考へられる。

(イ) 応急的措置として、至急証紙を五月一杯か六月上旬位で無効とし、之は総て封鎖預金か、別の之と同様の性質の預金に預入せしめることが考へられる。
四月三十日現在の日銀券流通高一八億圓の内訳は左の如くであるから、

千円	二百円	証紙	新円	計
一、五〇〇	一、〇〇〇	九、四〇六・五	一、八〇四・五	三、四八
一、五〇〇	一、〇〇〇	三、五二一・七	五、七六四	一、六五七
一、五〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、六五七	一、六五七

七月末 五五〇
八月末 六四〇
九月末 七三〇
十月末 八二〇
十一月末 九一〇
十二月末 一〇〇〇

(註) 各月九〇億圓の増発とする。勿論今後一面引出し得る封鎖預金が涸渇するに至る者があり、漸次増発額は減少すべき筋合であるが他面主食の減欠配に依つて給与の増額、現金解除の増額等を要するから、通貨の増発は決して減じない。寧ろ急激に増加する危険性がある。

二、而して、右の増発された通貨は結局給料生活者の手にはなく、ブローカー、飲食業者、農漁業者に滞留するのであるが、之等は現在の様な通貨不安の時代に於ては自然に貯蓄されると言ふことは先づ望みがない。夫れは最近に於ける自由預金の伸び方の誠に遅々たることにも明である。(然も此の自由預金の中には金融機関の預金預金及公金預金が多い様である。)

自由預金額	単位百万円
東京	(東京大阪所在五大銀行勘定)
三月十一日	一、七四八
三月末	二、四〇〇
大阪	三九
計	二、〇七
三月末	五〇三
	二、八四三

計 一 一三〇五・五 一 一五〇五〇・一 一六、〇〇・五
五月末の発行高を三七〇億円と想定し、同日を以て右証紙を回収するものとすれば通貨の発行高は二四〇億円に減少するわけである。

(四) インフレ安定迄の恒久的措置としては銀行券に有効期限を付し、期限経過後のものは総て封鎖預金に預入せしめることである。(此の際自由預金制を中止するや否や一つの問題となるが、封鎖預金から払戻し得る総元を制限し新旧封鎖預金に区分すれば自由預金と併行させてもよいのではないかと考へられる。)

此の場合毎月の通貨増発額を百億円、我国としての通貨の発行高を大体三百億円が適当とすれば三ヶ月毎に通貨の切替を行へばよいことになる。

- (1) 即ち通貨には製造年月を入れる。
 - (2) 様式は出来れば変更する。
 - (3) 色は其の都度必ず極端に変へる。
 - (4) 有効期限は三ヶ月とする。
 - (5) 期限経過後十日以内に限り封鎖預金に預入し得るものとする。
 - (6) 同一種類の通貨は大体四百億乃至五百億円を印刷する。
- 四、之に付ては弊害が伴ふ。
- (イ) 証紙券及期限到来の近い通貨は使用が荒くなり、消費を増させる。丁度旧円切替当時の換物傾向の様な状態を現出

するか(自由預金への強制預入は何うか)

- (一) 印刷がうまく行くか。
- (二) 新旧通貨に間違が起る。
- (三) 新通貨の配付がうまく行くか。

五、然し何れにしても通貨に物的基礎を与へられぬ限り、又農村と都市との相互間に通貨の還流が起り得る様にならぬ限り現状に於ては通貨の増発は免れない。新旧円切替に依つて物価騰貴の現象を呈するであらうが、幸か不幸か、旧通貨を持つ者は農漁村プロカー等であるから、日用品衣服とか、機械器具類が騰貴することになり、都市の物価と食糧価格との均衡は却つてとれるのではないかと思はれる。此の場合困るのはやはり俸給生活者であるが、俸給生活者は何れにしても、困窮するのであつて、実物給与制が確立しない以上其の生活は救はれない。実物給与は、食糧のみでなく、衣服、住宅にも及ぶべきであり、此の意味に於て、国家として自分の内租税物納(地租の米、麦、木材納、営業税の衣服、糸類納等)が考へられるわけである。即ちインフレに依つて、又供出悪化に依つて総てが物交(見返物資の提供は物交に外ならぬ)の時代に入れば、国家も事業家も通貨再建造は一時物交時代に入ることを余儀なくされるのではないか、そつして其の間は強制的に通貨を吸収することが、必要となるのであらう。

六、尚右の様な強制貯蓄の法的根拠は左の趣旨の臨時資金調整

法第十条ノ三に求められるのでないかと思はれる。
「国民貯蓄の増強を図る為必要ありと認むるときは銀行……に對し方法又は条件を指定し資金の吸収に關し必要な命令を為すことを得」
注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一—一四。

V-48 新円経済の前途 (昭和二十二年五月二日次官室検討資料)

*1 新円経済の前途

項 目

- 一、インフレか金融恐慌か *2
- (一) インフレは財政面のみより起るか
- (二) 現状はデフレか
- (三) 金融緊急措置は金融機関救済か

二、金融政策

- (一) 新収入の封鎖廃止 *3
- (二) 貸出制限の解除 *4
- 何等統制は不要か
- (三) 労働創造手形の使用
- (四) 封鎖預金引出制限の緩和 *5
- (五) 封鎖預金の全面的解除
- (六) 金融機関の整理

三、生産復興政策

- (一) 生産、販売、価格等一切の統制及制限の撤廃
 - 生鮮食品価格撤廃の功罪 *7
 - (二) 食糧、石炭、肥料、鉄鋼、セメントの増産 *8
 - (イ) 原料供給、輸送、低利資金、免税等
 - (ロ) 食糧暴動は起らぬ
 - (ハ) 水産物の増産
 - (三) 第一会社の設立又は国家借上 *9
 - (四) 国家補償の延期
 - (五) 被補償会社の清算
 - (六) 三年か五年の根本的産業政策の樹立—産業計画省の設置
- 四、労働政策
- (一) 労資経営協議会の設立
 - (二) 争議調停法の制定
 - (三) 労働奉仕隊の結成
 - 農業隊、鉱山隊、工業隊、土建隊、事務員隊
 - (四) 賃金俸給の自然放任
 - (イ) 労資経営協議会に依る調節

(ロ) 賃金□□□□□□(原資料破損のため判読不能)編者

五、戦災地復興策

- (一) 復興計画の急速実施
- (イ) 復興省の設置
- (ロ) 土地の一時買上(公債交付)
- (ハ) 労力奉仕隊の利用
- (ニ) 鉄筋コンクリ建築
- (三) 復興金融

六、民生安定策

- (一) 食料品の廉売
 - (イ) 政府の自由価格買出動、廉売
 - (ロ) 一年限り(真の生活困難者に)
 - (ニ) 日用品等の廉売
 - (イ) 食料品と同様
 - (ロ) 生活困難者の登録(戦災者全部に非ず)
 - (三) 恩給停止等の救済策
 - (四) 食料原料等輸入見返物資としての古美術品、株式の輸出
 - (五) 一時買上国家機関の設置(輸出品、復興材料)
 - (六) クレディット(努力)
- 七、財政策
- (一) 無赤字の一般会計
 - (二) 復興事業特別会計の設置
 - (イ) 国債の発行

(ロ) 労働創造手形の発行

(三) 税制の整理

- (イ) 物品税の簡素化
- (ロ) 免税点の引上
- (四) 租税証券の発行
- (五) 増税極力回避(生産の増加、国民所得の増加に依る歳入の増加)
- (六) 国債元利は検討
- (イ) 預金者の損害処理
- (ロ) 保険契約者の損害処置
- (七) 財産税
- (イ) 財産税廃止又は免税点引上
- (ロ) 法人戦時利得税及財産増加税の修正
- (ハ) 使途は公債償却
- (イ) 補助金補給金等の全廃
- (ロ) 失業対策費不要

八、リフレ政策

書込 * 1 5 | 21次官室 * 2貸出ノ増加ノ内容ノ検討ノ何ヲ原因トシテ貸出ガ増加セルヤノ政府資金ノ払超ハ昨年九月ヨリ漸減他面之ガ預金ハ増加 * 3価値ノ増殖ナキ収入アルコトノ物価対策ヲ如何ニ見ルカノ賃金対策ヲ如何ニスルカノ封鎖ヲ解除スレバ食糧ニ向フ * 4生産ノ伴フモノデアツテモ欲スル面ニ向ケル必要ノ有利デアルモノニ対スル貸出ヲ抑ヘネバナラヌ * 5封鎖ヲ移転スルコトハ物ヲドンドン買フデアラウコト

ト * 6GHQノ意向ト喰ヒ違ヒアルコトノ今後ノ国債発行ガドノ程度ニナルカノ貸出ノ金利引上ケノミテ子金利子ガロウデキルカ * 7GHQハ既ニDirectiveヲ出ス用意アリ一統制強化 * 8低利資金ノ供給ハ実際問題トシテ出来ヌ * 9GHQハ第二会社案ニ対シ旧会社温存ノ底意アリト見テ居ル傾向アリ、例之旧株主ニ対スル関係等考慮ノ要アルベシ要之政局安定待チノ状態ニ在リ

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一一四。

V-49 金融緊急措置令運用の改正についての大蔵当局談(昭和二十二年六月二〇日)

大蔵当局談

(昭和二十一年六月二十日)

政府に於ては金融緊急措置令実施以來四ヶ月余の状況に鑑み、同令の運用に必要な改正を加へ、明二十一日付を以て之に必要な告示及び各金融機関に対する通牒をすることとしたが、其の要旨は次の通りである。

一、有価証券の買入資金の抑制

国債、地方債、社債及株式(昭和二十一年二月十七日に現に存するもの)の買入資金は当然に封鎖預金等よりの封鎖支払を認められてゐるが、之を廃止し必要のものについては個別に許可する建前とすること

尚右に關しては次の様な取扱をすること

(イ) 既に証券の売買契約は成立してゐるが、受渡履行未済の

取引については経過的に六月末日迄を限り其の取引が確実に成立したことを確認した上で猶従前通りの取扱をする

(ロ) 証券買入資金の為の封鎖預金支払許可申請については当該会社等の認証ある株式名義書換申込書の提出によつて現実に証券取引の行はれることを確認した場合に限り金融機関を限り許可事務を取扱はしめる

二、事業資金の調整

事業資金の供給に關しては現に緊要産業につき実施しつつある方向で更に適正を期することとする。

(イ) 事業資金は原則として金融機関よりの資金融通に依らしめること

(ロ) 融通金の回収は、原則として、自由支払に依り融通したものは自由支払に依り、封鎖支払に依つたものは融通の日以後新に収入した封鎖預金よりの封鎖支払に依り行ふものとする

(ハ) 末端配給部門より生産部門への新券の吸収を強化すると共に緊要産業に対しては要すれば或る程度の生産部門への新券の注入を行ふこと

三、個人生活費等の緩和

個人生活費等の為にする封鎖預金等の支払につき左の如く改めるものとする

(イ) 同一世帯内の学生又は生徒の教育費として毎月五十円の自由支払を認めること

- (ロ) 定期券購入費は自由支払を廃止し、封鎖支払とすること
- (ハ) 個人の瓦斯料金、電気料金は封鎖支払を認めること、これに伴つて瓦斯、電気の供給業者を指定事業者から除くと

- (ニ) 児童の授業料は封鎖支払を認めること
- (ホ) 戦災者、建物疎開者及引揚者の住宅購入、修繕又は建築の費用として封鎖支払を認むる金額の限度を五千円より一万円に引上ぐること (終)

注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三七八。

V-50 事業資金ノ供給等ニ関スル件 (昭和二十二年六月二〇日銀行局長発日本銀行總裁宛蔵銀第四五九号)

事業資金ノ供給等ニ関スル件
事業資金ノ供給ニ関シテハ自由預金ニ依ルノ外ハ従来封鎖預金等ノ支払ニ依ルカ又ハ資金ノ融通ニ依ルカハ特ニ指示スル場合ヲ除キ原則トシテ当事者ノ判断ニ委ネラレテモタガ、爾今左記ニ依リ取扱フコトニ決定スル。

ナホ昭和二十一年二月大蔵省告示第二十七号第五号ノ改正ニ伴フ経過的取扱ニ関シテハ左記七ニ依リ処理スルコトトスル。
一、事業者ノ所要資金ハ原則トシテ金融機関ヨリノ資金融通ノ方法ニ依ルモノトスル、但シ左ニ掲ゲル場合ニハ此ノ限りテ

記

- (一) 封鎖支払ニ依リナシタ融通金ヲ回収スルトキ
 - (二) 規則第六條ノ二ノ指定事業者以外ノ事業者ニ対シ規則第五條第一項第三号又ハ第四号ノ使途ノ為ナシタ融通金ヲ回収スルトキ
 - (三) 大蔵大臣ガ別段ノ指示ヲ為シタトキ又ハ大蔵大臣ノ承認ヲ受ケタトキ
- 五、資金ノ融通ニ當ツテハ末端配給部門ヨリ生産部門ヘノ新券ノ流入ヲ促進スル配慮ノ下ニ要スレバ融通金ノ全部又ハ一部ヲ自由支払ニ依リ弁済スルコトヲ融通ノ条件トスル等ノ措置ヲ講ズルコト
- 六、前記一ノ(六)及四ノ(三)ニ定ムル大蔵大臣ノ承認ニ関シテハ適宜ノ様式ニ依ル承認申請書ヲ提出セシメルコトトシ、本承認ニ関スル事務ハ財務局長(事実上ノ事務処理ハ日本銀行本支店) 限り処理スルコトヲ得ルコト。
- 財務局長(日本銀行) ハ右ノ承認申請ニシテ重要ナル事案又ハ異例ニ亘ル事案ニツイテハ大蔵省ニ稟議シタ上テ処理スルコト。

(以下略)

出所 法曹会編「金融緊急措置令関係法規通牒全集」(昭和二十二年一月、九四一九七ページ)。

ナイ。

- (一) 自由預貯金ノ支払ナルトキ
- (二) 昭和二十一年六月二十二日以後新ニ生ジタ封鎖預金等ノ支払ナルトキ

- (三) 昭和二十一年六月二十一日以前ニ発生シタ金融機関ニ対スル債務ヲ弁済スル為ニスルトキ
- (四) 小規模ノ個人事業者アツテ預貯金ノ外金融機関ト取引ノナイモノノ事業資金ノ為ニスルトキ
- (五) ニノ各号ニ掲ゲル者ノ事業資金ノ為ニスルトキ
- (六) 其ノ他大蔵大臣ノ指示シ又ハ大蔵大臣ノ承認ヲ受ケ

タトキ

二、昭和二十一年六月二十一日ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ハ左ニ掲ゲル者アツテ事業収入ノナイモノヲ除クノ外事業者ノ事業資金ニ充テル為其ノ支払ヲ為スコトヲ得ナイ、但シコレヲ債務ノ担保ニ供スルコトハ差支ナイ。

- (一) 學術其ノ他ノ研究事業
- (二) 慈善其ノ他ノ社会事業
- (三) 政党其ノ他コレニ準ズルモノ

三、右一、ノ融通金ノ支払方法ハ金融緊急措置令施行規則(以下単ニ規則ト称スル) 第五條乃至第七條ノ規定ニ定ムル使途ニツキソノ定メル方法ニ依ツテコレヲ行フ、但シ大蔵大臣ガ別段ノ指示ヲシタ場合ニハ其ノ指示スル所ニ依ル。

四、本融通金ノ回収ハ原則トシテ自由支払ニ依ツテコレヲ行フ

V-51 事業資金供給等事務取扱要領 (昭和二十二年六月二五日蔵銀第四七〇号)

事業資金供給等事務取扱要領

昭和二十一年六月二十日付蔵銀第四五九号通牒(事業者ノ所要資金ノ件) 並ビ二同年同月二十一日付大蔵省告示第四八二号乃至第四八五号(学生生徒ノ教育費、通勤費、電話料金、指定事業者ノ規定ノ件等) ニ関スル事務ハ左記ニ依リ処理スルコトニ決定スル。

記

第一、蔵銀第四五九号通牒関係

- 一、一般的事項
- (一) 本通牒ハ昭和二十一年六月二十一日ヨリ之ヲ適用スルコト
- (二) 資金融通ノ取扱ハ総テ従来ノ資金融通ト同様ノ取扱トスルコト從ツテ金利等ニ付テモ一般ノ例ニ依ルモノトスルコト
- (三) 昭和二十一年三月大蔵省告示第二二九号ニ基ク資金融通総額制限ノ規定ニ依ル融通限度ハ本措置ノ実施ニ伴ヒ各金融機関トモ一律ニ現在ノ融通限度額ノ5%ノ増額ヲ許可セラレタモノトシテ取扱フコト

二、左記一ノ関係事項

- (一) 事業者トハ金融緊急措置令施行規則ニ所謂事業者ト

同意義二解スルコト
(二) 所要資金又ハ事業資金トハ事業者ノ事業ノ為ニ要スル一切ノ資金ヲ意味スルコト、從ツテ給与支払資金、事業用雜費支払資金、債務弁済資金、有価証券買入資金等モ包含スルコト

(三) 六月二十一日以前ニ發生シタ金融機關ニ對スル債務トハ元本ノミナラズソノ利息ヲモ含ムコト

(四) 新ニ生ジタ封鎖預金等ニハ預金ノ同一性ヲ失ハナイ限り預金等ノ種目ノ變更又ハ預ケ換ニ基キ生ジタモノヲ含マナイコト

(五) 事業者ノ旧封鎖預金等(六月二十一日ニ現ニ存スル封鎖預金等ヲ謂フ以下同ジ)ハ追ツテ指示スル迄當分ノ間預ケ換ヲ為シ得ナイコト(預ケ先金融機關ノ變更、本店及支店間ノ送金等ヲ含ム)

(六) 事業者ノ旧封鎖預金等ハ當該預入金融機關ノ同一店舗ニ於ケル他ノ種類ノ預金、貯金等トナスコト(所謂種目ノ變更ヲ為スコト)ハ差支ヘナイコト

(七) 通牒(四)ニ該當スル小規模ノ個人事業者ハ一ヶ月ノ所要事業資金三千円以下デアツテ且金融機關トノ間ニ資金融通ノ取引關係ノナイモノ(現在ノミナラズ過去ニ於テモ)ト解スルコト、從ツテ所要事業資金月額三千円以下ノ場合ト雖モ金融機關ヨリ貸付ヲ受ケテキルモノハ右ノ個人事業者トシテ取扱ハナイコト

尚ホ小規模ノ個人事業者アルカ否カノ認定方困難ナトキハ大藏省又ハ日本銀行ニ打合セルコト
(八) 左ニ掲ゲル者ハ通牒(六)前段ニ依リ旧封鎖預金等ノ支払ヲ為スコトヲ認メルコト

- (1) 削除
- (2) ビルブローカー
- (3) 勅令ニ依リ組織セラレタ共済組合
- (4) 健康保險組合
- (5) 私立学校
- (6) 神社、寺院、教会其ノ他ノ宗教団体
- (7) 町内会、部落会
- (8) 清算中ノ法人
- (9) 営利ヲ目的トシナイ法人デアツテ且事業ノ性質上旧封鎖預金等ノ支払ヲ認メル必要ノアルコトニ付主務官庁ノ証明アルモノ
- (10) 納稅施設法ニ依ル納稅団体
- (11) 水利組合、耕地整理組合及土地區画整理組合

三、左記ニノ關係事項

(一) 旧封鎖預金等ヲ債務ノ担保ニ供シタ場合ニ於テ當該債務ト相殺スル等ノ方法ニ依リ弁済ニ充當スルノハ事業者ガ他ノ資金ニヨツテ弁済スルコトヲ得ナイ場合ニ限ルコト
(二) 右ノ場合ニ旧封鎖預金等ヲ當該債務ノ弁済ニ充當シヨウトストキハ通牒左記一ノ(六)後段ニ基キ大藏大臣

ノ承認ヲ受ケルコトヲ要スルコト

(三) 學術其ノ他ノ研究事業其ノ他通牒(一)乃至(三)ニ掲グルモノハ事業収入ノナイ場合ニ限り旧封鎖預金ノ支払ヲナシ得ルノテ、雜誌ノ發行其ノ他ノ事業活動ニ基キ収入ノアルモノハ其ノ限度ニ於テ右ニ含マレナイコト

四、左記ニノ關係事項

(一) 融通金ノ支払方法ニツキ所定ノ自由支払限度ヲ超エテ自由支払ヲシヨウトスル場合ニ於テハ從來ノ「封鎖預金等支払許可申請」ノ様式ニ準ジテ許可申請ヲ為スコト

(二) 既ニ発セラレタ通牒中事業者ノ蒐買代金等ニツキ封鎖預金等ノ支払ヲ認メラレタ場合ト雖モ六月二十一日以後ハ新封鎖預金ノ支払又ハ資金融通ノ方法ニ依ルベキモノトシテ取扱フコト

(三) 六月二十一日以前ニ事業資金ノ為ニ旧封鎖預金等ノ支払許可ヲ受ケタ者ガ六月二十一日迄ニ未タ其ノ支払ヲ受ケテキナイ場合ニ於テハ新封鎖預金ノ支払又ハ資金融通ニ關シ許可ノアツタモノトシテ取扱フコト

五、左記四ノ關係事項

(一) (略)
(二) 通牒(三)後段ノ承認申請ハ融通金ノ自由支払ニ關スル許可申請等他ノ申請ト一括シテコレヲ為スモ差支ナイコト

六、左記五ノ關係事項

資金融通ニ當ツテハ通牒ニ定ムル趣旨ニ則リ慎重ニ措置スルコト

七、左記六ノ關係事項

(一) (略)
(二) 通牒第一項ノ承認事務ハ単ニ資金融通ノミニ關スル事案ニ限ラレ、例ヘバ融通金ノ自由支払ノ許可ニ關スル事項ヲ含ム事案デアルトキハ封鎖預金等支払許可事務取扱ノ一般原則ニ依リ処理スルコト

(以下略)
出所 法曹会編「金融緊急措置令關係法規通牒全集」、九八一—一〇二ページ。

V-52 事業資金供給等事務取扱要領追加ノ件(昭和二十二年七月二日藏銀第四八六号)

事業資金供給等事務取扱要領追加ノ件
昭和二十一年六月二十日付藏銀第四五九号通牒(事業資金ノ供給等ニ關スル件)ニ關スル事務ノ取扱方ニツイテハ曩ニ同年同月二十五日付藏銀第四七〇号ヲ以テ通牒シタガ、更ニ左記事項ヲ追加シタ。

記

(略)

第七、資金融通総額制限ノ特例

一、金融機關ハ左ノ手形ノ割引ニ依ル資金ノ融通ニツイテハ

昭和二十一年三月二十日大蔵省告示第二一九号ニ定メル資金融通総額中ニ算入シナイモノトシテ（枠外トシテ）取扱フコト

(一) 期限三ヶ月以内ノ商業手形

(二) 緊急物資ノ生産ニ伴フ取引ニ基ク期限六ヶ月以内ノ商業手形ニ準ズル手形

二、一ニ記載スル手形ハ日本銀行ガ再割引ニ応ズルコトヲ得ベキ所謂適格手形ナルコトヲ要スルコト

三、右ノ措置ニ依ツテ手形割引ニ依リ資金融通ヲナシタ金額ヲ除クシテ結果七月二日現在ノ資金融通総額ガ三月二十日ノ資金融通総額（手形割引ヲ除クシタモノ）ヲ超ユルトキハ七月二日現在ノ資金融通総額ヲ以テ三月二十日ノ資金融通総額ト看做シテ取扱フコト

四、金融機関ハ一及ニ依ツテ資金ノ融通ヲシタトキハ毎月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ日本銀行本支店ヲ經由シテ大蔵省ニ報告スルコト

出所 法曹会編『金融緊急措置令関係法規通牒全集』、一〇五―一〇八ページ。

V-53 事業資金供給等事務取扱要領追加(二)ノ件
(昭和二十二年七月一六日蔵銀第五二二号)

事業資金供給等事務取扱要領追加(二)ノ件

昭和二十一年六月二十日付蔵銀第四五九号（事業資金等ノ供給

等ニ関スル件）ニ関スル事務ノ取扱方ニツイテハ曩ニ同月二十五日付蔵銀第四七〇号及七月二日付蔵銀第四八六号ヲ以テ定メタガ更ニ左記事項ノ追加乃至改正ヲスル。

記

第一、蔵銀第四七〇号関係

一、同通牒左記二ノ(八)ニ掲ゲル者ノ中(1)証券引受会社ヲ削除シ左ノ者ヲ追加スルコト。(加除済)

(10)納税施設法ニ依リ納税団体

(11)水利組合、耕地整理組合及土地区画整理組合

尚証券引受会社ニ関シテハ昭和二十一年七月十七日以後蔵銀第四五九号通牒ヲ適用スルモノトシテ取扱フコト。

又証券引受会社ニシテビルブローカー業務ヲ兼営スルモノニアリテハビルブローカー業務ニ属スル部分ヲ区分スルキハソノ部分ヲ限り同通牒(2)ビルブローカートシテ取扱フコト。

二、同通牒左記二ノ(八)ノ(9)ニ「営利ヲ目的トセザル法人」トハコレヲ厳格ニ解シ、法人格ヲ有シナイ任意団体ヲ含マナイ又実質上営利ヲ目的トシナイ統制会社ノ如キモノト雖モ会社アル場合ハ凡テコレヲ右ニ含マナイモノトシテ取扱フコト。

三、同通牒左記三ノ(二)ニ依リ承認申請ハ、当該旧封鎖預金ノ担保権者タル金融機関ヨリコレヲ為スコト。
(以下略)

出所 法曹会編『金融緊急措置令関係法規通牒全集』、一〇八―一〇九ページ。

V-54 金融緊急措置改正要領(案) (昭和二十二年七月一〇日銀行局)

(蔵銀、二二、七、二一〇)

金融緊急措置改正要領(案)

第一、第一封鎖預金及第二封鎖預金

一、〇月〇日以後封鎖預金を第一封鎖預金及第二封鎖預金の二種とする

二、〇月〇日以後新に生じた封鎖預金は原則として第一封鎖預金とする

三、〇月〇日午前零時現に存する封鎖預金は第二に定める方法に従ひこれを第一封鎖預金及第二封鎖預金に区分する

第二、既存封鎖預金の区分方法

一、預金、貯蓄、金銭信託及之に準ずるものについては左の方法に依る但し特殊預金及特殊金銭信託を除く

(1) 一〇〇円未満の預貯金等は全額第一封鎖預金とする

(2) 一〇〇円以上の個人の預貯金等は世帯に付同一金融機関毎に名寄せして、世帯毎に(イ)又は(ロ)の何れカ多額を第一封鎖預金とし、残余の金額を第二封鎖預金とする

(イ) 世帯主及世帯員各一人につき〇円の割合を以て計算した金額

(ロ) 〇円
(3) 一〇〇円以上の法人其の他の団体の預貯金等は〇円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする

(4) 右(2)に依る名寄せは個人金融通帳を利用して同一金融機関毎に同一世帯に属する者の名義の預貯金等を全部合算する

(5) 左に掲げる封鎖預金は〇月〇日午前零時現に存する封鎖預金と看做す

(イ) 〇月〇日以後旧券の預入に基き生じた封鎖預金

(ロ) 〇月〇日以後特殊預金及特殊金銭信託（戦争保険金に基くものを除く）を一般の封鎖預金に種目を変更したももの

(ハ) 〇月〇日午前零時現に存する封鎖小切手に基き生じた封鎖預金

二、郵便積立貯金、定期積金及無尽については左の方法に依る

(1) 郵便積立貯金、定期積金及未給付口無尽の掛金にして自由支払以外の方法に依り払込んだ掛金合計額が一〇〇円以下のものは給付金全額を第一封鎖預金とする

(2) 右の掛金合計額が一〇〇円を越ゆるものは〇円以下の掛金部分に相当する給付金を第一封鎖預金に残余の部分に相当する給付金額を第二封鎖預金とする

三、年金については左の方法に依り区分する

(1) 一年間の年金給付金合計額が一口〇円以下のものは給付金全額を第一封鎖預金とする

(2) 一年間の年金給付金合計額が一口〇円を超えるものは年額四以下の部分を第一封鎖預金とし残余の部分を第二封鎖預金とする

(備考)

保険金については別途措置すること

第三、封鎖預金等の支払

一、第一封鎖預金の支払は現行封鎖預金の支払の規定に依る
二、第二封鎖預金は左の場合に限り封鎖支払を為し得るものとする

(1) 〇月〇日に於て既に納税義務の発生した公租公課の支払を為すとき

(2) 〇月〇日現に存する封鎖小切手の支払を為すとき

第四、補完的改正

以上の外若干の補完的改正を行ふ

注 タイプ打ち

出所 大蔵省資料Z五二六一三一八。

と見るのが妥当であらう。(第一表、第二表参照)
(三)資金封鎖制下本年度第一四半期の資金移動の実績は次の様なものと推定せられる。

	四月中		五月中		六月中		合計
	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	第一四半期	第二四半期	
(1)生活費関係預金引出	五三	四九	四〇	四〇	四〇	四〇	一四〇
(2)国庫金現金撒布超過 (国庫金撒布超過総額)	三〇	二〇	八	八	八	八	六四
(3)産業資金 現金引出 (産業資金総額)	三	五	三	三	二	二	一六
(4)追加現金総額(1)+(2)+(3)	一〇三	一〇五	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇〇
(5)自由預金純増	一五	一四	三	三	三	三	六
(6)差引現金増加額(4)-(5)	八八	九一	四七	四七	四七	四七	二四四
(7)各月末銀行券発行高	二六二	二六三	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一三二五

(四)右の推定実績を基礎とし現在見込まれて居る予算の数字等を参考として今後も引続き現在と同様の資金封鎖制が確実に実施継続されるとして単に機械的に年度中の見透を立てれば大体次の如きものと思はれる。(単位億円)

(1)生活費関係預金引出	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	合計
	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

V-55 インフレ進行に関する見透—安定の可能性と破局化の危険性(昭和二年七月三〇日理財局国庫課資料)

現前のインフレ問題検討(渡辺事務官私見)

インフレ進行に関する見透—安定の可能性と破局化の危険性
理、国、二、七、三〇

一、資金封鎖制とインフレ

(一)資金封鎖措置実施前即ち昨年々々末頃の通貨発行増加状況では一度ドイツの一九二〇年末頃に相当して居た。そのまま進むならばインフレの驚進は一ケ年以内にその爆発は二ケ年以内に到来するものと考へられた。之は単に前大戦後のドイツの通貨発行高のカーブと比較して考へられた訳であるが夫々の場合の事情の相違にも拘はらず別に検討する様に斯様に断ずるには相当な理由がある。

(二)資金封鎖措置はその当初に於て通貨発行高を二十年三月当時の金額に抑へた。即ち約一ケ年インフレの進行を遅らせた。しかしその間に物価は少くとも二倍に騰貴したと信ぜられる。従つて通貨量は収縮させたが所謂通貨流通速度は非常に昂められ、通貨に対する信認の動揺も生じた。故に資金封鎖措置実施後の通貨増勢は二十年中より甚だしいものがある。結局今として見れば昨年十一月当時の発行高を示すに至つた。即ち大体インフレ進行を約半ケ年遅らせた

(2)国庫金現金撒布超過 (国庫金撒布超過総額)	五三	四九	四〇	四〇	四〇	四〇	一四〇
(3)産業資金現金追加 (産業資金総額)	三	五	三	三	二	二	一六
(4)追加現金総額(1)+(2)+(3)	一〇三	一〇五	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇〇
(5)自由預金純増	一五	一四	三	三	三	三	六
(6)差引現金増加額	八八	九一	四七	四七	四七	四七	二四四
(7)各期末銀行券発行高	二六二	二六三	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一三二五

即ち右表で知られることは銀行券は本年末一千億円に本年度末一千四百億円前後に膨張するがそれは大体等差級数的な増加であつて前大戦後のドイツの通貨増加曲線を下廻ることとなる。若し斯様なことであれば物価の騰貴は予想せられるが漸進的なものでありその中には生産の上昇も期待せられ相当高い物価水準ではあつても纏では安定するといふことが考へられる。

而しては飽迄資金封鎖措置の実施継続を前提として居ることには注意を要する。

この前提自体が充分検討せられなければならない。而も此の前提に立つとしても前表の觀察に當つては尚次の如き点に留意しなければならない。

(イ)資金封鎖措置にも拘はらず諸種の名目を構へて合法的に或は脱法違法に依り封鎖預金の現金化される部分、給与

等の限度以上に現金払される部分は漸次大となる可能性が存すること、現に国庫金の自由支払の比率は高めざるを得ない状態に在る。

(c) 資金の追加放出に伴ひ物価騰貴が激しくなり予算の赤字も産業資金の放出と共に前表想定の数値より更に大となる可能性の存すること。

(d) 自由預金の増加も従来の実績通り放出資金の約二割と想定してあるが、或ひはその様な還流は見られなくなるに至るかも知れないこと。今迄の自由預金は大体法人筋のものと考えられる。従つてその増加には限度があると考へられるので自由預金としての資金の還流率は極めて低率となる可能性がある。

(e) 此等の事情は資金封鎖措置の実施を継続しても通貨情勢は前表想定よりもつと悪化する可能性のあることを示す。加之それは窮屈な資金封鎖措置の限度引上、更には封鎖撤廃を叫ぶ声が強くなり、それに従はざるを得ない様な事態に立到る危険性のあることを意味する。従つて根本的には資金封鎖措置の実施継続が可能であるか否か、若し不可能であるとするならば事態は如何に進展するか等に付慎重な考慮を払はなければならぬ。それには財政の見透、産業資金の動向と生産事情及購買力と消費性向等消費に関する事情につき総合的に考察することが肝要である。

二、財政とインフレ

	前大戦英	前大戦独	今次大戦日本
開戦時の国民所得(A)	百万磅 二、三〇〇	百万馬 四七、二〇〇	百万円 三、六〇〇
終戦年度の歳出(B)	二、七〇九	四七、五三三	七、〇三七
その比率 B/A%	一一七	一〇六	一九二
終戦後第一年度歳出(C)	一、六六六	四七、八七七	一〇〇、〇〇〇
その比率 C/A%	七二	一〇二	二七三

適確な資料はないが国民所得に対する歳出の比率は戦時中に於ては各国とも最高六〇%程度迄上り得た。しかし前大戦後英国は二〇乃至三〇%に、独乙は四〇%程度に下つた。戦後に於ては之以上国民所得を財政が分捕り費消することには無理がある。然るに我國の二十一年度国民所得は二、三、三物価及生産力を考へた場合精々一、二〇〇億円と見積られ、二十一年一月乃至三月の実績より推定する場合にも二、〇〇〇億円程度と考へられた。之に対し歳出一、〇〇四億円は明かに過多と考へられた。

(四) 以上は主として歳出の大きさを問題としたものであるが、歳入調達方法自体に甚だ問題がある。今次大戦中は前大戦の独乙の如く国債収入中心主義を避け極力租税主義に拠つたので歳入中公債収入の占める比率は結局は高まつては来たとはいへ前大戦中の独乙程甚だしくはなかつた。而し二十一年度予算としては財産税に依るもの五〇〇億円、

(一) 二十一年度歳出は当初骨格予算三〇〇億円とし収支均衡が目論まれた。

しかしそれが間もなく五六〇億円となり、更に今後追加を見込まれるものを考慮すれば一〇〇〇億円となると言はれて居る。或ひは間もなく此の見込を更に上廻ることとなるかも知れない。斯様な事実自体が既にインフレが可成り悪化した明白な証拠である。

(二) 現在伝へられるが如き歳出一〇〇四億円といふ予算は終戦年度たる二十年度に比し約四三%の増加となる。此の様子は前大戦後の独乙でも見られなかつた。独乙は約二六%の増加を示したに過ぎない。英国は終戦翌年度には直ちに約三五%の縮小を履行した。之がインフレ破局への途を取るか、然らざるかの岐路をさすものと言へよう。(第三表)

(三) 開戦時(日本では昭和十六年と考へる)の歳出に対し終戦年度の歳出が四倍程度に又終戦後第一年度の歳出が五倍強に相当して居ることも前大戦後の独乙と今次大戦後の我國と極めて酷似して居る。而も我國の二十一年度歳出は予算に拠つたものであり決算に拠ればもつと増加するかも知れないことを銘記しなければならぬ。

此の歳出の膨張振りは理論的には国民所得と対比して考察せらるべきであるが遺憾乍ら適当な資料がない。唯々開戦当時の国民所得と終戦当時乃至終戦後の歳出とを比較すれば次の如く日本の場合極端な膨張率が示される。

公債発行に依るもの二〇〇億円と考へられる。而して財産税収入の使用は資金封鎖を前提とする限りその新円化を意味し、日銀の信用創造に俟たねばならぬ点では赤字国債の日銀引受発行と同様な作用を持つものである。従つて七〇〇億円即ち歳入の約七〇%は公債収入に俟つものと考へるべきである。之を前大戦後の英独に比較すれば独乙に極めて酷似し英国に比すれば甚だしく不健全なるものと言はねばならぬ。(第四表)

(四) 二十一年度予算の内容を検討するにその大部分は占領軍費と失業対策費とである。前大戦後の独乙に比して今回の我國の賠償は一回限りの実物賠償であることがインフレを激化させない有力な因子であると考へられた。しかし現在の我國力を以てしては占領軍費さへ満足に負担出来ない状態である。

(イ) 占領軍費は先づ至上命令である。インフレ破局必至といふことが明白な場合の外はこれが巨額となることは已むを得ない。之は資材、技術等の点に困難があつても凡ゆる努力をして即ち闇物資闇貨銀を以てしても計画完遂に努力しなければならぬこととなる。従つて予算を追加しなければならぬ可能性は極めて大きい。又之は今年度のみとは限らない。来年度も可成り膨大な支出が必要であると考へねばならぬ。

(ロ) 失業対策としては膨大な公共事業を考へてその支出を予

算に計上して居るが資材とか行政能力とかの点より考へて果してその様な事業が計画通りに行はれるか否か甚だ疑問である。又その様な事業の効用は直ちに成る性質のものではなくインフレ防止上夜立ち得るものとは考へられない。

寧ろ実際には失業対策は単に手当を給するといふ方法に依らざるを得ない方が多いであらう。そして予定された金額の手当では到底満足せられないであらう。

(イ)その他は一般行政費であり大部分は官吏の俸給といふことになるが、之亦膨張一途が予想せられる。

(ロ)之を要するに本年度予算は我が国力に比較して非常な無理がある。実質的には到底計画通りの実行は出来ないであらう。それにも不拘金額は膨張一途を辿り之が縮減には極めて困難が伴ふ。而もそれらの膨大な歳出はインフレ抑制に作用する性質のものは殆んどなく寧ろ之を促進する力が強い。

此処で簡単な結論を付して置くならば日本の此の財政の様相は前大戦後の独乙に比較して見るならば少くとも終戦第二年度たる一九二〇年度に近似して居り、今後の成行如何ではそれより悪化する可能性もあり厳に注意を有するといふことである。

三、生産、産業資金とインフレ

(一)食糧その他消費物資の点に付ては主として後に消費の面で考へることとする。従つて茲では先ず基礎産業と輸送力等

とを問題とする。

(ロ)基礎産業は衰滅の度が甚だしい。鉄鋼生産が戦前比八%で前大戦後のドイツ五〇%と比較にならない程悪く、革命時のロシア一〇%に近似するといふことは端的に基礎産業の危険を例証する。石炭もはや労務の増加に依つては増産し得ない状況に在り設備の補修を要するといふことである。また肥料も単にステイールパイプが無いといふことだけでなく増産は期待出来ないといふことである。輸送力も補修が出来ないので危殆に陥つて居るが如くである。現在我国にはそれら補修資材は全く欠乏して居り而も夫々の種類の補修資材間に量質とも甚だ跛行的で均衡がとれて居ない。従つて此の点についても輸入がない限り産業復興は望めないと思はれる。

(三)しかし企業は生き物であり何とかして活路を発見することと期待される。それには時間を要するが既に相当の時間が与へられた。尚若干の時を藉すならば徐々に向上傾向を持つに至るであらうと思はれる。その時期は少くとも補償処理の完了後のことと思はれる。此等の点に關しては固よりもつと科学的に、技術的に且実証的に検討されねばならぬ。しかし日本の従来産業構造はそれを許さぬものがある様に思はれる。

(四)確實に謂ひ得ることは資金面のことである。既に本年四月乃至六月に産業資金として約一六〇億円の封鎖預金の現金

化と金融機関の貸出が行はれたと推定される。此の勢は引き続き強くなる傾向を持つことと考へられ年度中の産業資金は九〇〇億円にも達すると思はれる。一方国民所得の面より考へれば殆んど産業投資に廻す余力は出ると思はれない。

この□□は前述の様にクレディットに依る資材輸入の外なといふことと符号する。それにも不拘斯様な産業資金の増加があるといふことは依然として企業は赤字を続けて居るといふことである。併しその赤字もインフレに依つて巨利に転じつつあるものも考へられる。この様な状態は中々脱却出来ない。企業は整理に依つて経営を健全化したい欲望を無論持つて居ることであらうが、それは従業員からする抵抗が極めて強い。寧ろ健全化の爲には物価の引上要求又は製品の横流しの方法に出ることが容易に考へられる所である。

(四)補償打切りに依る企業界の整理といふことは企業経理基礎の健全化といふことになるのでインフレ対策、経済安定の爲にも望ましい所である。しかしそれには二つの条件がある。一は極めて迅速に処理されねばならぬといふこと、二は企業が過去の債務の金利負担に追はれることなく正常な報酬が企業活動の主体に分与される様な資本構成とならねばならぬといふことである。今回の各種措置が此等条件を充すことは非常な努力を要する。寧ろそれには相当の日時を要すること、評価益によつて糊塗しようとする傾向を

生ずること等によつて適確な効果を挙げ得ない虞があり寧ろその時日の間生産が停滞することをさへ懸念される。

(六)斯て産業界についてもインフレを促進するものと考へられるべき要因が強い。寧ろ産業界にこそインフレによつて種々の困難を解決しようとする欲求が強く、インフレ見越こそ益々生産を遅滞させると見るべきである。そしてインフレの進行は流通面、末端不急消費面等の活動を活発ならしめ眞の産業界の実資本は遂に食込まれ、能率は低下することとなる。原料、資材等も益々必要な基礎産業には廻らなくなる。

このことは愈々インフレを深刻ならしめるといふ様に互に作用しつつ破局の到来を待つ形となる。

(七)因に生産指数について一言すれば最近生産財の生産を上昇せるが如く示して居る。しかしそれはストックに依つて生産したものが大なる部分を占めて居るであらうし、指数のベースが極めて問題にならぬ位低い所にある。従つて生産指数をそのまま受取るとは全く危険であると考へられる。

四、購買力、消費性向等とインフレ

(一)現在の消費生活の水準は極めて低いものである。之は敗戦国民として当然であるといつて了へばそれまでであるが、しかし国民各自がその認識に徹して現実に各自の行動を規正するものとは考へられない。寧ろ戦時中充されなかつた各種の消費欲望、永い間の耐乏の結果としての消費生活の

荒廃、終戦による心理的弛緩等消費意欲の旺盛なる発動を見つたと考へねばならぬ。

(二)消費生活中基本的なものは食糧であり、最近の食糧逼迫の爲インフレが拍車されたことは疑ひない所である。今秋の米作は豊作を予想せられて居る。世界的にも豊作の様である。従つて食糧事情は緩和されると考へても好いであらう。しかし具体的に考へるならばそれが何時頃何の程度の緩和となり得るかが問題であり、仮に直ちに三合配給が実行されれば著しく経済安定を速める基礎となる。所が輸入しつ三合配給をすることは世界的に食糧事情が何うであらうとも差当り政治的には許されない所であらう。従つて巧く行つて代替食込みで二合三勺配給への復活が考へられる。しかし之では到底食生活を安定させ得るとは考へられない。不足分を補充しようとする動きは矢張強力であることは否定出来ない。

更に注意すべきことは単に国内食糧の存在量が殖へただけでそれが経済安定要因となると考へることは誤謬である。問題は既に見た様に食糧の増加割合より遙かに多量の通貨が刻々に引続き放出されるといふ事態と切離しては考へられないといふことである。即ち食糧が増加してもその価格は決して下らないと考へる方が當を得て居る。

又実際にはたとへ二合三勺の配給を確保すると政府の声明があつてもその効果は現実に相当期間実施されて始めて現

はれる。従来の経験に徴しても多くの人々は政府の配給有る迄を待たないで先づ自分丈け先に充分に獲得して置かうとする。そしてそのことが益々配給ルートに食糧を乗せることを困難ならしめる。更に食糧問題といつても主食丈けの問題に止まらない。主食が漸く充たされれば蔬菜、魚類、果実及肉卵等に嗜好が移りそれ等の価格を引上げること考へられる。そして生産者の採算関係を通じて再び主食の価格を引上げざるを得ないといふ様な循環高を予想しなればならない。

要するに食糧の価格も逐次騰貴し依然それが生活費昂騰の中心を為すであらう。食糧不足に因る飢餓不安は和らぐが価格の騰貴率が急激となることに因つて生活不安は決して緩和しない。

(三)仮に食糧事情が安定してもその他の消費物資に旺盛な消費意欲が向ふであらう。先づ衣料、家具什器等生活必需品すら余りに不足して居る。そして其等の生産を有利にするので多くの事業が無計画にそれ等の濫造を始めるであらう。その統制計画化といふことは中小工業を基盤とする我國産業構造に於ては殆んど不可能のことと考へられる。現に戦後間もなく斯様な現象を生じた。そしてそれ等は決して値下りはしない。矢張り資金が非常な勢で追加注入され続けて居るからである。

特に注意しなければならぬことは、戦後日用雑品の氾濫

は軍需手持資材から成るものが大部分であつた。而もそれらの基礎をなす産業は前記の様に危殆に瀕して居るとすれば到底永続するものとは考へられない。

又娯楽遊興についても需要は強烈であつて、それらは最低生活の觀念の如何を問はず生活費の絶対必要部分とまでなりつつある。それらの産業関係が大いに今後盛んとなるであらう。そしてそれはインフレ抑制に何等役立たない性質のものである。

(四)以上に依つて消費意欲の旺盛なことその対象となる物資の供給は樂觀出来ないことを検討した。然らばその様な消費意欲が果して有効需要となり得るかについて購買力の検討をしなければならぬ。

(イ)戦時経済殊に敗戦は巨額の物的裏付のない購買力を生み出した。之は平時には余り多く存在したものではなかつた。物的裏付のない購買力は簡単に国債に依つて測り得られる。殊に補償打切りに依つて産業貸出中の物的裏付のないものが除かれるとその関係は一層明らかとなる。今大雑把にその測定をすると次の様な数字となる。

旧円預金(封鎖)	三月三日	六月末現在	同上に於て補償打切の場合	預金切捨
二、四〇〇億円	一、七五〇億円	一、五五〇億円	三〇〇億円	

新円預金	四元	四元	
新円預金(自封)	七五	七五	
合計	二、五〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
金融機関保有	一、三〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇
国家補償			三〇〇億円

即ち六月末頃の勘定に於て補償打切り後の数字を見れば総資金二、六〇〇億円の中、又所謂封鎖預金二、一〇〇億円の中一、六〇〇億円が物的裏付のない購買力であつて非常に高い比率を占めて居る。斯様な購買力が重大な不安定要素であることは、疑ひのない所であつて過去の実証に徴する時はその倍額以上の国民所得を即ち三、〇〇〇億円以上の国民所得を造成すべく作用すると考へるべきである。殊に高額預金切捨て後に残つた預金即ち比較的零細な大衆預金は消費資金として発動し易いからインフレ促進にはもつと強い作用を為すかも知れない。然るに既述の如く本年度国民所得は公定価で一、〇〇〇億円、六月現在の実際物価で二、〇〇〇億円程度と測定されるに過ぎない。此のギャップが五割以上あるといふことは少くとも五割の物価騰貴、更にそれが循環して数倍もの物価騰貴を齎らす可能性がある。

(ロ)右の様な物的裏付のない購買力があるととしても封鎖が為されて居れば問題とするに足りないといふ見方がある。

しかし右に述べた購買力と国民所得との関係が平時二倍程度であるといふ場合に於て購買力が金額浮動的であるとは限らない。寧ろその浮動性は今の封鎖解除の程度より低かつたのではなからうかと考へられる。此のことは預金の構成割合等からも推測される所である。しかしそのことよりも以上推断して来た状態の下では新円の一、〇〇億円前後の氾濫、引続く物価騰貴に因る生活困難の爲一部の者だけが資金封鎖で苦しむ理由が疑はれて来る様になり先づ自由私と現金引出の限度の引上げが要求せられるであらう。此の要求は諸君が貴当り七、八十円にもなつて目の前に在り、それが一部の者のみによつて闇買先取りされる様であれば、又は交通費等の如き食糧以外の生活費が引上げられても或は映画等の入場料が高くなつても略々同様であるが極めて強烈なものとなつて遂に之を認めざるを得ない。しかしその結果として愈々物価は騰貴することは疑ひない所である。現在通貨預金に対する信認も危いがさうでなくとも屢述の如く消費意欲は旺盛であり預金の浮動性の高いこと、而もそれが大衆的に分布して居ることは稀に見る如くである。そして更には全面的に封鎖解除がせられねばならない。又補償打切りに依つて高額封鎖預金が打切られることは特に封鎖預金に対する信用を喪失させ封鎖支払の受取を忌避する傾向を強めることとなるであらう。この点からして上

つて何人かの現金所得となる。而もそれが「富の再分配」と言ふ表現で明かな様に資産家から下層階級に購買力が移ることであつてインフレ対策としては却て逆効果がある。それも財産税の金額が現金又は預金で完納された場合のことであつて物納となつた部分についてはその納入物件の多くのものは買手を見出し得ないであらう。その為例外的にそれ等の物だけが値下りを示現することは考へられるが大した影響力を持たないであらう。一方納入物件見合ひに現金で歳出が行はれば明かに信用の創造が先行することとなる。唯々眞の購買力の減少は失業者の増加に伴ひそれ等の人々の購買力の減少といふことで考へられる。それは長期的には確実なことでありデフレーションが予見せられる。しかし今はデフレーションの来る前に極めて近い將來にインフレの破局を来さないかを検討して居るのであつてその時期が何時頃かが重要なのである。前記の様に一時に大量の失業者を出すことは出来ないであらう。そして差当つてのインフレ昂進期にはそれ等の人々に対する退職金が先づ問題であり、又それ等の失業者を放置することは中々許されないうであらう。非常に困難ではあつても徹底的剩員整理を急遽断行し且それ等の人々の犠牲を已むを得ないものとして覚悟して救済を断念するといふのでなければ当分此の点にデフレ要因があると信する

の子想よりもつと早く封鎖を撤廃しなければならぬかも知れない。何れにせよはや封鎖措置に頼ることは出来ない。それは撤廃せらるべき運命に在る。しかしその撤廃を一つの転機としてインフレの昂進することが充分考へられる。

(イ) 往々にして既存資金には限りがあるからその作用は知れて居ると考へられる。預金の引出は残高の存する限りのことである。しかしそれが新たな資金の放出と共に購買力として発動するといふ所に問題がある。何人も僅かな期間を除いては貯蓄への喰込みを以て甘んじない。入るを量つて出づるを制する健全な家計は寧ろ例外に属するものと考へるべきである。斯様な状態に在つては先づ赤字を出し所得の増加、資金の引上を求め、既に預金は大部分減少したものの様に思はれて居るが前記計数が明かに示す様に若干預金者を異にして居るが預金の総額には殆んど変りがない。その上に新円が注ぎ込まれて居るのである。新資金の注入は益々増加し預金は現金化して活動する。此の様に購買力は無限であり得る。

(ニ) 補償打切りに依る預金の切捨ては儘かに購買力の減少である。しかしその額は高々二〇〇億円程度であり而も前述の如く高額預金者の購買力が減る丈でインフレ対策上幾何の効果があるかは疑はしい。財産税の徴収は矢張り預金の減少であるがそれは歳出に充てられることによ

訳には行かない。

(五) 於是消費の面から見て我国現前のインフレは何の様な状態に在るかの一応の判定を下して置かねばならないが、此の面から丈の指標は求め難い。総合的に観察する場合所謂「通貨の流通速度」によつて測られると考へられるが、その適確な資料も手掛りも乏しい。通貨の流通速度は通常通貨の発行増加率と物価騰貴率とによつて与へられ、通貨退蔵の状況と通貨に対する信認の度合を示すものとして考へられる。通貨発行高は資金封鎖措置に依つて極度に縮小せしめられたのでその後の増加率は異常に高く、物価騰貴率が之を下廻つて居ることは当然である。之に依つて通貨流通速度が停滞して居ると断することは出来ない。寧ろ注目すべきことは左の事象であらう。

(イ) 本年一月末の日銀券発行高が昨年末の夫よりも大となつたことは日銀券の発行が季節的弾力性を全く失つたことを意味する。之には財産税法案の発表、資金封鎖見越等が手伝つた事情もあつたとしても此は重大な事象である。前大戦後の独乙では一九二二年に入つて始めて斯様な状態となつた。

(ロ) 本年七月末の日銀券発行高は昨年十二月初旬に相当するがその間には少くとも物価は二倍になつて居る。(一) 即ち通貨の流通速度は上昇して居り現在の方が退職通貨が少いといふことを言ひ得る。現在でも農村に滞留

して居る日銀券の額は相当のものではあらうが、以前よりは流通部に通貨が多くなつたものと見られ警戒を要する所である。農村が従来通り現金を保有しようとするばそれだけで銀行券はもつと殖えなければならぬ。しかし同時に流通部にも殖えんと考へなければならぬ。由來我國では通貨を尊ぶ慣性を有する農村人口が国民の約半数を占めて居る。このことは現在の我國には為替投機による資本逃避がないことと共にインフレに対する我國の抵抗力として相当高く評価しなければならぬ。しかしそれにも限度がある。最近の通貨措置に懲りて居りそして通貨が何千億円といふ数字を示す様になつたら如何なる反応を示すか此の抵抗力は余り過大評価をすることも危険である。又農村の此の様な慣性は却つて物々交換乃至投資などよりも、より多い通貨を求める傾向に転ずることも考へねばならぬ。

(イ) 自由預金の増加割合が早くも反落した。此のことは自由預金が法人の準備金を主とするもので個人の貯蓄として為されたものは少いと考へさせられる此の点から貯蓄率は殆んど零と言つても大した誤りではないであらう。一旦撤布された現金の額丈けはそのまま銀行券の増加となる状態に近い。前大戦後の独乙に於て大蔵省証券の発行高(即ち政府資金撤布超過高と考へる)と銀行券増加額とが一九二二年頃より略々一致を示した。此の点から見

て経済界の混乱を来して我が国経済の再建の障害となるのであつて、抽象的には通貨処理と云う様なことは論議されても実際には通貨処理などは行わつても到底行い得ないものである。

換言すれば我が国経済の事情は通貨処理が必要でないのみならず、通貨処理を行うことが却つて有害なのである。

二、通貨処理が論議される理由

我が国で通貨処理が論議され始めたのは決して最近のことではなく、通貨処理の主張者は既に一年も二年も前から之を論議して来て居るのであるが、その論議は常にその実施の時期を将来に置いて居るのであつて、今直ちに通貨処理を実施せよと云う主張は全然ないのである。而も斯かる主張が行われてから既に一、二年を経過したけれども今日の主張も亦同様にその実施の時期を将来に置いて居るのであつて、このことは、とりもなおさず我が国経済の事情が、通貨処理など行い得ないことを意味するものであり、同時に通貨処理論者も之に依つて我が国経済が果してその意図の通り安定するかと云うことについて自信がないことを意味するものである。それでは何故斯う云う通貨処理問題が論議されるかと云うに、その理由としては次の様な考え方によるものと思われる。

(一) 我が国の経済を安定する為にはどうしても企業の合理化が必要であるが、企業の合理化をする為には政府が計画を樹てて積極的の之を実施するには政治力が余程強くなければ

る限り今迄の何の項に於て検討した所よりも危険であることが諒解せられる。

「斯様な状態から考へると今のままで何の手もつたずに推移すると危局又は破局は必ず来ると思はれ且それは余り遠い先のことでないと判断しなければならぬ。」その時期のより精密な算定は可能であるか何うか確認を持ち得ないが別に稿を改めて仔細に検討することとする。

注 標題の渡辺事務官は日本銀行から大蔵省に出向し理財局に配属されていた渡辺孝友(のち日本開發銀行総裁)である可能性が大きい。ガリ版刷。以下の表を省略し第一表(日銀券発行高推移)、第二表(物価の推移)、第三表(前大戦に於ける英独の歳出と今次大戦に於ける日本の歳出、第四表(A我國最近の財政の推移、B第一次大戦中及び戦後独乙財政状況、C第一次大戦中及び戦後英国財政状況)。

出所 大蔵省資料乙五一—二七。

V—56 通貨処理問題の説明資料(昭和三年八月五日理財局企画課)

通貨処理問題の説明資料

(理企、昭三、八、五)

一、通貨処理はあり得ない。

最近、我が国の経済安定方策について通貨処理を行うべきであると云う論議が行われて居るが、政府として通貨処理を行う意思が絶対には勿論、通貨処理を行うことは却つ

ば各方面からの反対にぶつかつて實際上実行不可能である。而も企業自体も何とかならうとの甘い考えから合理化をしない。従つて此の際通貨処理に依つて、資金面から購買力を一定限度に制限して了つて、成り立たない企業を自然的につぶして了う方が結局経済安定への早道である云う考え方

(一) 現在購買力が偏在して居て社会公平の觀念に反するから、此の際偏在する購買力を通貨処理に依つて吸収すべきであると云う考え方

(二) インフレーションは資金と物資との均衡がとれない為に起つて居るのであるから、通貨処理に依つて資金を吸収すればインフレーションは停止するだらうと漠然と考へる考え方

(三) 独逸で通貨処理が行われたから、日本でも為替レートが設定せられる時に同時に何か行われるのではないかと不安

(四) インフレーションの昂進によつて、戦前一弗に対して四円程度であつた為替レートに比して現在軍の換算レートは二百七十円であり、之では計算単位が大きすぎるから必ず切下げが行われるであらうとの考え方

三、通貨処理を行ない得ない理由

併し乍ら右の色々の考え方はよく検討して見ると何れも実際に即しないものであることが判る。

(一) 第一に通貨処理によつて企業の合理化を自然的に実現しようとする考え方は、何故政府が計画を樹てて積極的に企業の合理化を行つことが困難であるかと云う根本問題を考へて見れば、そう簡単に通貨処理など行い得ないことが判る。

即ち今日企業の合理化をすることが何故難しいかと云へばそれは我が国の経済条件即ち食糧その他の生活必需物資も不足し、生産設備、原料資材も亦不足して居ると云う状態下では、企業の合理化を急激に行つと崩壊した企業の設備は少くとも一時的に全然活動を停止する等生産の回復に大きな障害を来すと同時に、多数の失業者が発生し食糧等の不足するインフレーション下では結局社会不安を生ずる懼れがあるからである。

従つて企業の合理化はどうしても国民の経済安定の必要に對する認識を基礎とし、強い政治力を以て計画的に段階的に之を實行しなければならぬのであつて、通貨処理に依つて一挙に行つと云う様な無暴なことは何人もその掌にあればなし得べきことでもなく又なすべきことでもないのである。

(二) 第二に購買力の偏在を是正する為に通貨処理を行うべきであると云う意見であるが之亦実際にはそう考へるの通りの効果はないのである。即ち購買力が偏在すると云つても、その購買力は決して通貨のみの形で保有されて居る訳では

なく、大部分は物に換えられて居り、仮に通貨の形で保有されて居ても、通貨処理の可能性があると考へれば目先の大きく人達は通貨をすぐ物に換えて了い、結局通貨処理を実施した結果は経済にうとい人達が大きな犠牲を払うことになり、購買力の偏在する部分の人達は大した影響は受けなると云うことになり勝ちなのである。

(三) 第三にインフレーションは資金と物資との均衡がとれない為に起つて居るのであるから通貨処理を行つて購買力を削減すればインフレーションは終息すると云う考え方は、非常に単純な考え方であつて、現在のインフレーションの原因は消費物資の不足、生産水準の低位、外国貿易の未回復等基本的な経済的悪条件にあるのであつて、之が互いに矛盾を生じて居るからであつて、現在でも一般に資金の不足が訴えられて居る状態であつて、資金の量を減少させずればインフレーションが安定すると単純に考へるのは誤りである。資金の放出を出来る丈抑制することは必要であるけれども、同時に資金を効率的に流通せしめることによつて経済の基礎条件をよくすることを考へなければならぬのである。

(四) 独逸で通貨処理が行われたから、日本でも為替レートが設定せられると同時に何か行われるのではないかと云う不安については、先づ為替レートが何時設定せられるかについて未だ全然不明であり、又仮に之が近く設定せられる

と仮定しても既に去る六月五日発表の軍換算率は、一弗に對して二百七十円であつて、之は日本側で多くの人が考へて居たよりも円安に、即ち或程度間を加味した実効價格的な円の実勢に近く決定されたのであつて、之から類推しても、為替レートが設定される場合に切下げの様な措置が行われることはないと思へるべきである。

又独逸に於て通貨処理が行われたのは、独逸では我が国の実情とは違い、通貨の信用が無くなり通貨による取引は一部分に限られ、経済の相当部分が物々交換になつて居たと云う状態であつたのである。此の意味から云つても我が国で通貨処理を行う必要はないと云い得る。(説明をされる席によつては米ソ関係と云う政治的の意味もあつたことを付加しても可)。

(五) 一弗三百円とか四百円とか云うのは計算単位として大き過ぎるから、単位の切下げを行ふべきであると云う議論は、通貨処理の問題としては別段問題にする必要はないのであつて、計算単位の切下げは、例えば百円を一円に切下げれば通貨のみでなく、債権債務、物価、賃銀その他一切が百分の一で計算されることになる丈のことであるから、何等実質的な影響はないのであつて、財産が百分の一になる訳でもなく、物を持つて居る人が得をする訳でもないのである。従つてかかる意味での平価切下げは何等危懼する必要もないし、又今後我が国のインフレーションが更に昂進を続け

て円の対外価値を表はす数字が計算単位の変更を必要とする程度に大きくならない限りは斯かる意味での切下げも實行する必要はないのである。

(六) 最後に通貨処理と云うものが、何故行はれ得ないかと云ふ最も大きな理由として、通貨に對する信用を失ふと云うことが、最も恐ろしいことである点を考へなければならぬ。

昭和二十一年に金融緊急措置令が実施せられたが、其の後の情勢を考へて見ても通貨措置と云うものが通貨の信用に与へる影響が如何に重大であるかと云うことが判ると思つ。金融緊急措置が実施された当時は勿論未だ我が国経済が安定する条件が整つてゐなかつたので、措置令施行後インフレーションは昂進を続け、之が為めに再び新円の封鎖が行はれるのではないかと云う不安が仲々解消しなかつたのである。

従つて貯蓄の防げとなりインフレーションの抑制に障害となり、政府はかかる不安の除去に並々ならぬ苦心をして来たのであつて、最近漸くかかる不安も解消し、殊に措置令によつて封鎖されてゐた預金も今回之を解除することによつてかかる不安の原因に終止符を打つたのである。

右の如く通貨に関して何等かの措置を講じた場合に経済安定の基礎条件が備はつてゐなければ必ず通貨処理後に再びインフレーションが続き、之がため通貨の信用を失墜して

経済の円滑な運行上非常な障害となるのである。殊に我が国に於ては一度金融緊急措置令による通貨措置が行はれてゐるのであるから再びそう云うことになつては、通貨に対する信用が極度に失墜することは明かである。

而もインフレーションを完全に収束しつゝ様な経済安定の基礎条件の整備は貿易、外資の導入、その他国際経済の変動等対外的要素に依存する面が非常に多く、又我が国経済の実態から云つて、一年や二年で成立出来るものではないのである。

生産が戦前の六割迄回復すれば通貨処理によつて本格的に経済安定が実現すると説く人があるが、之は単に前世界大戦後独逸で通貨措置によつてインフレーションが克服された際生産が戦前の六割に回復してゐたと云う事実を考慮したに止まつたもので、当時の独逸の生産設備の量、食糧事情等を考へると我が国経済の条件は当時とは非常に異なる点があり、決してさう簡単な結論を出すべきでない。即ち今日の状態に於て来年何月頃通貨処理を行うと云う様な計画を樹てるものも具体的な根拠に依つてその時には必ず実施すると云う確信を持つてゐるとは云へないのであつて、我が国経済の実情から考へると来年になつても到底かかる処理を行ひうる様な安定の基礎条件が成立する見透は立たないのである。

通貨処理論争も最近はその措置の具体案としては預金に対

して切下げ率を少くして、通貨の儘保有する場合よりも有利にすることを唱へて居るが、之は結局通貨の信用失墜による預金の減退を懼れるからであると考え、それにしても、物との關係に於ける通貨の信用の失墜と云ふことを考へると通貨処理は決して経済安定の条件が完全に成立する迄は之を行ふことは有害である。そして経済安定の基礎条件が完全に成立するのは現在では未だずつと将来のことであつて、その場合に果して通貨処理が必要であるか或は安定の基礎条件の成立によつてもはや通貨処理を必要としなくなるかと云ふ様なことは今から予断することも出来ず又必要もないのである。

四、経済安定はどうして実現するか。

それでは経済を安定するにはどう云ふ行き方をすればよいかと云へば、やはり犠牲を顧みず一挙に安定をさせようと思ふ考へ方ではなく、一歩々と段階的に犠牲をば最少限度に止め乍ら而も着実に安定の条件を作り上げて行くことである。世界食糧事情、外資の援助が好転することによつて外的条件が或る程度好転しつつある此の機会を捕へて、資金面、物資面、労務面の総ての部面で総合的に段階的な計画を樹て、その計画に従つて一歩々々努力を重ねて行かなければならない。従つて貯蓄の面に於ても、一層之が増強に勤め、もつて資金面からのインフレーションを抑制すると共に安定の条件を作り出す為に必要な生産に要する資金を供給しなければならな

いのである。

注 三(四)の第一文までタイプ打ち、第二文以降手書きカーボン複写。その前後でかなづかいが異なる。理財局企画課は旧外資局総務課が改編、承継されたもの。

出所 大蔵省資料乙五一―二八。